

て前方の地隙に進み、零明散兵線の工事完成するの後、遙に敵情を望む。西は長灘より南長灘、王家窩棚、李家窩棚を経て東は張庄子に亘る間に堅壘を連ね、之を繞らすに副防禦線を以てし、殊に石田聯隊の攻撃目標とせる王家窩棚には機關砲四門を据え歩兵三個旅團を配列し、歐露歩兵第十四師團を長灘附近に止めて第二線とし、守備頗る嚴なるもの、如し、曉霧散じて展望自在なるに及び、挑戦の第一發は先づ我砲兵陣地より放たれ、次で彼我二百餘門の大砲戦となれり、石田聯隊の第一線歩兵は午前九時三十分頃より銃火を開き突進の時機を窺へども、敵砲猛烈にして好機を得ず暫くして二門の迫撃砲は聯隊の左翼に増加せり、茲に於いて右翼にありたる山口大隊先づ躍進し、次で山田大隊も亦左翼より梯進せり、然れども敵の銃砲火は層一層急激となりて死傷續出し、剩へ山田大隊の前面にある一座の砂山には、機關砲隊現出して我を瞰射し我前進運動は之が爲に遮斷せらる、此砂山は平野中の一隆起地にして其長サ四十米突に過ぎざる彈丸黒子の地點なれども、一望千里の空野にありては軍の據點として彼我必争の陣地なれば、山田大隊の三島中隊長は之を奪取せんと欲し新宅中尉(吉之助)に命じ、部下の一小隊を率ゐて砂山に突進せしめ、次で藤川少尉(直人)の一小隊も亦之に増加し、肉薄して敵機關砲を驅逐し之を占領せり。

三島中隊の砂山占領は大に石田聯隊の作戦を有利ならしめ、各中隊は漸次前進して敵前に

肉薄せり、若し尋常の敵兵ならんには、此時必然潰走し去るべきも、勁兵の名ある歐露の狙撃旅團は此機に際しても尙頑強に抵抗せしかば、戦闘は刻一刻激烈となり山田、山口兩少佐以下將校の負傷者多く、戦況轉た凄絶となりて勝敗未だ決せず、豫備大隊亦悉く第一線に増加し盡して、今は全く餘力なし。勇敢なる石田大佐も百計茲に盡き、空しく敵前に停止し、成功を夜襲に期す。後方姚坨子にありたる木越中將は石田聯隊の戦況不利なるを見るや、大臺に残したる杉村聯隊を姚坨子に進め、先づ清水大隊(少佐盛次)をして石田聯隊の左翼に増加せしむ。次で又軍の總豫備たる堀江聯隊より二個中隊を増加して敗勢を挽回せしむ。石田大佐は増援隊を得て午後八時三十分夜襲を斷行し、敵火を冒して王家窩棚村落の圍牆に肉薄したるも、敵兵能く防戦し亦一步を進むるに由なし、遂に圍牆に密着して午後十一時に至る、偶村内に敵の信號火起ると共に兵舎を燒燬し、拂曉前退却せしかば天明頃全く王家窩棚を占領せり、此一戦に於て石田聯隊は實に一千餘名の死傷者を出し、其戦闘力の一半を喪失せり。

四、大庄河占領

摺澤少將は自ら杉村聯隊を率ゐて二日拂曉、張庄子附近の敵兵を掃蕩し、一旦兵力を集結し、更に渾河左岸周官堡の敵兵を攻撃するに決す。此間第四師團の馬淵野砲聯隊は右方よ

り、第八師團の野中山砲聯隊は左方より、高瀬砲兵聯隊は中央より最大速力を以て敵陣を猛射せり、敵歩兵は我砲聲中砲壘に隠れ砲火熄めば首を出して射撃し、其狀頗る惡むべし、依て杉村聯隊は砲兵の掩護を得て周官堡に迫り縦横奮闘薄暮に至りて大突撃を試み、敵陣地を占領せり、杉村聯隊の攻撃中太田中佐の歩兵第二十一聯隊(舊稻葉聯隊)及俣野大隊も亦右翼よりして周官堡に肉薄し、午後六時に至り敵兵混亂兵器を棄て軍服を擲ち輕装して大韓臺方向に退却するを見るや、急に敵陣に突入して杉村聯隊と會合せり。

翌三日より師團は急速なる總進撃をなせり、村山少將は堀江聯隊、太田聯隊、後備獨立砲兵大隊、騎兵一中隊、機關砲一隊を率ゐて、正面より前進し大韓臺、小韓臺、新庄子の殘敵を蹂躪して大庄河に向ひ、摺澤少將は杉村聯隊及高瀬砲兵聯隊を率ゐる左翼に迂回して行々新開河、大江窩棚を進略して大庄河の側背を衝かんとし、石田聯隊は師團の豫備となり司令部に續行す、大庄河は人家稠密にして露軍兵站部の所在地たるが故に、我は敵の此地を頑守すべきを豫期したり、然るに露軍は乃木軍の迂回運動に對して陣地變換の必要を感じ漢城堡より北折して奉天の西方大石橋に至るの新陣地を撰定し、渾河左岸の前進陣地を棄て沙坨子附近に引揚げたる後なりしかば、村山枝隊は正午頃容易に新庄子を占領せり、摺澤枝隊も亦警戒行軍を以て新開河を進略し大江窩棚に進出せしが、偶敵の敗兵大縱隊とな

りて陸續我前面を横ぎり東北方に退却するを發見し、我砲兵は急に放列を大江窩棚の北端に布き、之を砲撃して多大の損害を與へたり、茲に於て午後一時頃より村山枝隊は正面より、摺澤枝隊は側面より、大庄河を夾撃して午後四時同村落一帯を占領せり。

既にして銀爾堡攻撃の命令は杉村、堀江兩聯隊に下れり、銀爾堡は大庄河の北方三千米突の所にありて、此間の土地總て敵開せるが故に、兩聯隊は之が攻撃を夜襲に譲り、午後八時三十分を以て運動を起せり。夜は暗く人影固より望むべからず、而も敵は日本軍の夜襲し来るを知るや、盛に砲火を開きて我進路を掃射し頑強に防戦せり、我軍屈せず敵の露營火を目標として躍進又躍進、敵前一千米突に至りて死傷續出し、進退殆ど谷まりたるも、一部隊は闇に乗じて突撃を續行し、天明銀爾堡を占領せり。此戰に於て我戰利品は數十哩の輕便鐵道材料、貨車百餘の外食麩、鹽、鮭等の副食物あり不便極まる戰場に我將士の枯腸を潤せり。

四日早朝第五師團は大臺の敵兵を擊攘し、次で崔家堡附近に於て立見師團に對抗せる露軍の側面を砲撃して之を走らし、正午頃一部隊を蘇胡堡に止め、師團の主力は午後三時渾河の水上を渡り、右岸に進出して楡樹堡を占領し、師團の先頭に進みたる杉村聯隊及高瀬砲兵聯隊は、摺澤少將指揮の下に再び攻撃運動を起して沙坨子、莫家堡の敵陣に肉薄せんと

欲せしが、第一線部隊未だ鐵道堤に達せざるに日全く暮れ、一隊地理に熟せざるを以て、已むを得ず戰鬪隊形の儘停止せり。

五、莫家堡攻撃

左翼より進みし立見師團は疾風の如き勢を以て長灘、月堡子の勁敵を撃破し、四日進んで魚鱗堡、寧官屯の各村落を進略し、五日拂曉を期して敵の本防禦陣地と恃める揚士屯を攻撃せんとす。故に第五師團も亦其右方に連繫して後莫家堡、沙坨子を進略せんと欲し、摺澤枝隊(杉村歩兵聯隊及高瀬砲兵隊より成る)に増加するに石田大佐の歩兵第十一聯隊を以てし、五日早曉先づ石田聯隊に命じて後莫家堡西方鐵道線路に據れる敵の歩兵一大隊を驅逐せしむ、石田聯隊は拂曉前戰鬪營地より潛行して線路の堤下に突進し、堤塘を挾んで壯烈なる爆薬戰を開始し、繼ぐに格鬪戰を以てし敵を後莫家堡に驅逐せり。

是より先き杉村聯隊前は莫家堡の敵に對して戰鬪を開始し、其一部は渾河左岸の堤壩を占領し、敵と二百米突を隔て、激烈なる小銃戰を試み、彼我共に死傷多し、此の間高瀬砲兵隊は昨日の放列陣地(小榆樹堡東方地區)より約一千米突前進して放列を布き、師團に屬する重砲、野砲は崔家堡の東北千三百米突にある小丘を中心として陣地を撰定し、莫家堡、沙坨子附近の敵砲兵七十二門と砲戰し、終日壯烈なる戰鬪を繼續せり、石田聯隊は是等砲

火の掩護を得て鐵道線路より蕩進し、獨力後莫家堡を進略せんと欲して肉薄す、前莫家堡に據れる敵歩兵及砲兵三中隊之を見て不意に石田聯隊の側面を猛射す石田聯隊は二面に敵火を受け大に其行動を阻碍せられ、遂に突撃の好機を得ず亦戰鬪隊形を以て夜を徹せり。

六日第五師團は前日の戰況不利なるに顧み、更に總豫備隊たる堀江聯隊を第一線に進め、石田聯隊と協力して莫家堡、沙坨子の敵兵を攻撃せしむ、依て堀江中佐の歩兵第四十二聯隊は大榆樹堡方面より沙坨子に向つて北方より攻撃し、石田、杉村兩聯隊は其右方に連繫して進戰せり。高瀬砲兵中佐は山砲の射距離短きを遺憾とし、前日の放列陣地よりも更に一千米突を進め、敵の小銃火を冒して放列を布き、野砲隊は崔家堡より大榆樹堡の東方に進み、重砲隊は前日の陣地にありて掩護射撃をなせしが、敵も亦砲七十二門を以て極力應戦し、我砲兵は終日之と對戦すれども未だ敵砲兵を沈黙せしむること能はず、又前面の歩兵は昨夜増加して、其兵力約一師團以上に達し、我三個聯隊を以て之を擊攘し難し、因て前進運動を中止し、敵を此方面に牽制するに勉む。

七日敵歩兵は漸次増加して約一師團半となり砲兵亦百餘門に増加し、曳火彈の爆裂する所彈子は飛んで急霰の如く、榴彈の落下する所硝煙砂塵は虚空に沖りて火山を連ぬるに似たり、之が爲に第五師團の進路的運動は愈絶望となれり、然れども敵兵の此方面に増加せし

は乃木軍の作戰を益々有利ならしむるを得て、牽制の任務は茲に全く成功せり、八日露軍の東方部隊は沙河線一帶の陣地を撤退して總退却に移りたるの結果、此方面の敵兵も亦其影響を受けて朝來動搖し、東北方に退却するの状あり。茲に於て杉村聯隊は猪突して後莫家堡に進入し、更に敗敵を尾撃せり。此時乃木軍及乃木軍と相連繫して李官堡、楊士屯を攻撃する大島、立見兩師團の方向に於ては、戰鬪方に酣なり。敵は衆を恃み、動もすれば我を壓迫せんとす。故に第五師團は益前敵を牽制するの必要なるを感じ、倏然攻勢に轉じ沙坨子に向つて前進す、敵前六七百米突の地點に達せし時日已に全く暮る敵の歩兵は闇中より我を猛射し、機關砲四門之を助けて我進路を亂射せり、而も我第一線歩兵は之に屈せず、歩一步前進して翌拂曉前までに敵前百五十米突の地點に迫れり。

久しく軍の總豫備隊となりて髀肉の歎を抱きつゝありし堀江聯隊は率先して敵の角面堡に向つて連續數回突貫を試みしが、敵の新陣地に於ける沙坨子は、猶彼の沙河線陣地に於ける漢城堡と同じく、露軍に取りては必要の據點なり、故に角面堡の堅固なる、守兵の頑強なる、豫想の外に出で、我が死傷刻一刻に増加すれども、而も戰機遂に發展せず、就中堀江聯隊は最も悲惨の情況に陥り、七日以降の激戰に聯隊長堀江中佐、以下將校十三名戰死し、河内(信彦)中路(清儀)兩少佐以下將校二十五名負傷し、開戰當初より稻葉聯隊に分屬

せし侯野少佐(泰)の二個中隊を除きては聯隊中剩す所の幹部僅に一中尉二少尉あるのみ、中尉代りて聯隊を指揮し辛うじて現位置を支えしが師團の豫備隊之に増援して終日對戦せり。若し此日狂風展望を妨ぐるなかりせば聯隊は必然全滅を免れざりしならむ。

惡戰苦闘を重ねたる堀江聯隊及石田、杉村兩聯隊は其大部分を喪ひたるに拘らず、猶敵の角面堡前面に膠着して徹宵せしが、同夜前敵の退却せるを察知し、第一線部隊は十日未明前進運動を起して敗敵を驅逐し、萬歲聲裡に公匠屯、沙坨子一帶の敵陣地を占領し、敗敵を追躡しつゝ正午頃より奉天城に向ひ、楊士屯、路官屯を経て夕に奉天停車場に達すれば同地は既に立見師團に占領せらる。

遼陽に於て沙河に於て他師團に遜りし第五師團は、奉天大會戰に際して實に顯著なる功績を立て中國健兒の面目を發揮せり、而して其最も壯烈なりし者を堀江聯隊とす。

第三節 第八師團戰況

一、師團の編制

第八師團は黑溝臺、蘇麻堡の激戰に將校八十餘名、下士卒八千餘名を失ふて創痕未だ癒えず、特に津川大佐等の如きは綑帶を纏ふて跛行しつゝあるにも拘らず、奉天會戰には奥軍の左翼縱隊となり勇戰せり。當時小澤聯隊は軍の豫備隊に編入せられたるを以て、中將は

實に三個聯隊を提げて敵の一個師團に向ひたるなり、師團の幹部は大約左の如し。

第八師團長	中將 立見 尙文	步兵第十七聯隊長	大佐 渡邊
參謀長	中佐 由比 光衛	步兵第三十二聯隊長	中佐 森川
步兵第四旅團長	少將 依田 廣太郎	騎兵第八聯隊長	中佐 永沼
步兵第五聯隊長	大佐 津川 謙光	砲兵第八聯隊長	大佐 野中
步兵第三十一聯隊長	中佐 小澤 季治	工兵第八大隊長	少佐 岡田
步兵第十六旅團長	少將 鎌田 宣正	輜重兵第八大隊長	大佐 齊藤
		彈藥大隊長	少佐 林昇
		架橋隊隊長	大尉 石橋
			三三

二、長灘附近の激戦

二月二十八日に及び、大要左の如き軍命令は下れり曰く、立見師團は乃木軍の右翼縱隊たる第九師團と聯繫して渾河右岸、月堡子方面の敵兵を擊攘し、進んで張庄子に出で、軍の中央縱隊たる第五師團と連絡すべしと、而して立見師團と第九師團との中間地域は稍廣闊なるが故に、秋山混成枝隊は、其中間に出で、連絡を保持せり。同日夕刻より運動を起して黒溝臺に集合す、當時長灘の露軍は約一個師團半あり年魚泡より長灘に至る間に防禦工事を受け、月堡子附近に前進陣地を構へ砲約三四十門を備へ、副防禦物を繞し、處々機關砲を配置す。故に之を攻撃せんこと固より、容易ならず、立見中將は、森川聯隊の一個大隊を右側枝隊と爲し渾河左岸に沿ふて長灘の東側を脅威せしめ、津川聯隊を以つて左側枝

隊とし西方に迂回して年魚泡を攻撃せしめ中將自ら渡邊聯隊の全部、森川聯隊の三個大隊及野中山砲聯隊を率ゐて月堡子を攻撃せんとし初夜渾河を渡りて煙臺子に出で、秋山騎兵旅團は之に連繫して長江聯隊を土臺子に進め其左側を掩護せり。

師團の一部歩兵と野中砲兵聯隊とは翌拂曉先づ射撃を開始せり、敵砲兵の年魚泡東端に在るもの三十餘門は曉雲散するの頃、我歩兵を瞥見して猛烈に縱射せしかば、我砲兵も亦煙臺子東端の放列陣地より應砲せり。立見中將は煙臺子にありて戰機既に熟するを望み、木越師團未だ王家窩棚を進路せず、秋山騎兵旅團未だ土臺子以北に現はれざるに拘らず、師團單獨に猛然突撃運動を開始すべきを令す、時方に午前十一時、正午頃より我第一線歩兵の躍進するに従ひ、敵砲兵の射撃愈急調となり、我砲兵亦山砲の威力を有効に發揮せんが爲に、渾河右岸に沿ふて逐次其放列を進め彼我激烈なる歩砲戰となり、我第一線部隊は戰友の屍體を踏み月堡子西端の獨立家屋を目標として猛進し、敵前二百米突に達する頃將卒過半死傷し、渡邊聯隊の第二中隊にして、中隊二百餘名の定員僅に下士一名卒二十七名を餘すのみ。而も已に敵前に近迫し唯突撃の一法あるのみ、依て第一線歩兵は鐵條網、鹿柴等の妨碍物を踏み越え、阿修羅の如く敵群中に殺到し、午後二時前後を以て月堡子村落を占領せり、右翼より進みし森川枝隊は此間渾河左岸より長灘を攻撃し、津川聯隊は左翼より

猛進して年魚泡に向ひたるも、敵兵頑強に防戦して戦況意の如く進捗せざりしが、立見中將は一と先づ敵の第一線陣地を攻陥せしを一段落として、長灘、年魚泡の攻撃を翌日に譲れり、然れども右翼の森川聯隊と左翼の津川聯隊とは午後三時頃より長灘、年魚泡に向つて漸次壓迫せしかば、露軍竊に北方に退却し左右兩聯隊は二日午前六時を以て敵の本防禦陣地を奪取せり。

此時に當り右方の木越師團は既に張庄子に出で、左方の第九師團も亦四方臺を進路せしかば、連繫全く成り、乃木軍の迂回行動進捗するに伴ひ奥軍の左翼も亦漸次右旋回をなして前進するの必要を生じ、師團は左右兩縱隊となり、王秀臺、張站の中間に向ひ前進す、王秀臺の敵は多少抵抗を試みたる後、北走せしかば、師團は容易に同地を占領せり、茲に於て師團は再び北進し、右翼枝隊は翌三日頭臺子、馬頭堡を経て新開河に向ひ、左翼枝隊は瓢陀子、李大堡を経て倭家堡に向ひ、行々小敵を驅逐し、依田少將の左翼枝隊は午後七時三十分を以て倭家堡を占領し、勢に乗じて蘇胡堡に突進し、近く前敵に對峙して徹宵せり、鎌田少將の右翼枝隊は、行々肅河窩、馬頭堡の敵兵を撃退し、進んで敵の兵站地たりし小王江堡に突入し、露軍の拾集せし物資を鹵獲したるが、第五師團此地に前進せしかば、鎌田枝隊は再び淮河右岸に渡り兩枝隊一地に會合し、師團司令部も亦倭家堡に進入せり。

四日師團は倭家堡を進發して大榆樹堡に向ひ翌五日師團は再び左右兩翼隊を設け、右翼隊は魚鱗堡、左翼隊は寧官屯を攻撃す。敵は堅壘に據りて頑抗し、重野砲を以て猛撃せしが、勇敢なる東奥部隊が獅子奮迅の勢を以て突進するや、辟易して楊士屯に退き、本防禦陣地に據りて我を防支せんとす。

三、楊士屯の苦戰

楊士屯は奉天城を距る西南三里にある大部落にして、其東方二里には漢城堡より奉天に通ずる鐵道線路あり。沙河堡を防守せる露軍は此線路を安全ならしめざるべからず。クロバトキン大將が我迂回運動に對して新陣地を爰處に撰定したるものは之が爲にして、南は渾河堡より沙陀子、楊士屯、李官堡を経て西は轉灣橋に至る間に半圓形の設堡陣を設け、以て、露軍最後の防禦陣地となし、爾後鐵兵に命じて角面堡を築き鐵條網狼狽を構へ地雷を伏せ、營々として加工せしものなれば、其陣地の堅牢なるは嚮にベリチコー將軍の遼陽城外に經始せし設堡陣に譲らず、其規模の宏大なるは寧ろ前者に數倍せり。

立見師團長は先づ鎌田少將の右翼枝隊をして楊士屯を攻撃せしめ、中將自ら依田旅團を手中に收めて寧官屯に控え、其戦況に應じて敵の右翼に向ひ首力を前進せしめんとす。

鎌田少將は楊士屯攻撃の命令を受け六日黎明を期し正面攻撃をなし、砲戰は例に依つて開

始せらる。敵は數門の重砲を以て魚鱗堡、寧官屯を砲撃し其火力我に倍蓰せしも、野中砲兵聯隊は危険を冒して第一線に進み、極力山砲の威力を發揮するに努め、野砲大隊及重砲大隊も亦之を援けて其後方より敵陣地を集射し、以て歩兵の進路を開かんとせしも敵砲優勝にして動もすれば威壓せられんとす、東奥健兒は早くも前進運動を起し、數回躍進して敵前百五十米突乃至四百五十米突の地點まで肉薄せり、敵の陣地は我豫想以上に鞏固なる角面堡にして、所謂副防禦物を具備し、壘内より發射する機關砲彈は雨の如く、銃火亦た盛に起り曳火彈は頭上に炸裂し、十五珊知榴彈は脚下に爆破し、爲に森川中佐以下死傷續出し、午後二時頃に及びては渡邊、森川兩聯隊早く既に戰鬪力の過半を失ひたり、茲に於て已むを得ず土囊を積で急造掩堡に築き、一意現位置を固守するに努めたり。

晝間の攻撃不可能なるを見るや、立見中將は茲に大部隊の夜襲を試みて成敗を一舉に決せんと欲し、渡邊、森川、津川の三聯隊より各四百名の決死將卒を拔擢して、三個大隊を編成し、津川大佐に命じ之れを指揮して六日深更敵陣地に肉薄せしむ、津川聯隊の井坂少佐(藝)、森川聯隊の長谷川少佐(達海)、渡邊聯隊の久松少佐(賴三)各大隊長となり、稻葉大尉の率うる工兵中隊を加へ各爆藥を携へたる工兵五名宛各隊に分屬せしめ、津川大佐總指揮官たり夜襲隊は其編成及集合等に時間を費し、七日午前五時三十分に至り、始めて兵力

を豫定の場所に集結せり。時に天未だ明けず四顧暗黒なりければ津川大佐は直に之を部署し、敵の右側に迂回し、敵前二百米突まで近接せしが、東天漸く白みて我運動の敵に發覺せらるゝと同時に俄然驟雨の如き敵火を蒙れり、各兵士は聯隊長の嚴訓を守りて毫も應戦せず、地上に伏臥して敵火を受くるのみ。忽ち多大の損害を蒙り、夜襲隊を通じて健全なる幹部は津川大佐、長谷川少佐、進藤大尉、田郷特務曹長の數名あるのみ、津川大佐遂に恨を吞んで退却せり、津川決死隊の夜襲失敗に終るを見るや、師團長は到底武力を以て楊士屯を進路するの不可能なるを察し、爾後強襲の態度を一變して専ら牽制戦をなし、九日午後敵兵狂風に乗じて退却運動を起すに及び、一轉して攻勢に移り、十日午前八時を以て大堡、新堡の各村落を占領し、直に追撃して十里馬頭、西塔、太平庄、後塔の線に出で、隣接師團に率先して一部歩兵を奉天停車場に進め、猛火の裡に同停車場を占領せり。

四、奉天停車場占領

奉天停車場を占領したる名譽の聯隊は山崎中佐の後備歩兵第五十一聯隊なり。山崎聯隊は此時突然軍命令に接し、即刻立見師團に屬し其右翼となりて奉天停車場に前進すべき命を受く。令に接し中佐は吉田大隊を前衛として直に奉天停車場に向つて突進せり、金鐘屯にある敵兵盛に我進路を猛射せしが、大勢既に我勝利に歸したる好機に乗じ、一隊鯨波を作つ

て突進し、午後二時二十分を以て先頭第一奉天停車場を占領せり、立見師團は楊士屯を進路すること能はず、辛うじて現位置を支持し得たるに過ぎざれども、優勢なる前面の敵を牽制し、乃木軍の作戦を有利ならしめたる功績は、他師團に譲らず、爲に奥大將より感状を附與せられ、大山元帥よりも賞詞を得たり、立見師團は黒溝臺の激戦に八千有餘の部下を失ひ、之が補充兵の戦線に到着したるは實に奉天會戦の二三日前にして、幹部は未だ部下を知らず、部下は直上指揮官の姓名だも記憶するに至らずして、早く既に戰場に出でたりといふ。

第四節 第三師團戦況

一、師團の編制

大島中將(義昌)の統帶せる第三師團は奥軍の總豫備となりて柳條寨附近に宿營せしが、三月二日夜に及び奥軍の戦線漸次北進するに伴ひ北方に移動すべしとの命令を受け、竹内聯隊、吉岡聯隊、島川砲兵聯隊及工兵大隊等を混成して一枝隊を作り、南部少將之を指揮して翌三日柳條寨より沈旦堡に進み、四日北臺子を経て渾河を渡り大青堆子に宿營し、五日更に前民屯に轉進し、六日を以て第八、第九兩師團の中間第一線に出で、戦闘に参加すべく指定せらる、此間大島(義昌)中將は師團の豫備隊たる渡聯隊を率ゐて南部支隊に續行し、

六日を以て前民屯附近に到着せり、當時に於ける師團の幹部左の如し

第三師團長	中將男爵 大島 義昌	步兵第十八聯隊長	中佐 渡 波
參謀長	大佐 山田 忠三郎	步兵第三十四聯隊長	中佐 川上 才次郎
步兵第五旅團長	少將 南部 辰 丙	騎兵第三聯隊長	中佐 中山 民三郎
步兵第六聯隊長	中佐 竹 内 武	砲兵第三聯隊長	大佐 島 川 文八郎
步兵第三十三聯隊長	中佐 吉 岡 友 愛	工兵第三大隊長	中佐 石 栗 剛三
步兵第十七旅團長	少將 兒 玉 如 忠	輜重兵第三大隊長	中佐 山 崎 晴
		彈藥大隊長	大佐 加 藤 曾 市
		架橋隊列長	大尉 矢 野 又三郎

二、李官堡の激戦

李官堡は西部、南部の二個所に分れ、敵の本防禦陣地は北方李官堡高地より南部李官堡及其南方集團家屋(我軍呼びて三軒家といふ)を経てチエンシチエンに至るの間に四五個の大角面堡を築き、防備最も嚴なり、南部李官堡は小部落なれども奉天停車場に至るの間は何等の地物なく、之を攻陥せらるれば、直に停車場を危殆ならしむるの恐れあり。故に敵は李官堡の高地を以て此方面の據點となし、我軍をして此線上より一步も以東に踏み入ること能はざらしめんと期待したるものゝ如し。

六日拂曉竹内聯隊の第一大隊は此敵陣地を偵察すべく派遣せられたり、大島中將は其報告に基づき、翌七日未明より南部旅團をして、本攻撃を決行せしむ、南部少將は夜間全旅團

を李官堡の東方約一千米突の線に進め、吉岡聯隊を右翼とし三軒家を目標とし、竹内聯隊を左翼とし南部李官堡に向ひ各前進せしめ、兩聯隊中より國弘、村岡兩大隊を殘して豫備隊とし、旅團長自ら之を率ゐて續行す。

午前五時吉岡聯隊が敵の散兵壕前約六百米突の距離に近接せし時、敵は始めて猛然銃砲火を集注せり、然れども暗中の射撃効力甚だ多からず、依て兩聯隊は敵の猛火を意とせず三百米突に進み、二百米突に迫りたり、三軒家南方の散兵壕に據りたる敵兵約三中隊は此刹那、忽然壕を越えて逆襲に轉じたり、我第一大隊之を見て猛烈に射撃し、交戦未だ一時間ならざるに、敵の三個中隊は約一個中隊の少數に滅せり。我は此機に乗じて銃劍突撃に轉じ、格闘凡二十分我が工兵亦敵前三十六米突の地點に進みて迫撃砲を放ち、遂に前敵を殲滅して散兵壕を奪ひ、勢に乗じて三軒家に突進し、吉岡中佐以下所在一騎打の接戦を試み、約一聯隊の敵兵を斃し三軒家を占領せり。

敗殘せる敵兵は辛うじて路官屯方向の第二防禦陣地に逃れ、三軒家東南方約五百米突の地點にある角面堡内の敵隊と相呼應して我占領せし三軒家を夾射し、次で李官堡の敵砲兵も亦側面より三軒家を砲撃し、之が爲に吉岡聯隊は敵陣地を奪取すると同時に、三面敵の包圍中に陥りたり、左翼より駢進せし竹内聯隊も亦未明より敵の防備不完全なる側面を擇び

て李官堡の西南に迂回し、次で豫備隊の増援を得て國弘、大越、北川の三大隊潮の如く敵の村落防禦線に押寄せ、敵を東方に壓迫して午前六時村の西南一角を占領せり。

三面敵の包圍中に突進したる吉岡聯隊は、夜の明くると同時に益敵の十字火に惱まされ、頗る苦戦の情況に陥れり、南部少將は其麾下を空しうし、豫備隊たる村岡大隊の全部を赴援せしめ辛くも敵の包圍逆襲を防ぎ得たれども、李官堡高地よりする砲火は刻一刻に激烈となり、前面の角面堡には敵歩兵漸次増加し、防戦は益々困難となれり、午前十時頃より敵兵漸次増加し、當初一聯隊と見し敵兵は忽ちにして一旅團となり、一師團となり、遂に我に數倍する兵力となり、剩へ三面に陣地を構へたる敵砲兵二十餘門は正午頃より一層砲撃を急にせり。情を我砲兵に報じて掩護砲撃を求めんとすれども數次簡派せし傳令卒は悉く皆途中に斃れて使命を全うせず。我兵極力猛射、銃身熱して把握すべからず、盒内の彈藥既に盡きたる部隊あり。此酣戦中敵に多大の損害を與へたれども、我聯隊の將校戦死する者十九名、負傷する者三十一名に達し、健全將校は吉岡聯隊長以下兩三名を餘すのみ、伍長中隊を指揮し、曹長大隊に號令するに至り、聯隊の下士卒今や大隊の定員に充たず。

増援を乞はんか、南部少將の麾下既に一兵の豫備隊なし。輸卒亦戦死者の銃を拾ふて激戦し、過半は既に死傷し、彈藥の補給亦望むべからず。偶敵の一彈吉岡聯隊長を斃せしかば、

我兵遂に退却するに決し、三軒家は再び敵の占領する所となれり。

南部李官堡の一角を占領したる竹内聯隊は、壁一重を隔て、家屋防禦をなせる敵兵に對して爆薬を投げ、迫撃砲を打ち、圍壁破壊すれば倏然突貫を試みて敵の占領せる家屋内に闖入し、接戦格闘敵を隣家に驅逐し、一屋を抜けば續いて隣屋に迫り、正午頃には村の南部二十餘屋を占領し、道路を挟んで彼我互に村落防禦をなし、勝敗未だ決せざりしが、既記の如く敵は此頃より刻一刻に増援隊を加へ、翻然逆襲に轉じ來れり、我兵好機乘すべしと爲し、極力射撃を急にして逆襲せる敵兵を猛射し、約一千餘名を斃せり、然れども竹内聯隊の蒙りたる損害も亦頗る多大にして、兵員は刻一刻に減少し、加之午後三時頃吉岡聯隊三軒家より退却せしかば、右方の連絡全く絶え、勝に乗じたる敵の大部隊は首力を擧げて竹内聯隊を包圍す。我將士の防戦益々困難に陥り、聯隊長竹内中佐は三彈を受け自ら佇立すること能はず、僅に従卒の肩に縋りて部下を指揮するに至れり。其他聯隊の將校戦死する者二十名、負傷する者二十八名、名譽ある聯隊旗は四たび旗手を易ふに至る。竹内中佐謂へらく事既に此に至る。止まるも殲滅し、退くも亦殲滅せん。若かず軍旗を安全の地に引揚げ、部下と共に潔く戦死せんには、然れども彈藥既に盡く、空しく敵の好目標となりて斃る亦遺憾なり。乃ち顧みて副官齋藤大尉を麾き、最後の状況を枝隊長に報じ、且彈藥

の補給を請はしむ。大尉途次敵彈に傷き、匍匐して旅團司令部に達す。竹内中佐其達せざるを慮かり、更に大隊長少佐大越兼吉を招き、軍旗を捧持し司令部に赴かしむ。少佐亦村落を離るゝや敵彈に中り、亦進むべからず。乃ち鉛筆を執つて遺書を舐し、三輪一等卒をして軍旗を捧持して枝隊長の所在地に到らしめ、其身の捕虜とならんことを耻ぢ、右手負傷刀を執るに堪へざるが爲に拳銃を以て自殺せり。

齋藤大尉の報告と大越少佐の遺書とは大に南部少將の心を動かしたり。然れども少將の麾下に一兵なし。此時に當り、竹内聯隊は國弘少佐代りて聯隊を指揮し、健闘力戦すれども、三千の將士を以て編成せられたる聯隊も今は五百餘名となり、風前の孤燈膏油既に枯れて死期刹那に迫る。而も聯隊長は一步も退却するを許さず、苦戦其極に達せる時に當り、渡中佐の歩兵第十八聯隊は西部李官堡に到着せり。南部少將は乃ち其先着せる西村大尉の一隊に命じ、其齋らし來れる彈藥十萬發を携へて竹内聯隊に増援せしむ。

竹内聯隊の全力を以てして猶且殆ど全滅せんとするに際し、眇たる西村大尉の一個中隊を増加す、固より不利の形勢を挽回するに足らざれども、彈藥既に盡きて空しく手を拱き敵の來襲を待て死なんとする竹内聯隊は、十萬發の彈藥と新銳の二百人を得て大早に雲霓を望むが如く、士氣頓に振ふ。乃ち相協方して前敵を猛射せり、既にして日全く暮る。夜半に及

び枝隊長の命令は下れり曰く、「竹内聯隊は夜陰に乘じ南部李官堡を撤退して西部李官堡に引揚ぐべし」と、一隊必死となり辛うじて固守し來りたる新陣地を撤退するは我將士の忍ぶ能はざる所なるも、前面の敵兵は一軍團以上の優勢なれば、僅に生存せる七百餘名の寡兵を以て之を支持すべきに非ず、竹内聯隊長は恨を吞んで翌八日天明前西部李官堡に引揚げたり。退却後旅團の生存者を點檢すれば尙戰鬥力を有するもの竹内聯隊に於て五百五十八名、吉岡聯隊に於て六百名、兩聯隊を通じて將校の健全なる者少佐大尉各二名、大隊副官一名、特務曹長一名あるのみ、死傷者は無慮三千五百有餘名に達せり、故に八日以後師團の頼むで以て中堅となす所のみは、唯渡聯隊あるのみ、其自重して輕進せざりしもの之が爲のみ。

第十章 奉天附近大會戰(七)——乃木軍戰況

第一節 第九師團戰況

一、第九師團の幹部

大島中將(久直)の第九師團は軍の右縱隊となり始終旋回軸にありて策動する豫定なりしも更に其戰線を北方に延伸するの必要起りて中央縱隊となり、遂に最左翼に出で、奉天の北方に繞廻するに至り、優勢なる前敵を控え他方面に轉戦する毎に、多大の注意を拂ひ、新

方面に進出する毎に、強盛なる露軍と生地に交戦し、夜行き晝戦ひ、連戦十二日中稍少開なりしは唯三月三日のみ、之が爲に第九師團は我滿洲軍十三師團、十後備旅團中最困難なる戰鬥をなし、最多の死傷者を出し、最大なる戰功を立てたり、統計に據れば奉天附近の會戰中、大島師團の損害は、總死傷數六千二百四十九名と注せらる、實に全師團戰鬥員の半數にして、我全滿洲軍總損害の八分一を占む。旅順攻圍戰中最も勇戦して多大の犠牲を拂ひたる第九師團は、開城後未だ三月ならざるに又其補充せる戰員の過半を失ふに至りては誰か此師團に同情を寄與せざらんや、師團の幹部は左の如し

第九師團長	中將男爵 大島 久直	步兵第十九聯隊長	中佐 山田 良水
參謀長	大佐 足立 愛藏	步兵第三十六聯隊長	中佐 福谷 幹雄
步兵第六旅團長	少將 一戸 兵衛	騎兵第九聯隊長	中佐 平佐 春彦
步兵第七聯隊長	中佐 野澤 善四郎	砲兵第九聯隊長	中佐 宇治田 虎之助
步兵第三十五聯隊長	中佐 佐藤 兼毅	工兵第九大隊長	後佐 河北 榮太郎
步兵第十八旅團長	少將 平佐 良藏	彈藥大隊長	中佐 春木 源三郎
		架橋隊列長	中佐 渡邊 滿太郎
			大佐 濱島 彌熊

師團の首力は平佐旅團を前衛として二十七日媽々街の西方黒坨子附近に到着し、翌二十八日黒坨子、沙坨子を経て張家窩棚方向に前進し、途次徒家窩棚の小敵を蹂躪して沙坨子に達し、更に張家窩棚、烏邦牛間に騎幕を張れる敵騎兵團所屬の砲兵を撃退せり。

師團長大島中將は三月一日を以て四方臺の敵兵を攻撃して、乃木軍首力の開進を掩護せんと欲し、依て茨楯地に前進せし一戸旅團に命じ其首力は即時前小邊外に轉進せしむ、一戸旅團は直に運動を起して午後六時前小邊外に到着し翌曉暗に乗じて再び前進し、三道溝に到りて四方臺攻撃の機を待つ。

二、四方臺の激戦

三月一日、奥軍左翼の立見師團は拂曉渾河左岸に前進して長灘、年魚泡の攻撃を開始せり、然るに東、長灘より西、四方臺に至るの線には、堅固なる敵の防禦陣地ありて、一軍團餘の歩兵之を守り、以て渾遼二水間の據點となせり故に乃木大將は特に第九師團に命ずるに立見師團と相協力して四方臺附近の敵兵を攻撃し、軍の首力をして旋回運動を容易ならしむべきの重任を以てす、大島中將は此時既に四方臺攻撃の方略を講じ、昨來専ら敵情偵察に努めたれども、四方臺は其名の如く四方を敵制すべき好個の據點にして、之に據れる敵兵は其高地に繋留輕氣球を揚げ絶えず日本軍の運動を監視し得るに反し、傲開せる平野に暴露せる我は唯諸種の諜報を綜合して僅に敵情を摸索し得るのみ。然れども軍首力の迂回運動を掩護するには速に四方臺附近の敵兵を攻撃して露軍の注意を茲に導かざる可らず、依て大島中將は大迫師團の略四方臺西側に前進する迄、暫く其攻撃運動を猶豫し、午後零時

三十分に至り、始て之を決行せしむ、時方に立見師團は月堡子敵兵に對して酣戰中なり。

此の日一戸旅團の第一線野溝聯隊は拂曉三道溝を進發し、平佐兵團の第一線、福谷聯隊は張家窩棚より小蓮花泡附近に前進し、午後零時三十分敵前六千米突の地點に達し、茲に始めて戰團隊形に移れり、我軍戰團隊形に移るや、敵騎兵の大部隊は我進路に現はれて、第一線部隊の運動を妨げしが、我は之を意とせず、依然前進して敵前四千米突に達するや、敵砲兵は俄に曳火彈を亂發し、以て騎兵の戰團を援助せり、若し我に野砲あらんか、砲戰は此時より開始せられたるならむ、而も山砲のみなるが故に之に應戰すること能はず、我歩砲兵は多少の損害を蒙りつゝ、尙前進を繼續し、歩兵は漸次散開して砲火の危害を避け、砲兵は横隊となり、曳火彈子を冒して敵前千八百米突の地點まで猛進せり、茲に於て宇治田中佐馬上刀を捧げて號令し三十餘門の山砲一齊に歩兵の掩護射撃をなせり。第一線歩兵は逐次前進し、午後四時既に敵前四五百米突の地點に肉薄せり、然れども堡壘は頗る堅牢にして容易に抜く可らず、敵砲兵は漸次増加して四十門に及び、壘上よりする歩兵火は急霰の如く、鹽澤少佐以下死傷するもの甚だ多し、白晝の攻撃成功し難きを見るや、野溝、福谷兩聯隊は一齊に停止して散兵壕を掘開し其蔭に伏臥せり、茲に於て敵砲兵は砲火を我砲兵に集注し、一時放列線は炸煙を以て蔽はる、此間宇治田中佐は敵彈に斃れ、其他死傷

續出せしが、始終砲戰を繼續して歩兵を掩護し、延て日没に至れり。午後七時に至り四方臺の敵兵は全線急射撃をなせしも、次で火力漸く緩徐となる。兩旅團は機乗すべしと爲し、第一線部隊は午後十一時を以て全線突撃に移れり、敵は晝間月堡子要地の我立見師團に攻陥せられたるに驚き、夜來既に退却運動を起したるを以て、容易に此要地を占領し得たり。而も攻撃主力たりし第九師團に於ては、六百餘名の損害を蒙りたり。

三、彰驛站の敵襲

二日第九師團は火石崗子を経て孤家子に向ひ前進せんとす。零明軍命令あり曰く、第九師團は軍より離れ、獨立して長灘、年魚泡の側背より立見師團と相待て攻撃を開始すべしと、茲に於て作戰計畫を變じ、師團の首力は八音臺より、一戸枝隊は年魚泡より長灘に向つて進發す、途次吉報に接す曰く、『立見師團は既に長灘の敵兵を撃攘して北進の途に就けり』と、依て三たび方向を轉じて北行し、月花臺を経て北三臺子に進出し、首力は附近村落に露營し、内田中佐(廣徳)の騎兵聯隊及福谷聯隊の吉村中隊を彰驛站に進めて前哨線を張り、忽ち敵襲の急警あり依て福谷聯隊長に命じ其渡邊大隊(少佐博)をして前敵を掃攘せしむ。然るに彰驛站の内田聯隊及吉村中隊は渡邊大隊の未だ應援せざるに先だちて勁敵の壓迫を受け吉村中隊は全滅を覺悟して防戦せしも、十數倍の敵兵我を包圍して肉薄するが爲め衆

寡敵せず、其二十餘名は銃劍を揮ふて村落内に格闘し、刀折れ力盡きて敵の慘殺する所となり、七十餘名は負傷して戰鬥力を失ひたり。内田聯隊は此間手馬を放つて徒歩戦をなし、之に附屬せし機關砲隊は砲を離脱して叢中に隱匿し、白兵接戦す。斯の如くにして遂に村落より撃退せられたる歩騎兵の殘餘は、後方二百米突の溪流線に據り健闘力戰中渡邊大隊來り相協力して防戦數刻に及べり。

彰驛站敗退の急報師團司令部に達するや上下愕然遂に山田聯隊を促して之に應援せしむ。此酣戰中日は漸く暮れて四邊朦朧展視するに由なく、敵は漸次増加し村落の圍壁を楯として我を亂射し、戰鬥愈不利に陥りたり、然れども山田中佐は徹宵數回の突撃を續行し、曉に至りて彰驛站を克復し、衆敵を北方に撃退せり。

翌三日第九師團は一戸旅團を前衛として蕃家臺、林家臺を通過し大青推子に至りて露營し右側衛は馬門子に進入せしが、此日のみは大敵に遭遇せず。

四、張士屯の苦戰

四日拂曉、大島中將は前夜の軍命令に基き平佐少將を右側衛司令官として寧官屯に向ひ、絶えず立見師團と連絡せしめ、首力は一戸少將を前衛司令官として張士屯に向ひ、別に一部隊を徳勝營子の西方高地に留め全軍將に前進せんとす、偶内田騎兵聯隊長より報あり曰

く「敵の騎幕はチエンシチエンより揚士屯の前面に亘りて、其後方には敵の大縦隊チエンシチエン方向より奉天停車場に退却しつゝあるを見る」と内田聯隊が退却と見し敵縦隊はクロバトキン大將の急命に應じ奉天西方の新陣地向はんが爲に奉天停車場に集中するものなりし事は、後明瞭となりたれども、當時我は敵の退却するものと思惟し、一戸少將の前衛部隊は之を攻撃蹂躪するの目的を以て疾駆張士屯に到り、島田少佐(尙爾)の野砲大隊は張士屯東方約一千米突の地點に放列を布き、チエンシチエン部落に向つて砲撃せり、前衛歩兵は此掩護砲撃を得て放列前六百米突の畑地に展進し、勢ひ鋭く攻撃せしも、チエンシチエン及揚士屯にある敵砲兵二十四門は我を壓倒するの火力を以て張士屯附近を砲撃し尋で十五珊知重砲も亦我を砲撃し、殊に敵の砲兵陣地は巧に隱蔽せられ、我は殆んど應戦する能はず、加之我前面に對抗せるものは騎兵にあらずして大部分の歩兵なりしかば我第一線歩兵の小銃火を開くや、敵歩兵は角面堡及村落の圍壁に據りて盛に狙撃し、前衛歩兵は苦戦其極に達せり、此日強風砂塵を捲き遠望自在ならず故に敵情を詳にする能はず唯近接せる揚士屯チエンシチエンの敵歩砲兵のみに對して交戦せり、然るに我の恃める島田砲兵隊は刻一刻に敵砲兵の威壓する所となり、島田少佐は戦死し、一時沈黙するに至れり。平佐少佐の右側衛亦同一の運命に陥りて揚士屯の前面に支えられ、白晝の強襲到底其効無き

を知り、兩旅團共に成功を夜襲に期す。

斜陽西に落ちんとして風漸く收まり、遠望自在なるに及び、望遠鏡を取りて敵情を眺むれば、奚ぞ知らむ敵の大部隊は奉天停車場に廣集し未だ退却せざるのみならず、寧ろ我に向つて突進せんとする準備中なりと想定せらる、因て我先づ李官堡及其後方高地を進路して敵の開進を妨げむと欲し、緒方大隊を李官堡村落に進む、敵砲四門忽ち李官堡の東方三軒家の前方に現はれ、却て我占領せる張士屯村落の側背を砲撃せり、我砲兵之に對して應戦せしも、彼は約三十門の速射砲と數門の重砲とを以て我を夾射し、我は十八門の野砲を以て之と戦ふ。故に漸次威壓せられ、再び沈黙するの悲境に陥れり既にして、此時夕陽西に沈みしかば敵砲兵も亦射撃を中止せり。

第九師團は夜襲の準備中突如軍命令下り曰く、「第九師團は現在の位置を與軍の第三師團に譲り、奉天より新民廳に通ずる街道上、大石橋に向つて轉進すべし」と、蓋し敵は漸次北方に其兵力を集中するに依り、乃木軍は迂回運動の大目的を達せんか爲め、更に戦線を奉天の西北方に展伸するの必要を生じたればなり然れども、第九師團は既に近く敵前に迫れり、忽ち此接敵運動を中止して他方面に轉進せんこと甚だ危険なるが故に、大島中將は獨斷專行の責任を擔ひ、翌五日拂曉より依然前敵攻撃を續行せり、此時立見師團も亦右方

より楊士屯を攻撃せしかば、左右相待て猛烈に敵陣に肉薄せしも、敵亦愈援隊を増加し、激烈なる歩砲戦を接えつゝ、日暮を迎ふ、恰も好し奥軍の總豫備隊たる第三師團の南部旅團戦線に到着せしかば、此方面の戦闘を新鋭部隊に譲り初夜兵力を高明臺、雅姐岡に集結し、前夜の軍命令に基づき、大迫師團戦線の後方を通過しつゝ北進せり、楊士屯附近の戦闘中、師團の蒙りたる損害は七百餘名。

五、大石橋の慘戦

大石橋附近は五日夜に入るまで軍の左縦隊たりし第一師團の開進せし地域にして、六日曉までは此方面に於ける敵の抵抗力稍薄弱なりしかば、第一師團は前敵に顧慮せず僅少の守備兵を残して平羅堡に向つて北進し、大島中將も亦何等の警戒する所なくして新陣地に先着し、乃木大將も亦た多くの注意を拂はずして、永田砲兵旅團松居歩兵旅團と共に昨夜後民巷を進發し、馬三家子に向つて前進せり、然るに大島中將の大石橋に到着するや、午前十時三十分高力屯附近にありたる第一師團の守備兵等は三々五々大石橋に潰走し走り、報じて曰く、敵の一大衆團は劉家棚方向より八家子附近に逆襲し來り、衆寡敵せず、幹部は殆ど皆死傷し、防戦策盡きて遂に潰走せりと、第九師團此日の目的は大迫師團の左翼に連繋して新民廳街道上より奉天の側面に窘迫せんとするにあり、故に此方面一たび潰敗せん

か第九師團は豫定の陣地に就くこと能はざるのみならず、乃木軍の戦線は其中央陣地に於て破綻し、延て全軍の大敗となるやも未だ知るべからず、故に大迫師團の左翼に延伸して敗勢を挽回するの一事は焦眉の急に迫れり、而も將軍の麾下には寡少なる護衛騎兵あるのみ、一戸旅團未だ來り會せず、飯田師團既に轉進し去つて影なし、唯一縷の望あるものは乃木軍の總豫備隊として今將に馬三家子に到着せんとする永田砲兵旅團、松居歩兵旅團あるのみ、依て急使を馬三家子に馳せて此急變を軍司令官に具申し、汗馬縦横蹄塵雲の如し、乃木大將之を聞て大に驚き、總豫備隊中の歩兵一個大隊を馬三家子に駐めて最後の豫備隊となし、爾餘の歩砲旅團をして急行大石橋に開進せしむ。

永田砲兵旅團、松居歩兵旅團等の來着に先だち、一戸旅團既に到着せしを以て松居旅團は師團の豫備となり（平佐旅團到着するに及び軍司令部所在地に復歸す）しが永田砲兵旅團は師團砲兵の右方に連なり約百五十門の山野砲の迅速射撃は二千米突の好射距離に於て開かれければ、其効力頗る著しく、百雷敵の頭上に簾き、紫電彈子と共に滿地に落るの状、恰も驟雨の蟻群を潰亂せしむるに似たり、一戸少將は之を見て好機逸すべからずと做し、大聲疾呼して側面より敵の退路に迫る。不意の砲撃と突如の襲撃とは一驚を喫し、敵の逆襲部隊も潰亂して第一線は既に退却運動を起せり、此時大迫師團の左翼枝隊も亦竹迫聯隊

を前衛として前進し、平佐旅團の福谷中佐も亦新に戦線に到着して一戸旅團と俱に激烈なる追撃射撃をなし、遂に前敵を潰亂せしむ、永田砲兵旅團は乃ち射距離を伸し歩兵の追撃射撃を免れたる敵兵を猛撃す。敵は多大の損害を蒙り八家子村落に遁る時方に午後三時。茲に於て大迫師團は第九師團の右方より北陵に向つて攻撃し、大島師團は軍の中央縦隊となりて造化屯、八家子附近の敵兵に對抗せり此日の損害は二百十二名にして、其戦闘の壯烈なりしに比較的死者の少數なりしは、永田砲兵旅團の掩護砲撃頗る有効なりしが爲なり、同旅團は夕に軍司令部所在地に引揚げたり。

六、造化屯攻撃

造化屯の攻撃は六日夜を以て豫令せられたり一戸旅團は翌日に於ける牽制戦の準備として夜間野溝聯隊を高力屯の前方に、佐藤聯隊を其後方に配置して防禦工事を急造せしめ、平佐旅團は翌日に於ける本攻撃部隊なれば、夜間周家屯に於て攻撃部署をなし、左方第一師團の右翼と連繫しつゝ造化屯の側背に突進するの準備をなす、七日拂曉此濃霧を利用して靜に前進運動を起し、敵前約一千米突に至て散兵壕を連ね、河北中佐(宇治田中佐の後任聯隊長)の山砲聯隊も亦敵前千五百米突に進みて放列を布けり、既にして濃霧散すれば彼我近く接觸せり、敵は不意に約三四中隊の速射砲は倉皇我を砲撃せり、我山砲銳意之と對戦すれ

ども、速度威力共に劣りたる我砲兵は堅固なる肩牆に據れる敵砲兵と相拮抗し難く交戦數刻敵砲兵の威壓する所となる、平佐旅團も亦敵火に壓迫せられて躍進するに由なく今や將に敵の逆襲に遭ふて潰敗せんとするに當り、突如として永田砲兵旅團の野砲百餘門は一戸旅團の方面なる高力屯村落に現はれて造化屯の攻撃運動を援助せり。

永田砲兵旅團の陣地進入は頗る壯烈機敏にして、敵の曳火彈下に順序正しく而も迅速に放列を布き、非常なる速度を以て敵砲兵を猛射せり、茲に於て河北砲兵聯隊も亦砲火を盛にして平佐旅團の前進運動を援護す、平佐旅團は乃ち蹶起前進し、午後三時頃より左方第一師團の一部應援隊と相駢んで敵前二三百米突の地點に肉薄し、牽制に任じたる一戸旅團の野溝聯隊も亦敵前九百米突の側面に突進せり、然れども造化屯の圍壁は頗る堅固にして我突進を許さず、剩へ平佐旅團は側面より敵の砲火を受けて進退殆ど谷まり、敵の砲兵陣地に突進せし野溝聯隊の一部も亦非常の苦戦に陥りたり、既にして暮色蒼茫此慘憺たる修羅場を襲むと同時に、關中の激戦は開始せられ、勇敢なる我歩兵は突貫に轉じ、初夜に至りて造化屯を占領し、敵を八家子方向に撃退し、砲三門彈藥車六輛を鹵獲す、此日第九師團損害は野溝聯隊長の負傷を始めとして、死傷者合計千五百四名、生死不明下士卒百六十七名に達し、開戦以後の死傷累計約四千餘名を算じ殆ど其戦闘力を半減せり。

次に進路すべきは八家子の敵陣地なり、其本攻撃は造化屯攻撃の牽制部隊たりし一戸旅團に命せられ、平佐旅團は轉じて牽制部隊となれり、されば一戸少將は七日夜陰を利用して佐藤聯隊を第一線に進め未明敵前八百米突の地點に散開して突進の機を待たしむ。又河北山砲聯隊は一戸少將の指揮下に屬して造化屯に放列を布き、軍より應援したる永田砲兵旅團も亦造化屯に前進して準備全く成る、偶軍命令は第九師團に轉進を命じ來れり、曰く「第九師團は奉天の西北方なる鐵道線路と石佛寺街道との交叉點に進出すべし」と、蓋し乃木軍の迂回運動を一層確實にして敵を包圍中に陥れんには、更に其左翼を敵の退路に展伸するの必要を生じたればなり、然れども造化屯に據守せし敵兵は尙近く八家子に據りて、頑強なる抵抗を試みつゝあるに依り、之を棄て、轉進せば却て我戦線を中斷せらるゝの恐れあり、依て師團は依然八家子の攻撃運動を續行し、曉來造化屯に進みたる我山野砲百餘門は約二千米突を隔て、八家子村落を猛撃し、遂に火災を起さしむ、一戸旅團は此掩護砲火の下に疾風の如く突進し午前十一時二十分勁敵を驅逐し同村落を占領せり、敵兵退て再び大小方士屯に據り我歩兵の八家子に進入するや、小集屯附近の全砲兵は直に我突撃隊を猛射して隊伍を整頓するの迫あらざらしめ、其虛に乗じて逆襲せんとせり、蓋し此地は著しく鐵道線路に近接せるが故に、此地の我が手に陥りたるは殆ど彼の死命を制せられたるに等し

ければなり一戸少將は腥血を濺ぎて占領したる陣地を放棄するを許さず、敵火を冒して八家子を死守す、之を見るや河北山砲聯隊は直に前進運動を起し其放列を八家子村落に移さんと欲し、第一砲車は先づ曳火彈子を冒して進み、獨斷專行立るに砲を卸して敵砲兵に應戦し、第二砲車も亦其左に出で、發砲し、斯の如くにして三十六門の山砲は自然の放列陣地を作りて健闘力戦夕に至れり、此間敵は重砲數門を方士屯に進めて八家子を砲撃し其援護に依りて敵の歩兵衆團は數次逆襲し來りたれども、我歩砲兵能く防戦し、每次之を撃退せしが、爲に軍命令に遵ふて張家子、柳條屯の新方面に轉進すること能はず、此日師團の損害は死傷九百五十二名、生死不明九十一名なり。

此日の戦闘は歩砲兵共同動作遺憾なく發揮せられたるに依り、大島中將は之を評して一戸旅團の模範的攻撃と命名せり、此模範戦終るや、師團は翌日を待つて更に大小方士屯を攻撃せんと欲せしが、夜半軍命令は第九師團に四更陣地を掃ふて道義屯に集結すべきを促し來れり、

茲に於て師團は急に其準備を爲し、死傷者の收容其他に多くの時間を費し未だ陣地を撤退せざるに、東天既に白し、幸にして曉靄深く四面を鎖しければ、平佐旅團は先づ此朝靄を利用して道義屯に轉進せり、唯最後に引揚ぐべき一戸旅團の佐藤聯隊のみは之を利用する

こと能はずして、殆ど其撤退方法に苦しみし時狂風砂塵を捲いて起り咫尺を辨すること能はず、爲に敵の追躡を免れ、正午十二時全く集結を了れり。是より先き軍は鴨綠江軍及黒木、野津兩軍の主力沙河線より進出し、長驅駢進して其先頭は既に渾河に達し、將に敵を奉天に包圍せんとする捷報に接し、友軍既に斯の如く繞回するに於ては、第三軍も亦更に戦線を奉天の正北方に進めて敵の退路を扼し、露軍をして復た我に抗する餘力なからしめんと欲し曉來更に第九師團に授くるに道義屯より胡土臺に轉進し、軍の左縦隊となりて敵の退路を遮断すべき新命令を以てす師團は此命令に基づきて胡土臺に前進せり。

七、追撃戦

胡土臺に向ひ前進中、一の警報を得たり曰く敵は郭三屯より郭七屯に向つて攻勢に轉じ來り、此方面にある騎兵團防戦すれども今は危殆の姿となれりと、既にして又傳ふ第一師團の張家子に於ける戦況頗る困難の情態にありと、師團は之が爲に一時其進退に迷ひしが、軍司令部より又胡土臺に急進すべきを促し來る。大島中將は乃ち萬難を排して胡土臺に邁往す。前衛進んで郭七屯に至るや、果然敵の一大衆團郭三屯より逆襲し來れるに遭ふ、同時に第一師團の左翼中村旅團の戦線にも亦敵の太兵團逆襲し來りて包圍隊形を取り危きこと累卵の如しとの急警に接せり、是に於て前衛たる福谷聯隊は直に郭七屯の前端に展開し

て、敵の逆襲部隊を迎撃し、前衛砲兵も亦咄嗟に放列を布き、郭三屯を砲撃せり、此頃より風力次第に加はりて、灰の如き滿洲の輕土を捲き恰も遼野を擧げて灰神樂を揚ぐるが如く、歩砲兵の射撃は總て盲射に過ぎず、然れども偵察の結果、郭三屯の露軍は砲兵を伴はざるを知悉せしがば、我砲兵は依然砲撃を續行して歩兵の前進運動を助け、歩兵は銃劍を提げて郭三屯に肉薄し、午後六時敵の逆襲部隊を追躡し同村落を占領せり、此間山田支隊も亦騎兵旅團と協力して小新屯を占領せり。

日没後狂風頓に止み、砂塵亦起らず而も敵の亂射する銃砲火は依然として熄まず、午後八時頃に至り露兵二三大隊間に乘じて逆襲し來れり、此時に於ける郭三屯の我戦團部隊は連日連夜の激戦に著しく減少して一旅團は名のみ實は六七百名の歩兵を有するに過ぎず、之に工兵隊を合するも一千に足らず以て此衆敵を防ぐべからず、忽ち外圍は敵の占領する所となりて慘憺たる格闘は村落内に演せらる旅團長亦自ら劍を抜て敵を斬り、混戦亂闘勝敗未だ決せず、此間火災村内に起りて炎燄四邊を照せり、我機關砲隊は此火災を利用して敵を掩撃するの好機會をなし、敵群を猛射す。彈々悉く敵兵に命中して一彈數兵を殲し一門能く數百名を殲殺せり、敵衆爲に披靡す、格闘せる歩兵は奮闘して敵を圍壁の外に驅逐し、銃火を以て敵を東場上に追撃せり、此日我損害は死傷二百九十八名、生死不明下士卒六十

三名にして初戦以後の累計約五千六七百名に達せり。
十日永田砲兵旅團の一個聯隊は東場上攻撃を援助すべく三たび大島中將の指揮下に屬せり、依て師團は其首力を以て東場上を進略し、山田中佐の左側衛は秋山騎兵枝隊と協力して歪樹子の敵兵を掃蕩する事となせり、平佐旅團は此日東場上の本攻部隊として午前十時頃より山野砲掩護火の下に郭三屯村端より戦闘隊形を取て躍進し、激烈なる銃戦を交へたる後、正午に至り東場上を占領し、直に敵の逆襲に備へたり。

此日は露軍が總退却をなしたる紀念すべき日にして、其後衛軍團は全軍の退却を掩護せんが爲め、自ら犠牲となりて頻に逆襲を行ひ、其勢頗る猖獗なり。故に左側衛たる山田枝隊は秋山騎兵枝隊と俱に曉來歪樹子を攻撃して銃戦最も努めたれども、戦況毫も進捗せず、却て漸く不利に陥りたり、依て急使を大島中將に馳せて救を求む。中將乃ち一戸少將に命じ二個大隊を率ゐて山田枝隊に應援し、左側衛を指揮して歪樹子を攻撃せしむ。

一戸少將既に去つて師團の現員は今や僅に一聯隊あるに過ぎず、然るに前面の敵兵は漸次進んで我左側に襲來せんとするの状あり、午後二時四十分に至り果然約一師團の敵歩兵は東場上に向つて突進し來れり、衆寡固より相敵すべきにあらざれども、歩砲兵及機關砲は極力其射撃を急にして突進する敵兵を猛射し、多大の損害を蒙らしめたり、然れども衆を

恃める敵兵は我猛火を冒して東場上に肉薄し茲に悽絶なる格闘戦を演出し、混戦亂闘數刻に連り、一能く十に敵して遂に露軍を潰亂せしめたるも我亦多大の死傷者を生じて追撃を續行するの餘力なきに至れり、此日の損害は死傷八百七名生死不明七十四名と注せらる。

十一日乃木軍は奉天附近より潰敗する敵兵を追撃せんと欲し、第九師團をして先づ東場上より胡土臺を経て九里溝子に前進せしむ、一戸旅團之が急先鋒たり、旅團は行々殘敵を撃破して十一日午後三時九里溝子に到着せしに、心臺子停車場方向に當りて敵の敗兵は争ふて汽車に乗らんとし狼狽混雜名状すべからず、我砲兵は最大射距離を以て曳火彈を雨注し歩兵は線路に突進して銃火を注ぎ、遙に蒲河附近に進出せる近衛師團と相待つて敵の退路を扼し、砲車、彈藥車、輜重車を鹵獲すること頗る夥しく、捕虜亦一千餘名に達せり、翌十二日師團は平佐旅團を前衛として球々山、石佛寺の線に達して停止し、其左方に連りたる田村少將の騎兵旅團は更に殘敵を追躡して法庫門方向に前進し、同夜寶立屯に達し、秋山騎兵旅團は球々山の東北方范河々岸に前進す、奉天大會戰は此日を以て其局を結べり。第九師團は右翼隊として軍の旋回軸となり、敵の首力を牽制しつゝ奉天の正西面に進出し、中ごろ中央隊となりて新民廳街道より敵の中堅を衝き終りに軍の左翼隊となりて露軍の退路を扼し、敵兵總敗軍となるや、亦軍の急先鋒となりて追撃戦を試み、乃木軍中最も多く

活動し最も多く死傷者を出せり、大山元帥、乃木大將の特に感賞せしもの偶然にあらず、

第二節 第七師團戦況

一、第七師團の幹部

大迫中將の第七師團は第九、第一兩師團の中間よりして北進し、軍の旋回全く終りて軍司令部三家子に前進し新民廳街道を挟んで西北方より奉天を攻撃するに及び、軍の右縦隊となり、有名なる北陵の激戦に北門師團の武勇を天下に轟かせり當時の幹部左の如し

第七師團長	中將 大迫 尚敏	第二十八聯隊長	中佐 丹 羽 剛
參謀長	大佐 吉田 平太郎	騎兵第七聯隊長	大佐 白石 千代三郎
步兵第十三旅團長	少將 吉田 清一	砲兵第七聯隊長	大佐 鷓 見 數馬
第二十五聯隊長	大佐 渡邊 水哉	工兵第七大隊長	中佐 佐藤 正武
第二十六聯隊長	大佐 村上 正路	輜重兵第七大隊長	中佐 大 隈 勳
步兵第十四旅團長	少將 齋藤 太郎	彈藥大隊長	中佐 山 内 定矩
第二十七聯隊長	中佐 竹 迫 彌彦	架橋隊列長	大尉 淺井 光三郎

二、初度の迂回運動

第七師團は二十七日黄泥窪附近を進發し、翌二十八日黄旗堡、華心地の線に達し、始めて中央縱隊となる、三月一日荒山子附近の高地に於て、敵騎約二千、騎砲兵一中隊の陣地を守備せるに遭ひ直に之を撃退し夕に火石岡子、頼家保子の線に停止せり。以上三日間に於

ける開進運動は多少の妨害を受けたるも一日平均四五里の速力を以て半ば旋回運動を終れり、然るに翌二日に至り、約一師團餘の歩兵沙嶺堡の東北約六百米突の線に展開し、三四中隊の砲兵藍山台附近に放列を布き、我銳鋒を迎へんとす。

三、沙嶺堡の戦

沙嶺堡は奉天を距る西方六十清里の所にありて、此方面に於ける敵の資源地なり、彼は爰處に倉庫を營み糧秣を蓄積せしが、不意に日本軍の迂回せるに驚き、死傷者四十餘名と多くの兵器とを捨て、倉皇火を倉庫に放ちて東北方に退却せり偶クロバトキン大將は日本軍の西方迂回開始せられたりと聞き、急に豫備隊の一個師團（第十六軍團の歩兵第二十五師團）をプチフスキ中將に授けて此方面に増援せしむるに會し、踵を回して沙嶺堡の奪還を企てたり、

我吉田旅團は之が爲に死傷約六百餘名を出し、前兵中溝大隊（武三郎）最も苦戦せり、恰も好し此時第一師團の右翼枝隊も亦馬場少將の指揮下に沙嶺堡村落に前進せしかば、左右相待つて前敵を砲撃し、延て午後五時に及び然るに敵の増援隊と見るべき一大縦隊奉天方向より藍山台に前進せしかば、急報は大迫中將より乃木大將に飛び、乃木大將は其總豫備隊たる永田砲兵旅團、松居後備旅團を黃三家子より沙嶺堡に増援せしむ。

永田砲兵旅團は沙嶺堡に進入するや、直に命じて放列を布かしめ、盛に前敵を砲撃す。鶴見砲兵聯隊及馬場枝隊の砲兵大隊も亦勢を得て砲火を藍山臺の敵砲兵陣地に集注し、百餘門の野砲一時に前敵を砲撃し殆ど敵火を沈黙せしめんとす、惜むべし斜陽西に沈み看測自在ならず、遂に決戦を翌日に譲り、歩砲共に射撃を中止せり。

翌三日乃木大將は奥軍の攻撃進捗するを待つて相俱に旋回運動を起さんが爲め、一日戰闘を中止して部下を休養せしめんと欲し、昨夜之を豫令せしも曉來敵陣地を望めば敵砲兵は夜間増加して約四五十門となり、午前七時頃より高明臺、藍山臺附近より盛に沙嶺堡を砲撃し、同時に歩兵約一旅團は藍山臺より、他の一旅團は野密荒より躍進し來り我を驅逐し沙嶺堡を奪還せんとするものゝ如し、茲に於て第七、第一兩師團の砲兵及永田少將の砲兵第二旅團は全力を擧げて一面敵砲兵と交戦し、一面敵の前進歩兵を猛射し、總豫備隊たる松居後備旅團も第一線に展開して迎へ戦ふ、敵兵屈せず我歩砲火を冒し躍進又躍進沙嶺堡を距ること六百米突の地點まで肉薄せり、距離近接するに従ひ我射撃は益精確猛烈となり、敵兵約三四千を殲しければ、頑強なる敵兵も隊形を維持すること能はずして俄然潰亂す、我歩砲兵此機に乗じて猛烈に追撃射撃を續行せしかば、歐洲の精兵と稱せられたる第十六軍團も、四分五裂辛うじて前陣地に引揚げ、空漠たる雪野に積屍一帯の堤壩を築けり、而も

我損害は死傷僅に三百に過ぎず、夕に及び前面の敵兵は晝間の敗戦に懲り自ら東北に退却せり、乃木大將は初夜を以て明四日奉天の西北方に迂回すべしとの命令を發し、各師團は轉進準備に着手せり。

四、李官堡の牽制戰

四日師團は行軍隊形を以て前衛を先頭に進め李官堡、岔台の中間に向つて前進せしに、忽ち李官堡村内に優勢の敵に遇ひ、特に其砲兵は我鶴見砲兵聯隊の砲兵を威壓し我第一線歩兵を威嚇せり、形勢斯の如くなれば、乃木大將は再び永田砲兵旅團をして大迫師團に増援せしむ。是に於て形勢一變し我砲火は敵砲兵を威壓し、歩兵躍進の期漸く熟せんとす、師團の歩兵午後六時頃より全線一齊に躍進し、其一部は李官堡西方の一角を奪取して家屋内に竊進し、縦横格闘して全部落を我手に收めんとすれども、敵は刻々に増援隊を増加して、頑強に家屋防禦をなし彼我一壁を隔て、徹宵銃火を接え、勝敗未だ決せず、早く既に五日の曉を迎へたり。

五日拂曉より我砲兵は再び李官堡の敵兵を砲撃し、永田少將は其全砲兵を後民屯の前方に進めて歩兵の戰闘を援助し、且敵砲兵を撲滅せんとす、敵亦之に應じて砲兵を戦線に増加し、約四十餘門の速射砲は巧に隠蔽して、我に對抗し、勝敗未だ決せず。既にして夕に及

び二個の急報は左縦隊より乃木大將の下に達せり、曰く第一師團は何等の妨害をも受けずして昨日豫定目標なる大石橋附近に達せしが、五日に至り敵の大集團俄然奉天停車場に麁集し、今や將に其戦線を北方に延伸せんとするもの、如しと、又曰く昨日まで殆ど無人の境を跋涉するの勢を以て前進したる秋山枝隊は、今や前心臺子附近にて砲兵を有する優勢なる敵騎兵團と對峙しつゝありと、乃木大將は大迫、大島兩師團縱令前敵に遮斷せられて戦況意の如く進抄せざるも、第一師團及秋山枝隊は能く敵の側背に迂回して敵の退路を遮斷し得べしと信せしに敵兵斯くの如く其戦線を北方に延伸して左縦隊の進路を遮斷せば、迂回の成功遂に期すべからず、且奥軍の第三師團は此日既に第九師團に代りて李官堡の敵兵に當らんとするあり、依て第三軍は如何なる障礙あるも斷然迂回運動を續行し、第九師團を大石橋に第一師團を平羅堡に轉進せしめて、敵の未だ大に其戦線を北方に伸長せざるに先だち、其側背を包圍せんとせり、之を決行するが爲に大迫師團は陣地轉換の中心軸となり左右兩師團の新陣地開進を掩護して牽制戰を續行する事となれり。

翌六日は即ち乃木軍首力の陣地轉換を實行したる日にして、大迫師團は専ら牽制戰に任じたり、第九師團の西部李官堡を去つて大石橋に向ふと同時に、大島中將(義昌)の第三師團は代りて李官堡攻撃の任に當りければ、大迫師團右翼の側面は此の時よりして安全なるを

得たるも、左翼は第一師團既に去つて第九師團未だ開進し來らず、其側面を暴露するの姿となれり。依て大迫中將は師團の豫備隊たる齋藤旅團を左方大石橋方向に進めて其左翼を延伸せしむ、敵は大兵團を提げて高力屯村落に肉薄し、第一師團の守備兵銳意防戦せしも衆寡敵せず、一部潰亂して大石橋方向に敗走す。偶第九師團一戸旅團大石橋に到着し、續いて永田砲兵旅團も亦來援せしかば、齋藤旅團も亦之と協力して、夕に舊位置を回復せり。

五、北陵の惡戰

七日大迫中將の第七師團は右、第三師團に連り左、第九師團と相提掣して猛烈勇敢に前敵を攻撃せしも、クロバトキン大將は當日既に、數軍團を掌中に握り我迂回軍を擊破し攻勢に轉せんとせしかば、戦闘の困難なるは獨り大迫師團のみならず、第八、第三、第九師團何れも皆優勢なる露軍と對峙し、唯最左翼の第一師團のみ豫定の地點に進入するを得たり。

此日大迫師團の目標とする所は北陵の森にあり、北陵は太宗文皇帝及文皇后の寐園にして、松樹蒼鬱九天を摩し遠東の空野にありては、數里の遠地より遙に之を望むを得べし、我は固より清祖發祥の靈地を戦血に汚すに忍びずと雖も、露軍之を占領せば已むを得ず靈地を戰場以外に置くこと能はず、此時に於ける師團の配備は渡邊、丹羽兩聯隊右翼にありて吉田少將之を指揮し、竹迫、村上兩聯隊左翼にありて齋藤少將(太郎)之を指揮し銳意突進せ

しも、敵兵頑強に防戦して戦況意に任せず、剩さへ、右方にある第三師團の吉岡、竹内兩聯隊は非常なる苦境に陥り、其餘波延て大迫師團の右翼に及ぼし、爲に終日の苦戦も僅に西丁香屯より轉灣橋西方の地區を占領し得たるに過ぎず、茲に於て乃木大將は其總豫備隊たる松居旅團を大迫師團に増加す。松居旅團は、森聯隊を右翼、井上聯隊を左翼に展開して大方士屯の露軍に向ひ突進し、敵前數百米突の地點まで肉薄せしも、黄昏に及び、突貫に移らずして停止せり。夜間敵兵我壓迫に堪えずして、闇中北陵に引揚げければ、吉田旅團此機に乘じ牽制に任ずる敵の第一線を突破し轉灣橋に進ませり。

八日大迫師團及松居旅團は後金家窩子に向つて前進すべしとの命令に接し、師團の右翼旅團及松居旅團は新民廳街道の南側に沿ふて大小方士屯を攻撃し、左翼旅團は北側に沿ふて轉灣橋、後小集屯に展進し、銳意健闘して後金家窩子に迫らんとすれども、優勢なる敵の歩砲兵は間斷なく猛火を集注し、剩へ廻風飛雹を捲き白雨銀竹を植えて到り、戦闘頗る慘澹を極め、殊に轉灣橋、小集屯に突進せし吉田旅團は、八家子方向より敵の側射する所となりて死傷續出し、大小方士屯に迫りたる松居旅團の一部は幹部死傷甚しくして、今や將に後方に潰走せんとせり、鶴見砲兵聯隊は死力を盡して歩兵の掩護射撃を續行し、辛うじて敗勢を挽回し得たるも、松居旅團の苦戦は意外に出で、森聯隊長(中佐祇敬)は戦死し安

田、村井兩中隊は全滅し、第一大隊長五十嵐少佐は負傷し、其首腦を夫ふに及びて士氣沮喪し、其一部潰敗するに至りたるなり、大迫師團は其中間に介在せる松居旅團潰散の餘勢を被らんとせしが、吉田少將自から抜劍して叱咤せし時、一彈飛び來りて先づ負傷の人となり、丹羽聯隊長も亦負傷し、特に其軍旗は旗手林少尉(菊太郎)負傷して鮮血を軍旗に濺ぎ、遂に軍旗中隊の士官(原少尉)代りて之を捧持し、依然戦線に止まりて聯隊必死の覺悟を示せしかば、幸に敗勢を挽回するを得たり。

翌九日師團は軍の次第に其戦線を東北方に延伸するに従ひて漸次北進するの必要を生じ、其一部隊を轉灣橋、八家子に留めて新民廳街道上より敵軍を牽制せしめ、首力は擧つて造化屯、五臺子に轉進したり、所謂北陵の慘戦なるものは茲に於てか開戦せらる。

師團の首力は大島師團(久直)に代りて大寒屯及三臺子西方に據れる約一師團の露軍を攻撃せしも、敵は砲三四十門、機關砲十數門を線縦して頑強に防戦しければ、白晝の攻撃意の如く進捗せず、遂に成功を夜襲に期す、夜襲部隊は村上聯隊の長谷川(武雄)星兩大隊、丹羽聯隊の大瀧(正幹)靜田(一郎)兩大隊と定まり、吉田少將負傷せしかば村上天佐之を統帶す。夜襲部隊は初夜の頃より夜襲準備をなし、十日午前三時を以て運動を起し、一隊肅々として三臺子及其西方部落の中間を潜行し、敵の戦線を突破して北陵の松林中に突進せり。

敵は夜間其兵力を此方面に増加せしかば、我四個大隊の歩兵は忽ち敵の歩兵約一師團に包圍せられ、晝尚暗き森林中に激烈なる銃戦を開始し、尋で白兵戦となり、彼寢園の塙壁に據つて狙撃すれば、我喬松を楯に取りて應戦し、村上大佐は負傷を蒙りて亂軍中に生死不明となり、長谷川、星兩少佐負傷し、首腦を失ひたる突撃部隊は四分五裂し、單獨の戦闘を接えたり、此間突撃部隊は絶えず師團本隊との連絡を通せんと欲し、師團本隊亦屢々偵察斥候を進めて突撃隊を搜索すれども、衆敵之を遮断せるに依り、俱に其目的を達するに能はざりしが、尋で造化屯、八家子の殘留兵本隊に合するに及び、午後四時師團は大舉して大小集屯を攻陥し、次で兵を松林に進めて突撃隊の殘餘を收容し、茲に始めて北陵一帯を占領せり、而も混戦中村上大佐は昏倒して人事不省となり、露軍に收容せらる。戦終るの後大山元帥は特に歩兵第二十六聯隊の功勞を多として感狀を附與せり。北陵の森松樹喬喬として長へに常磐の色褪せず、奉天附近の三寢園として依然南滿洲に現在する間は村上聯隊の名譽も亦清祖の偉業と俱に不朽に傳はるべし、唯其指揮官の捕虜となりたるを憾むのみ。

第三節 第一師團戦況

一、第一師團の幹部

第一師團は、二月二十七日乃木軍の左縱隊となり、右は大迫師團と連繫し、左は田村少將の騎兵枝隊に其側面を掩護せられ太子河左岸の宿營地を進發す。當時師團の各幹部は左の如し。

第一師團長	中將 飯田俊助	步兵第二聯隊長	大佐 渡邊祺十
參謀長	大佐 星野金吾	步兵第三聯隊長	大佐 牛島本蕃
步兵第一旅團長	少將 馬場命英	騎兵第一聯隊長	中佐男爵 名和長憲
步兵第一聯隊長	中佐 生田日新	砲兵第一聯隊長	大佐 名頭雅三
步兵第十五聯隊長	中佐 戸枝百壽彦	工兵第一大隊長	中佐 近野鳩三
步兵第二旅團長	少將 中村正雄	輜重兵第一大隊長	大佐 奥村元信
		彈藥大隊長	中佐 大友勝昌
		架橋縱列長	大佐 水野勝昌

師團は馬場旅團を右翼とし、中村旅團を左翼とし、前路を遮ざる敵を突破しつゝ着々豫定の行路を進せり。

二、沙嶺堡協同攻撃

三月二日右翼枝隊は馬場少將之を指揮して沙嶺堡附近に進進す、午後一時二十分大迫師團の前衛騎兵一中隊沙嶺堡にありて約三百餘騎の敵兵と徒歩戦中なるに會し、直に展開して敵兵を撃攘し、之を占領せり。此時大迫師團の前衛既に沙嶺堡東南に進出せしかば、枝隊は之と協同して、戦闘隊形を取り、藍山臺附近にある歩兵及速射砲三中隊と對陣せり、午

後二時四十分敵歩兵藍山臺附近に現はれて漸次沙嶺堡に前進し、午後三時半頃には約三四大隊の一團沙嶺堡を包圍して一舉に之を回復せんと欲するものゝ如し、我は故らに敵の、壁前八百米突に迫るを待ち、第一線歩兵及機關砲一小隊は之を痛撃し多大の損害を與へたるも、彼は歐露の精銳と稱せらるゝ第十六軍團の勁兵なれば、更に一二大隊を第一線に増加して猛進し來り、奮戰數刻に及べり、恰も好し飯田師團の首力は此時既に拉木河に到着し、敵の右側背に逼迫せしかば、敵兵相顧みて大に驚き、午後五時頃より千餘の死傷者を遺棄し前民屯方向に退却せり。

三日午前八時頃より敵の一大衆團は鄧密荒方面より沙嶺堡の左側に向つて攻勢に轉じ來り。茲に於て我砲兵は先づ攻撃し來れる敵歩兵を砲撃し、次で永田砲兵旅團之に應援し枝隊砲兵の砲戦を助けて彼我激烈なる砲火を交換するもの約一時三十分、敵砲先づ沈黙し、次で歩兵の退却となり、敵陣動搖の色あるを見るや、我砲兵百餘門は益々射撃を急にして鄧密荒及退却する敵歩兵を追撃せり、此時より松居後備旅團も亦馬場枝隊の右方に開進し、左右相駢んで鄧密荒に突進し、午後二時頃同村落を占領し、藍山臺の敵兵は風を望んで奔竄す。餘兵武器を棄て、降伏し、我は凱歌を揚げて初度の戦勝を祝せり、敵屍曠野に縦横たるもの四百餘、枝隊の損害は死傷二百に過ぎず。

三、大石橋占領

鄧密荒、藍山臺既に我手に歸して又敵の我に抵抗するものなきも、軍の最左翼を前進しつある田村騎兵枝隊は昨日渾河々岸より轉進したる秋山騎兵枝隊と合し、茲に騎兵七個聯隊、機關砲二小隊、騎砲兵一中隊の大騎兵團となり、三千餘騎碧蹄塵を蹴て大房身附近に進出せしが忽ち敵の歩兵約一旅團と衝突せり、騎兵を以て歩兵を攻撃すべからず、枝隊は急を飯田師團に報じて應援を求む因て中村旅團の一部歩兵を大房身に進めたり、此方面の敵歩兵は我に多數の歩兵なきを侮り攻勢を取つて進み來りしが我十二門の機關砲と歩兵及徒歩戰騎兵とは驀地に敵歩兵を猛撃して老邊方向に潰走せしむ。

師團は四日拂曉沙嶺堡、拉木河の線を進發し、何等の抵抗をも受けずして大石橋附近に到着し、其前衛は間上に前進せり、敵は此時よりして漸次我陣地に接近し來りしも、我兵悉く之を撃退して完全に大石橋を占領し、一部歩兵を其東方轉灣橋より五臺子に亘るの線に進めて敵襲に備へたり。

大石橋は奉天より新民廳に通ずる街道上の第一騎站にして、奉天は其東南に在り城壁高塔仰ぎ見るべく、民家の屋上に登れば停車場附近の市街指顧の間であり、故に敵の爰處に備へざりしは日本軍が斯くまで大規模の迂回運動をなすべしと想ひ到らざりし爲に由る、故

に大島、大迫兩師團は既に優勢なる露軍に遭遇して楊士屯、李官堡の線に苦戦するにも拘らず、獨り最左翼の飯田師團のみは殆ど一兵をも虜らずして大石橋を占領し得たりと雖も敵兵既に我軍の此地に進出せしを知るや、大舉して之が奪還を企つべきは必然の勢ひなり故に飯田師團は、翌五日主力を爰處に止めて防禦工事を起して警戒したり同夜軍命令は下れり曰く、軍は迂回行動を完うして敵の退路を遮断せんが爲め、明六日を以て更に陣地を東北方に轉換せんとす、大石橋附近には第九師團轉進すべきに依り、第一師團は更に北方に進みて平羅堡を占領すべしと、師團は乃ち一部守備兵を劉家窩棚、高力屯に留めて第九師團の轉進するまで警戒せしめ、首力は平羅堡に轉進せり、此運動中敵兵屢逆襲し來りたるも毎回之を擊退して目的地點に到着せしが、敵は此虛に乘じ八家子方向より我兵力の最も薄弱なる劉家窩棚、高力屯に向つて大舉逆襲し來れり、我兵苦戰奮闘之を支えんとしたるも、衆寡敵せず、幹部は殆ど死傷し盡し指揮其人なきに及び、遂に大石橋に退却せしが恰も好し第九師團の一戸旅團大石橋に到着し、敗兵を收容して再び高力屯に出で、幸に我戰線に破綻を見ざるを得たり。

四、三臺子攻撃

乃木軍は六日を以て迂回の目的を達し、敵の側背に近接することを得たるも、更に第二の

目的を遂行せんが爲には前面の敵兵を攻撃し、特に左縦隊たる第一師團は敵の退路を緊扼して我總軍の成功を完全ならしめざるべからず、是れ實に至難の任務なり、飯田中將は此重任を遂行するが爲には多數の人命を犠牲に供するの決心を以て奉天の西北方より敵の側背に肉薄せんと欲し、馬場旅團を右翼として、七日早朝左右齊しく陣地を進發し方向を東南に取り、鐵道線路を目標として攻撃を開始せしむ、發するに望み乃木大將より特に訓示する所あり、將卒其意を服膺し、意氣軒昂目的地に邁往せり。

師團は馬場枝隊を前衛として平羅堡を進發し、敵騎兵を擊退しつゝ、四臺子附近に宿營し、中村枝隊は三家子附近の敵兵を驅逐して七日夜田義屯に露營せり、七日夜半敵の歩兵約三中队我前哨線に來襲せしも直に之を擊退し、翌八日午前七時前衛部隊は楊條屯を経て三臺子に向ふ。八時四十分に至り、三臺子附近にある敵の一部隊歩兵一中隊、先づ銃火を開始し次で砲兵も亦砲火を開きたり茲に於て九時二十五分前衛砲兵之に對して砲戰せしも、曉霧深くして觀測自在ならず、敵は豫め距離測量をなせるが故に照準頗る的確なれば、我前衛は之が爲に稍躊躇せる際敵は其左翼を延伸して我右翼に迫り、我歩兵に對して縱射し始む戸枝聯隊は、敵前一千米突の地點に前進して銃火を接え、今や將に躍進せんとす軍より前進命令下れり、曰く「第一軍及第四軍前面の敵兵は、七日夜半より沙河の戰線を退却し我軍之

を追躡して今方に渾河に向ひ前進中にあり、第一師團は速に楊城屯附近の鐵道線路に進出すべし』と、依て飯田中將は更に命を馬場少將に傳へて速に三臺子附近の敵兵を驅逐し楊城屯附近の鐵道線路に向ふべきを命じ、同時に砲兵聯隊を前衛に増加す、少將直に二個中隊を第一線に増加して攻撃運動を續行せしむ。

午後四時四十分頃より我全砲兵猛烈に三臺子を砲撃す。第一線部隊は此機に乗じて躍進せんと欲すれども、前敵刻一刻に増加して非常の優勢となり、我は其猛火を浴びて死傷續出し進退兩つながら谷まれり、然るに黒木、野津、川村、奥各軍の捷報は頻々右方より傳はり殊に其最後の一報は右翼及中央の三軍既に渾河左岸に達せりと云ふに至り、大に飯田中將の腦漿を刺戟せり、茲に於てか夜襲の命令出づ、曰く『日没後を待つて三臺子及ウングンツンを攻略すべし』と馬場少將は乃ち戸枝聯隊を以て夜襲部隊となし、午後十二時を以て之を決行せしむ、勝田、吉野兩大隊は戸枝聯隊の第一線となり、子夜散兵壕を出で、敵前に潛行し、今や將に村内に突貫せんとする時、忽ち敵兵に發見せられ、猛烈なる銃火を蒙り、多大の死傷を續出せり、而も夜襲隊は突進し午前二時圍壁の一角を占領せり。

三臺子は奉天の正北二里にある一村邑にして、兵略上固より何等の價值あるにあらず。而も鐵道線路を掩護するには此地を舍て他に恰當の地點あるなし、故に敵は此地に三重の散兵

壕を設け、其後方に隱蔽せる安全なる交通路を開き、村落の圍壁には悉く防禦工事を施せり。故に圍壁の一角陥るも容易に退却せず次の圍壁に據り防戦甚だ努む、茲に於て激烈なる圍中の格闘は村落内の各處に起りて、阿鼻叫喚の巻となり、辛うじて午前六時四十分三臺子村落の大部分を占領せしも、執拗なる敵兵は尙村の西南圍壁及民家に集團し、之を複廓として殊死防戦し、容易に陥没し得べからず、馬場少將即ち豫備の歩兵及機關砲小隊、破壊班の工兵等を村落内に進めて、西南角の殘敵を攻撃せしむ、既にして東天漸く白むや、西南圍壁の露兵は猛烈なる射撃を續行し、次で其左右の砲兵も亦盛に砲撃し、我をして民家に據ること能はざらしむ、午前九時四十分に至り、戸枝中佐敵陣に中りて戦死し、部下の損害亦甚し。既にして午前十一時馬場少將に命令下れり、曰く大迫師團は午前十一時四臺子に達し、直に三臺子に前進すべければ、貴官は之と協力して西南角圍壁の攻略に努むべしと、馬場少將は此の命令に接し衷心頗る快からず。乃ち先づ之を攻陥せんと欲し、益豫備隊を第一線に進め、師團は亦更に山田大隊を少將の麾下に増援せり。大迫師團は途次大敵に遮断せられて來り會せず、ウングンツンに向ひたる中村旅團及之と連繫して其左方に前進したる秋山騎兵枝隊、亦皆優勢なる敵に壓迫せられて、漸次田義屯に退却せしかば、三面勁敵を受けて孤立せる三臺子突撃隊は、已むを得ず一時守勢を取るの外、策なきに至れ

り。

五、ウングァンツンの激戦

左側衛たる中村少將の枝隊は七日夜田義屯に露營し、八日午前八時三十分前衛は戦闘隊形を取りてウングァンツンに前進す。然るに敵は同村落に通ずる道路鐵道線路及村落の圍壁に據り、一部隊は村の西北端を去る六百米突の疎林にありて我前衛に銃火を注げり、我は之と交戦せずして依然前進したるに、尋で敵砲兵は村の林の東西兩放列陣地より我を夾射し死傷續出するに由り、我前衛歩兵は午前九時前進を中止し、砲兵中隊田義屯東南に出で、敵砲兵に應戦せり、既にして枝隊本隊の歩砲兵前進し、九時三十分第一線歩兵三個大隊は渡邊大佐指揮の下に躍進して、且つ打ち且進み、正午頃敵前六七百米突の地點に至り、始めて彼我激烈なる銃火を接え、次で午後二時豫備隊たる中西少佐の第一大隊(渡邊聯隊)亦第一線に増加し、機關砲小隊之に續行して猛烈に前敵を攻撃せしも、此前後よりして北陵の敵砲兵盛に我第一線を側射せしかば、中西少佐等戦死甚だ多く、四個大隊の歩兵は須臾にして約一個大隊の戦闘力を減じたり、然るに敵は益兵力を加へ來りければ、午後三時牛島聯隊の六個中隊亦進んで第一線の右翼に、増加し夜に入るまで健闘力戦せり。午後十時三十分師團の夜襲命令下れり、曰く右翼隊は今夜十二時を期して三臺子を夜襲せんとす、左翼隊

は其一部を以て鐵道線路破壊に任じ、首力は明日午前三時を期してウングァンツンを夜襲すべしと、中村少將は更に之が部署をなし、牛島聯隊の第二大隊をして村の西北端を夜襲せしめ、渡邊聯隊の二個中隊に工兵一小隊を付して鐵道破壊班となし、時機の來るを待つ、午前零時頃より三臺子方向に當りて戰聲大に起り、右翼馬場旅團の大夜襲觀るが如し。既にして午前一時三十分敵の歩兵四五十名、我渡邊聯隊の前面に夜襲し來る、我は直に之を擊退し斥候をして窺に敗敵に跟隨し敵情を偵はしむ、警戒頗る嚴なり而も時刻既に迫る、牛島聯隊の第二大隊は將に散兵壕を進出してウングァンツンに突進せんとす。偶我夜襲中止の師團命令下れり、是れ馬場旅團の夜襲意外に困難にして、大夜襲となりたればなり。九日午前五時中村旅團は曉來前敵を擊攘して二臺子、魚鱗堡の線に前進せんと欲したるも三臺子村落天明までも未だ陷落せざりしかば牛島聯隊は第二大隊をして其側背に前進せしめ、旅團は野砲二門を敵前六百五十米突の地點に進め、ウングァンツン圍壁を砲撃して我第一線歩兵の進入すべき破壊孔を穿たしむ、而も前敵頑強に防戦せしかば、手島、渡邊兩聯隊の勇敢なる二回の突進俱に成功せずして多大の損害を被り、戦闘力は刻一刻に減じて漸次苦境に陥りたり、時に狂風大に起りて、沙塵眼窩に入り雲時も凝視すること能はず、益絶望の姿となれり、茲に於てか總司令部より新に乃木軍に増援せしめたる隱岐後備枝隊は、中

村旅團翼の左翼に増加し、左右相待て敵前三百米突まで前進せしむ、軍は益々ツンガンツンに増加して盛に歩砲火を注ぎ優勢なる一團の敵歩兵は肉弾となりて突進し、先づ隠岐枝隊に向つて逆襲せり、地理に暗く剩へ風塵中、不意に此方面に増加せられたる枝隊の將卒は、進退度に迷ひ、遂に支えずして後方に潰亂せり、敵兵勝に乗じて尾撃せしかば、其餘波延て渡邊聯隊に及ぼし、同聯隊は既に殆ど勁敵に包圍せられんとせり、之を見るや第二線に控えたる牛島聯隊の第三大隊、渡邊聯隊の二個中隊、進んで敗勢を支えんとして縦横奮闘したるも、衆寡懸絶、渡邊聯隊の左翼は將卒殆ど全滅し、中央、右翼の兩隊も亦十字火を受けて大隊長、中隊長概ね殞れ、兵士は四分の一に減ず。黒木軍及中央軍に於て天佑なりと稱せし南來の狂風は、此方面の戦鬪に於て大に敵の運動を助くるの結果となり、午後に至り中村旅團は歩々退却して同四時頃田義屯に引き揚げたり、勝に乗じたる敵兵は追躡し來りて田義屯の前方三四百米突まで肉薄せしが、關東健兒は各自踏み止まりて敵兵を邀撃し殊に砲兵及機關砲隊は砲車長、砲手前後相繼で死傷すれども、尙能く奮戦して敵に多大の損害を與へ、敵兵大舉して田義屯に突撃し來るや、防戦頗る力め、午後七時頃敵兵を撃退せり。

六、三臺子占領

馬場少將は午後四時自ら猛火を冒して三臺子に到り、聯隊長代理勝田少佐に會して狀況を詳聞し、且三臺子を死守するの一時は我滿洲軍勝敗の岐る、處なるを懇諭し、尙西南圍壁を爆破するの策をも商議し、午後七時三十分を以て舊位地に引返せり、途中敵彈の爲めに左腕を貫通せられたれども、故らに輕傷の如く装ひ、以て部下の將士を激勵す。將卒皆之に勵まされ、工兵は夜半敵の據守せを二三の家屋圍壁を爆破したり、茲に於て敵は西南に殘存する圍壁の後に退却せしが、尙は衆を恃んで連宵十數回恢復攻撃を續行せり、我兵每次之を撃退せしも、而も我より攻勢を取つて肉薄すれば、彼必ず逆襲し、十日天明に至るも彼我互に一步を進むること能はず、然るに我滿洲軍全般の戦況よりせば、他の四軍は戦況頗る有利にして、既に全く包圍の姿勢を取り、露軍は益々不利に陥りて大勢亦争ふべからざるに及び、午後二時頃より前敵漸次退却の色を現せり、我が兵機に乗じて驀進し、牛尾大隊は村の北端に、小山田大隊は東北端に出で、猛烈なる追撃火を注ぎ、午後二時四十分を以て全く三臺子村落を占領し、午後四時部隊を整頓して刻家溝に前進し、尋で鐵道線路を占領し、今や方に混亂しつゝ退却する敵の大縱隊を掩撃して多大の損害を與へ、衛生車二十餘輛を鹵獲し、翌十一日正午までに投降者約千四百餘名を捕虜とせり。中村旅團は敗勢の耻辱を雪がんと欲して、九日徹夜攻撃準備をなし、翌十日黎明より騎兵

小隊及將校斥候をウングアンツン方向に進めて敵情を窺はしむ、敵は依然として前日の陣地に據り、我斥候の前進するや、一時に猛火を注ぎて其進出を妨げ、容易に敵の兵力を偵察すること能はず、依て我兵も亦輕舉盲動を誡め、遙に相對峙して午下に至りしが、敵は大勢已に不利なるを見て全部退却に就くを偵知し我砲兵は射距離を大にして迅速射撃をなし、牛島聯隊は追撃隊の第一線としてウングアンツンの西南高地に突進し、渡邊聯隊第二線となりて銳意突進せしかば、今まで秩序ある退却運動をなしつゝありし敵兵俄に狼狽して東北に潰走せり、牛島聯隊之を急追して先づウングアンツン村落を占領し、更に大部隊の追撃隊を組織して、午後五時頃より北方に尾撃し、多大の損害を與へたり、中村旅團は九日以降苦戦に苦戦を重ねたるに依り、嚮に鐵道破壊の目的を以て編成せられたる一隊は、其任務を遂行すること能はずして死地に陥り、第九師團の援助を得て僅に全滅の不幸を免れたり。

第十一章 奉天附近大會戰(八)——奉天占領後の追撃戰

敵の首力は七日夜を以て沙河線より渾河々岸に撤退し、我軍總追撃に移りたるは既記各章に詳なり。十日奉天占領後追撃を續行し、各方面より北進せる各兵團は到る處敵に大損害

を與へ、十二日には奉天以北十里の地區内又敵影なし。而も各方面共に尙敵の敗殘兵を追躡せり。

第一節 興京占領

鴨綠江軍の右翼後備第一師團は十日夜渾河水上进行し、十一日天明に及び前甸子に至る。右岸一帯の高地杏として敵の隻影を認めず。依て急に歩騎聯合の一枝隊を進めて營盤を占領せしめ、師團の首力は長驅して午後十一時三岔子に進出せり。

既にして露軍鐵嶺の守を失して開原方面に敗退するや、後備第一師團は其警戒面を我が滿洲軍の右方に延長すべき必要起り、十三日歩兵第二十三聯隊長面高中佐の枝隊をして興京に進略せしめ、直に之を占領せり。

第二節 鐵嶺占領

三月十日曉霧に乗じて渾河の氷上を涉り、葛布街、撫順を占領せし第二師團は其占領地の守備を鴨綠江軍に譲り、同夜興二屯附近に進出し、翌十一日更に追撃運動を續行し、十三日午前十時范河左岸一帯の高地線を占領せり、第十二師團の追撃枝隊も亦此日奉天鐵嶺街道上の懿路に進出し、黒木軍の總豫備隊たりし近衛後備混成旅團も十二日范家屯に轉進し、夕に范河左岸の新屯を占領せり。茲に於て黒木軍の第一線は范河左岸の高地に沿ふて東西

に連り、露軍後衛隊の陣地は之に對して右岸高地に在り、而して鐵道線路以西には、未だ友軍の相連繋せるものなく、唯秋山騎兵團の騎幕を張れるのみ、故に黒木軍は勢ひ鐵嶺攻撃の地位に立たざるを得ず。而も我滿洲軍總司令官は五軍を通じて比較的戰歴少く兵力充實せる野津軍を以て鐵嶺追撃の任に當らしめんとし、黒木軍をして前進を中止せしむ。而も黒木軍は既に范河を挾んで敵と相對峙するを以て、再三總司令部に懇請し、遂に總司令部の幕議を動かして自から之に當ることとなれり。

鐵嶺は露軍が最後の決戦を試むるに足るべき天與の防禦陣地なり、物資の多き、人家の殷賑なる、露人の經營せる新市街の整頓せる等遼陽に比して殆ど遜色なく、其南に聳ゆる塔山亦用兵上の價值に於て首山に譲る所なし、況んや南方數里の地には范河の流ありて自然の防禦線を描けり。露軍は夙に此地を最後の防禦陣地として經營する所あり、所謂學理上の工事を應用したること遼陽城外の設堡陣に劣らず、茲に於て西島中將は石橋旅團を右翼として范河上流營盤より敵陣地の左側に向つて威嚇攻撃をなさしめ、小原旅團を左翼として深夜范河を涉り張家樓子を経て蘇牙堡に進入し敵陣地の右側より本攻を行はしむ、小原旅團は其一部菊池大隊をして張家樓子より直に北方高地の敵兵を攻撃せしめ、川崎聯隊をして蘇牙堡に潜行せしめ、兩村落は午前六時威力を以て之を占領し得たるも、仰いで高地

の敵陣に突入せんとする時、東天漸く白く、敵は機關砲、小銃を以て我を俯射し、正面より進みし菊池部隊は全く敵火の威壓する所となり、側面より攀躋せし長谷川、小林兩大隊は銃槍に遮られ、七百有餘の死傷者を出し、稍踟躕せり、川崎聯隊の豫備隊たる日野大隊は、敵火を冒して兩大隊の右方に突進し、縱横奮闘して其一角を占領せしかば、長谷川、小林兩大隊も之に激勵せられて突進し、午前九時三十分高地の大部分を奪取したり、然れども最高地點に據れる殘敵約一中隊は終日抵抗して我を瞰制せしかば、菊池大隊は同夜強襲偵察を試み、敵火を冒して白刃突貫を行ひ、之を撃退せり、小原旅團の此攻撃中、石橋旅團も亦營盤方向より敵陣地の左側背に出で其退路を脅かしたりしかば、第一線陣地の敵兵は顧みて大に驚き、多大の損傷を被りて、茨榆臺北方の高地線に退却せり。

十五日早朝第二師團は茨榆臺を経て翁家塞子東南高地に進み、梅澤旅團は本街道上より范河を涉り後八里庄まで前進し、塔山及鐵嶺停車場の敵防禦陣地に向つて砲戦を開始せしが、夕に至りて大に塔山の敵砲火を壓倒し、鐵嶺の露軍は漸次退却運動を起し、開原を経て公主嶺に撤退せり、我將校斥候之を發見し、第二師團は塔山の東方を繞りて鐵嶺城内に入り、梅澤旅團は停車場に進入し十六日午前零時廿分柴河左岸を占領せり。

黒木軍の鐵嶺攻撃を開始すると同時に、野津軍安東師團は前田枝隊を編成し、右は黒木軍

の梅澤旅團と連繫し、左は秋山騎兵團と連絡して鐵嶺攻撃に参加せしむ、十五日前田枝隊は鐵嶺の西南得勝臺に前進して遼河々岸の敵兵を牽制し、梅澤旅團の停車場を占領するや、續いて西方より露國新市街に入り、次で十六日午前五時鐵嶺城の北門を占領せり、故に鐵嶺の占領は其實黒木軍の手に成功せしものなれども、安東師團も亦殆ど同時に鐵嶺を占領せし結果となれり。

第三節 開原及昌圖占領

三月十七日第十師團司令部の鐵嶺に到着するや、前田大佐は同地の守備を大谷旅團に譲り、翌十八日又其枝隊を率ゐて前進す、十九日午前四時頃其先頭深栖中尉の一小隊清河々岸に到り、開原城の近く右岸五百米突に聳ゆるを認む。偵察斥候を放ちて敵なきを知り、午前五時十分南門より入り、北門に進み、全く開原城を占領せり。午前十時三十分十四五騎の敵は城の東北角に現れ、約四十騎之に續行し、又歩兵約三中隊其後方より北門に突進し來る。深栖中尉の一隊僅に三十六名城壁に據り之を邀撃し、交戦約五十分遂に敵を超家臺方面に撃退せり。恰も好し前田枝隊の前衛大隊中隊疾驅して來り、三岳中佐の騎兵聯隊、秋山枝隊の騎兵聯隊亦來援し、以て開原城の占領を確實にせり。前田大佐は同夜開原城に進み、丸山聯隊の高倉大隊を以て其守備に任せり。

三岳騎兵聯隊は翌二十日開原城を進發し、道を昌圖方向に取り、所謂長寨の古關を出で、夕に馬千臺門を占領し、二十一日山路を東に取りて威遠堡門に出で、暫く此地に停止せり。此時秋山枝隊は双廟子より前進し、二十二日昌圖府を占領し法庫門亦乃木軍の占領する所となり、長寨以南は茲に全く我滿洲軍の軍政下に屬せり。

第四節 戰勝の效果

奉天大會戰に於ける我滿洲軍の損害は死傷者のみにても約五萬と注せらる。然れども之に依て贏ち得たる所は更に多大にして、敵の遺棄せし屍體は二萬六千五百餘、大砲六十餘門、小銃約六萬挺、砲兵彈藥車四百五十輛、小銃彈藥車三百餘輛、機關砲十餘門、輕重車五百餘輛にして、捕虜三萬餘を算し、露國公報其他を綜合して露軍の總損害を略算するに、少くも彼は此一戰に依つて十六七萬人の戰鬥力を滅殺せらる。然らば露軍の損害は日本軍の約四倍を算し此創痍を回復して以前の戰鬥力に補充せんには、西伯利鐵道の輸送力を一日二千人と假定して約一百日を費さざるを得ず、是れ露軍が必然一防戦すべかりし鐵嶺を固守せずして、遠く公主嶺まで撤退せし所以なり、故に奉天大會戰に於て露軍に與へたる打撃は意外に甚深にして、クロバトキン大將は爲めに總司令官の印綬を解きてリチウキツチ將軍に譲り、其前罪を償はんが爲めに第一軍司令官の地位に留まれり、而して其影響は忽

ち歐露本國に及ぼして主戰派の落膽となり、穩和黨の講和説となり、過激家は祝杯を舉げて新露西亞之より興るべしと絶叫するに至れり、戰勝の當時滿洲軍及鴨綠江軍に下し給ひたる勅語。及奉答文は左の如し。

(其一) 酣戰中賜はりたる勅語

我滿洲軍ハ客冬沙河會戰以來、銳ヲ蓄ヘ敢テ妄ニ動カス以テ戰機ノ熟スルヲ待テ、一タヒ意ヲ決シテ起ツヤ、全線活動敵軍ヲ壓迫シテ、已ニ能ク包圍ノ形ヲ占ム、朕ハ捷報ノ至ル毎ニ、我戰勢ノ益々佳境ニ進ムヲ憚ヒ、又爾將卒ノ餘寒尙酷烈ノ時ニ於テ、數晝夜ニ亘レル艱苦ヲ察シ、軫念太々切ナリ、其レ各々自愛シテ耐久ノ勇ヲ養ヒ、光輝アル功績ヲ奏シ、以テ朕及朕カ億兆ノ信賴ニ答ヘヨ、

大山元帥の奉答文

敵ニ一大打撃ヲ加ヘンコトヲ期シタル臣等ハ、日夜心カヲ盡シ、堅固ノ陣地ニ頑強ノ敵ヲ攻撃シ、多大ノ死傷ヲ顧ミス、遂ニ之ヲ其陣地ヨリ擊攘シ、逐次之ヲ奉天附近ニ壓迫シ得タルモ、未タ全ク我目的ヲ達成スルニ至ラス然ルニ今ヤ優渥ナル勅語ヲ賜フ、臣等恐懼爲ス所ヲ知ラス、只益々奮勵シ誓テ 聖旨ニ答ヘ奉リ、併セテ國

民ノ希望ヲ充タサンコトヲ期ス、

明治三十八年三月九日

滿洲軍總司令官 侯爵 大山 巖

(其二) 大捷後賜はりたる勅語

奉天ハ容秋以來、敵軍此ニ鞏固ナル防禦工事ヲ設ケ、優勢ノ兵ヲ備ヘ必勝ヲ期シ衝ヲ爭ハントセシ所ナリ、我滿洲軍ハ機先ヲ制シ、轟然攻進近寒冰雪中、力戰健闘十餘晝夜ヲ連テ、遂ニ頑強死守ノ敵ヲ擊破シ、數萬ノ將卒ヲ虜ニシ、多大ノ損害ヲ與ヘ、之ヲ鐵嶺方向ニ驅逐シ、曠古ノ大捷ヲ博シ、帝國ノ威武ヲ中外ニ發揚セリ、朕深ク爾將卒ノ能ク堅忍持久絶大ノ勳功ヲ奏シタルヲ嘉ス、尙ホ益々奮勵セヨ、

大山元帥の奉答文

奉天附近ニ頑強ノ抵抗ヲ試ミシ敵ヲ潰亂ニ陥ラシメ、確カニ彼ニ一大打撃ヲ加ヘ、此會戰ニ於ケル我軍ノ目的ヲ達シタルハ、一ニ陛下ノ御稜威ニ依ル、今茲ニ優渥ナル勅語ヲ拜シ、臣等感激ノ至リニ堪ヘス、爾後益々奮勵シ誓テ 聖旨ニ酬ンコトヲ期ス、右謹テ奉答ス

明治三十八年三月十四日

滿洲軍總司令官 侯爵 大山 巖

(其二) 鴨綠江軍に賜りたる勅語

我鴨綠江軍ハ城廠地方各所ノ敵ヲ驅逐シ、清河城ヲ占領シ馬群丹及地塔ニ於テ優勢ノ兵ニ對シ、互寒冰雪ヲ冒シ激戰健闘シ、多數ノ敵軍ヲ此方面ニ牽制シ、以テ滿洲軍ノ運動ニ便シ、遂ニ之ヲ擊退シ、急追撫順ヲ拔キ、其退路ニ逼リ、多大ノ損害ヲ與ヘタリ、朕深ク爾將卒ノ堅忍持久、偉大ノ戰捷ヲ奏シタルヲ嘉ス尙ホ益々奮勵セヨ、

川村大將の奉答文

城廠、撫順間各地ノ戰闘ニ對シ、特ニ優渥ナル

勅語ヲ賜ハリ臣等感激ノ至リニ堪ヘス、將來益々奮勵以テ 聖旨ニ副ハンコトヲ期ス、右謹テ奉答ス

率直にして虚飾なき此勅語と奉答文とは、如何に我戰勝の聲價を高めたる乎、世界列國の輿論は急轉し萬口一齊、露國唯一の政策は媾和あるのみと鐵案を下すに至れり。

第十二章 奉天戰後の北進

第一節 綿花街孤榆樹占領——開原附近の戰闘

第十師團前田枝隊に屬する三岳騎兵聯隊は四月二日吉林街道上の偵察任務を命せられ、同

時に開原守備隊たりし高倉大隊を増加せられければ、三岳中佐は翌三日午後歩騎聯合の支隊を率ゐて威遠堡門を進發し、吹喜嶺を守る敵の歩騎兵各一中隊を驅逐しつゝ進んで綿花街を占領せり乃ち直に前敵を驅逐しつゝ北進し、五日午前孤榆樹を占領し得たり、孤榆樹の北方數里の大邑は即ち敵の據つて以て防禦陣地となせる葉赫城なれば、眇たる孤軍を以て深く敵中に進入せんこと固より望むべからず、枝隊偵察の任務は既に終りたれば、歸つて敵情を報告するに若かずと爲し、將に撤退せんとす。午後五時三十分敵砲四門突如北方約五千米突の高地に現はれて我を砲撃す。我は之に應せず、翌六日夕威遠堡門の舊陣地に引上げたり。

此時葉赫城より増援せし露軍は翌六日午後南下して綿花街を占領し、次で南城子附近に現はれたり。其兵力歩兵一旅團半、騎兵二十中隊と注せらる。三岳騎兵聯隊及高倉歩兵大隊は此大敵と對峙せしが、四月二十一日に及び、砲數門を有する敵兵増援し、攻勢を執り來り、三岳騎兵聯隊及高倉歩兵大隊を包圍せんとす。三岳枝隊は衆寡懸隔勝算なきを悟り、馬石堡に背進せしに、横地大隊の開原より來援せるに會し、茲に丸山中佐指揮の下に追躡し來る敵兵を待つ。果然敵兵大舉來り迫る。我防戰利あらず、翌拂曉再び背進して開原を距る三千米突の馬家屯に退き、部署して來敵を待つ。二十三日早曉敵兵勢に乗じて驀進し

來る。我兵敵を銃口前三百米突の地點まで誘致し、二門の機關砲と共に俄然起つて前敵を猛射し、北方に潰走せしむ。爾後此方面常に小戦闘ありしも、敵南城子以南に來れば我之を撃退し、我以北に進めば敵に威壓せられ、以て平和克復の日に至れり。

第二節 鴨綠江軍の前進——蒼什、英額城、八家子及通化等の占領

奉天大會戦後後備第一師團は三岔子附近に、第十一師團は營盤附近にありて専ら海龍城方向に出沒するマドロフ支隊の來襲に備へしが、四月三日撫順鐵道の開通式舉行せられ進軍の準備全く成るに及び、鴨綠江軍は再び後備師團を右翼とし第十一師團を左翼として海龍城方面に前進し、軍司令部は轅を永陵に移したり。左翼師團は海龍城街道を東進し、四月十二日午前中二火羅附近に於て、敵の一隊と衝突し、之を撃攘して翌十三日蒼什を占領し、十四日更に四里餘を東進し黒石木附近の敵兵を掃蕩して之を八家子方向に急追せり、恰も好し右翼阪井師團は此日午後一時右方よりして前進し、既に英額城を占領せしかば、左翼師團の追撃隊たる河村中佐の騎兵第十一聯隊は、阪井師團の一部と協力して八家子附近に據れる敵を攻撃したり不意を襲はれたるマドロフ支隊は頗る狼狽して北方に潰走し、我攻撃部隊は十四日午後六時を以て八家子村落を占領せり、翌十五日後備師團より別に東方に派遣せし一枝隊は通化を占領して、敵を北方に掃攘せり。

爾來英額城方面の前哨線頗る平穩なりしが五月九日午前十時頃デリチナント少將の率うる豫備歩兵第七十一師團の二個聯隊(四大隊)騎兵約五中隊、砲六門の一群、俄然南山城子方向より南下し來りしが、右翼部隊は之を邀撃し、四百有餘の損害を與へて午後四時之を南山城子及び小白銀河方向に撃退せり、前面の敵兵は此大打撃を受けてより復た來り犯さず。

第十三章 波羅的艦隊東航

第一節 後續隊の進發

ロヂエストウエンスキー提督の率ゆる第二太平洋艦隊の本隊既に發程してより凡そ六旬、後續隊の充員計畫漸く成り、海軍少將ドフロトウヲロスキ之を引率して、十一月十六日リバウ軍港を進發せり。

ロヂエストウエンスキー提督はマダガスカル路より本國政府に電報して曰く、増援を得るに非ざるよりは東郷艦隊に對して勝算なしと。是に於て露國政府は波羅的海にある殘艦全部を擧げて第三太平洋艦隊と爲し、之をネボカトフ少將に授け、二月十五日を以て東航の途に就かしむ。

斯の如くにして航程を續け本隊亦漸次進航して佛領安南に至るや、端なく安南問題起れり。

第二節 安南問題

敵の第二艦隊は四月十四日佛領安南なるカムラン灣に入り、此處に後續艦隊の來り會するを俟ち、十分遠航の準備を整へて進航せんと欲するものゝ如し。

露艦碇泊の事實は中立違反の跡歴々たるを以て、四月十九日駐佛本邦公使の手を経て、佛國の反省を促せり。佛國は二十三日を以て同國政府は嚴正中立を尊重せしむる爲め、既に必要の手段を執り、將來亦爾かすべきことを保障する旨回答し來れり。

敵艦隊は我對佛抗議の結果、四月二十二日を以てカムラン灣を出發せり。佛領印度支那總督は乃ち之を佛國政府に報告し、佛國政府は之を我政府に通告せり。然るに敵艦其後の行動は杳として聞く所なく人をして再び中立侵害を豫想せしめしが、四月二十七日カムラン灣とヴァレラ岬との間に於て遙に沖合に遊弋しつゝあるを知り、爾後數日にしてカムラン灣北方約五十海里にあるホンコーエ灣に碇泊中なるを確めたり。是に於て曩者佛國の中立違反に沸騰したる國論は今や更に其熱度を高うせり。

我政府は乃ち再度の抗議を佛國に提出し、五月七日日本野公使は佛國外相と長時間の會議を遂げしに外相は苟も交戰國艦船をして佛國領水内に入らしめざるの手段を盡すべき旨を回答し尋で在印度支那海軍官憲よりの公報として五月九日朝にはホンコーエ灣内並に其前面

に一隻の露國艦船なき旨我公使館へ通報せり。

回答は形式上遺憾なしと云ふべし。然れども我はカムラン灣出發以來約三週間を経て相當の準備を完了したるべき五月九日に於て露艦の在否を聞かんとする者にあらざるなり。

佛國中立問題に關し、我同盟國の行動が大に佛國をして反省せしむるに與かつて方ありしは我感謝せざるべからざる所なり。

第三節 敵艦隊の接近

ロヂェストウエンスキー提督の率ふる艦隊の全部は五月十七日の夜を以てハリシタン海峽を通過せり。此れより以往彼は浦鹽斯德に入るに就て對馬、津輕、宗谷三海峽の何れを擇ばんかと苦慮し、對馬海峽の守備薄しとの諜報を得て終に之に決せり。

五月二十五日午後二時半頃露國軍艦五隻、運送船三隻より成る一隊突如吳淞沖に現はれ、其二艦は東北に向つて走り、他の六隻は午後四時吳淞に入れり。

二十五日夜、二十七隻より成る露艦隊舟山列島の前面に現る。ロヂェストウエンスキー提督は全艦隊に命令して曰く

我艦隊は豫定の如く對馬海峽を通過せんとす。各艦齊しく警戒に警戒を加ふべし。若し敵艦隊に遭遇せんか、決戦以て之に當り名譽ある戦捷者たれ

と。次で二十六日に至り、左の信號は提督の旗艦「スヴァロフ」の橋頭しやうとうに掲げられたり曰く
我艦隊は之より日本海に入らんとす慎重なる警戒を要す。
二十七日午前六時二十分頃五島沖に来る、既にして我哨艦の發見する所となり、日本海の
大海戦此に開かる。

第十四章 日本海大海戦

第一節 有史以來大海戦——東郷大將の戦術

トラファルガーの海戦は名將ネルソンの盛名と共に人口に膾炙し、古來海戦の稱首と爲す。之を今回の大海戦に比すれば、艦數の多きこと彼此より優れり。而も艦體の大、武器の精、既に霄壤の差あり。戦術の進歩亦日を同じうして語るべからず、況んや彼我共に其海軍の全力を挙げ、激戦奮闘二日に亘るをや、又況んや敵艦隊を殲滅したるをや。其規模の壯なること有史以來匹儔なく、其成功の大なること既往の海戦に類例を見ず。

始め巨大なる敵艦隊の東航するや、世界の耳目は齊しく將に來らんとする海上の大衝突に集注し、或は勝敗の結果に疑を懷く者亦全く之なきに非ず。然れども我に成竹あり、勝算存せり。憂ふる所は敵に會する能はずして之を北方に逸するに在り。然るに哨艦は早くも

敵艦隊を發見し、能く敵と觸接を保持し、且無線電信を以て時々刻々審に敵情を報告せしに由り、數十裡外の敵情、歴々双眸に映じ來り、益東郷大將をして迎撃の計に遺算なからしめ、未だ砲火を交へずして勝敗の數已に決す。歐人或は敵の戦艦八隻を有し、十二吋の主砲亦我より多きを以て、彼我輸贏の勢を轉倒せし者あり。而も是れ皮相の見のみ。我戦艦は僅に四隻なりと雖、其戦闘力殆ど戦艦に遜らざる装甲巡洋艦八隻あり。殊に形而上に於て我は遙に彼に優れる者あり。例せば砲術の如き、少くも我の十發四中に對し、敵は十發一中以上なる能はず。故に唯我の戦艦四隻を以てするも猶ほ敵の戦艦十六隻に對抗することを得べし。苟も我海軍の將卒にして、奪ふべからず又た輒く學ぶべからざる、彼砲術の如き技術と、大敵を怖れず、小敵を侮らざる心膽とを失はざれば、帝國海軍の基礎は大磐石の如く、更に強大なる敵が海上より來り攻むることあるも、毫も憂ふるに足らざるなり。

我將卒の技術實に此の如く敵に卓越せる者あり。而も之をして其効力を發揮せしめたるは即ち東郷大將以下各指揮官の戦術適良なりしに由る。東郷大將の豫め畫策せし戦術は所謂丁字戦法及乙字戦法と稱する者にして、我國にては數百年前の水軍既に此戦術を用ふ。即ち敵列に對し、其先頭を壓し、丁字に運動するなり。故に敵の後續部隊の未だ十分戦闘距離

而して其計畫の全部を實施するに及ばずして、敵の六大戰艦、四巡洋艦等二十一隻を撃沈し、二戰艦其他三隻を捕獲し、遁走し得る者僅に巡洋艦及驅逐艦各二隻のみ。而して我損害僅に水雷艇三隻に過ぎず。我聯合艦隊の大成功を以て局を結べり。

第二節 會戰前の敵艦隊

我艦隊は何れに敵を待つべきか。敵艦隊は何れの海峡を通過すべきか。是れ實に彼我艦隊の參謀部が共に大に苦心し、又世界戰術家の疑問としたりし所なり。是に於て彼は巧慧なる軍略を取り、五月十九日比律賓の北なるハリシタン海峡を過ぎ本平洋に入れり、是れ敵は臺灣の東方に至り此に南北（對馬と津輕）孰れの針路を取らんとするも共に其便利を有すべく、而して我艦隊をして判斷に惑はしむるに足るものあればなり。加之敵は巧に虚報を傳へしめ、或は故らに所屬汽船を逆航せしむる等手段を盡して我を惑はしめんとす。而も東郷大將は平然對馬に在りて敵を待てり。

第三節 我艦隊の配備

開戦に先つこと一日、五月二十六日には我全艦隊對馬海峡の兩岸にありて敵の來航を待つ乃ち全艦隊を三艦隊に區分し、更に分つて七戰隊となし、外に假裝巡洋艦隊あり。左の如き配備をなせり。

三笠を旗艦とせる第一艦隊には東郷聯合艦隊司令長官座乗し、其内の日進艦は三須司令官座乗し、出雲を旗艦とせる一戰隊には上村第二艦隊司令長官座乗し、同隊中の磐手には島村司令官座乗し、浪速を旗艦とせる一戰隊には瓜生司令官座乗し、以上三戰隊は我根據地なりし西方の港灣にあり、笠置を旗艦とせる一戰隊には出羽司令官座乗し、秋津洲を旗艦とせる一戰隊には武富司令官座乗し、此の二戰隊は遙に海洋を距て、九州本土の一角の港灣にあり。橋立を旗艦とせる一戰隊には片岡司令長官座乗し、其一艦には東郷司令官（正路）座乗し、扶桑を旗艦とせる一戰隊には山田司令官座乗し、此二戰隊は他の諸戰隊と分離して西方の方面に在り。又假裝巡洋艦隊は小倉司令官たり。上記七戰隊に配せる艦名を示せば左の如し。

▲三笠▲朝日▲敷島▲富士▲日進▲春日▲出雲▲磐手▲淺間▲常磐▲八雲▲吾妻▲笠置▲千歳▲殿島▲橋立▲松島▲浪速▲高千穂▲對馬▲新高▲秋津洲▲音羽▲和泉▲明石▲須磨▲千代田▲鎮遠▲扶桑▲八重山▲千早▲龍田▲金剛▲比叡▲高雄▲天龍▲武蔵▲葛城▲大和▲筑紫▲天城▲磐城▲赤城▲摩耶▲鳥海▲宇治▲豐後

即ち一等戰艦四隻裝甲巡洋艦八隻、其他二十五隻なり。

又驅逐隊は五隊に分ち、水雷艇は十六艇隊に分ち、其他假裝巡洋艦十七隻、御用船七隻なり。

驅逐艦及假裝巡洋艦名は左の如し。

驅逐艦——春雨▲村雨▲朝霧▲白雲▲朝潮▲曉▲雷▲電▲曙▲龍▲叢雲▲東雲▲夕霧▲不知火▲陽炎▲瀧雲

▲有明▲吹雪▲歌

假裝巡洋艦——日本丸▲日光丸▲春日丸▲熊野丸▲臺南丸▲臺中丸▲香港丸▲亞米利加丸▲八幡丸▲大仁丸▲平壤丸▲京城丸▲信濃丸▲備後丸▲佐渡丸▲滿洲丸▲韓崎丸

第四節 大海戰の經過

(堂々たる東郷司令長官の報告)

大海戰の經過は東郷司令長官の報告之を詳にし又蛇足を加ふるを須ひず。殊に堂々たる大文字千載に傳ふるに足る。故に此に其全文を掲録せん。

一、帝國聯合艦隊の出動

天佑と神助に因り我聯合艦隊は、五月二十七八日、敵の第二、第三艦隊と、日本海に戦ふて、遂に殆んど之を撃滅することを得たり。始め敵艦隊の南洋に出現するや、上命に基き當隊は豫め之を近海に迎撃するの計畫を定め、朝鮮海峡に全力を集中して、徐に敵の北上を待ちしが、敵は一時安南沿岸に寄泊したるの後、漸次北行し來りしを以て、其我近海に到達すべき數日前より、豫定の如く數隻の哨艦を南方の警戒線に配備し、各戦列部隊は、一切の戦備を整へ、直に出動し得る姿勢を持して、各其根據地に泊在せり、果然二十七日午前五時に至り、南方哨艦の一隻信濃丸の無線電信は、敵艦隊二〇三地點に見ゆ、敵は東水

道に向ふものゝ如しと警報し、全軍勇躍直に發動し、各部隊は豫定の部署に準じて、對敵行動を開始せり、午前七時南方警戒線の左翼哨艦たりし和泉、亦敵艦隊を發見して、敵既に宇久島の北西二十五海里の地點に達し、北東に航進するを報じ、巡洋艦隊(片岡中將直率)東郷(正路)戦隊續て出羽戦隊も、午前十時、十一時の交、壹岐、對馬の間に於て敵と觸接し、爾後沖の島附近に至るまで、此等の諸隊は、時々敵の砲撃を受けしも、終始能く之と觸接を保持し、詳に時々刻々の敵情を電報せしかば、此日海上漂氣深く、展望五海里以外に及ばざりしも、數十海里を隔つる敵影、恰も眼界に映するが如く、未だ敵を見ざる前に既に敵の戦列部隊は、其第二、第三艦隊の全力にして、特務艦船約七隻を伴ふこと、敵の陣形は二列縦陣にして、其主力は右翼列の先頭に占位し、特務艦船は後尾に續行せること、又敵の速力は約十二節にして、尙ほ北東に航進せること等を知り、本職は之に依り我主力を以て、午後二時頃沖の島附近に敵を迎へ、先づ其左翼列先頭より撃破せんとする心算を立てるを得たり。主力隊(主戦艦隊東郷大將直率)裝甲巡洋艦隊(上村中將直率瓜生戦隊及各驅逐隊)は正午頃沖の島北方約十海里に達し、敵の左側に出んが爲め更に西方に針路を執りしが、午後一時三十分頃出羽戦隊巡洋艦隊及東郷(正路)戦隊等も敵と觸接を保ちつゝ、相前後して漸次に來り合し同時四十五分に至り正に我左舷南方數海里に始めて敵影を發見せり

敵は豫期の如く其の右翼列の先頭に「ボロチノ」型戦艦四隻の主力戦隊を置き、「オスラビヤ」、「シソイベリキヤ」、「ナワリン」、「ナヒモフ」より成る一隊左翼列の先頭に占位し、「ニコライ」一世外海防艦三隻より成る一隊之に次ぎ、「ゼムチエーク」、「イズムルード」の二艦は兩列の間に介立して前方を警戒せるもの、如く、尙其後方濠氣の中に「オレグ」、「アウロラ」以下二三等巡洋艦の一隊「ドミトリドンスコイ」、「ウラジミルモノマフ」其他特務艦船等數裡に亘りて連綿航續するを仄に認むるを得たり。是に於て全軍に戰鬪開始を令し、同時五十五分視界内に在る我全艦隊に對し「皇國の興廢此の一戦に在り各員一層奮勵努力せよ」の信號を掲揚せり、而して主戦艦隊は少時南西に向首し敵と反航通過すると見せしが、午後二時五分急に東に折れ其正面を變じて斜に敵の先頭を壓迫し、装甲巡洋艦隊も續航して其後に連り、出羽戦隊、瓜生戦隊、巡洋艦隊及東郷(正路)戦隊は、豫定戦策に準じ、孰も南下して敵の後尾を衝けり、之を當日戰鬪開始の際に於ける彼我の對勢とす。

二、主力隊の戦況

敵の先頭部隊は、主艦の壓迫を受けて、稍其右舷に轉舵し、午後二時八分、彼より砲火を開始せしが、我は暫く之に耐て、射距離六千米突に入るに及び、猛烈に敵の兩先頭艦に砲火を集中せり。敵は之が爲め益々東南に擊壓せらるるもの、如く、其左右兩列共に漸時東方

に變針し、自然に不規則なる單縱陣を形成して、我と並航の姿勢を執り、其左翼列の先頭艦たりし「オスラビヤ」の如きは、須臾にして擊破せられ、大火災を起して戦列より脱せり。此時に當り、装甲巡洋艦隊も、既に盡く主戦艦隊の後方に列し、我全隊の掩撃砲火は、射距離の短縮と共に、益々顯著なる効果を呈し、敵の旗艦「クニャーシスワロフ」二番艦皇帝アレキサンドル三世も、大火災に罹り、戦列を離れ、戦の陣形愈々亂れ、後續の諸艦亦火災に罹れるもの多く、其騰煙西風に靡きて、忽ち海上一面を蔽ひ、濠氣と共に全く敵影を包み、主戦艦隊の如きは、爲めに一時射撃を中止せるの状況なり、又我軍に於ても各艦多少の損害を蒙り、淺間の如きは後部水線に近く、三彈を受けて舵機を損じ、且つ浸水甚しく一時止むを得ず列外に落伍せしが、機もなく應急修理して、再び戦列に入れり、之れ午後二時四十五分、前後に於ける彼我主力の戦況にして、勝敗は既に此間に決せり、我主力隊は、如此敵を南方に擊壓し、煙霧の中、敵影を發見する毎に緩徐に之を砲撃しつつ、午後三時頃には既に敵の前路に出で、約南東に向針しありしが、敵は俄に北方に向首し、我後尾を回はりて、北走せんとするが如きを以て、主戦艦隊は急に左十六點に一齊回頭し、日進を嚮導として北西に向ひ、装甲巡洋艦隊も其通跡を過ぎたる後、正面を變じて之に續ぎ、再び敵を南方に擊壓し、之を猛射し、午後三時七分敵艦「ゼムチエーク」は、装甲巡洋艦隊の

行く我右方に離散彷徨せる敵の二等巡洋艦以下、特務艦船等を緩射し、午後五時三十分、主戦艦隊は再び針路を北方に執りて、敵の主力を索め、装甲巡洋艦隊は南西方に折れて、敵の巡洋艦に迫り、爾後日没に至るまで、此兩戦隊は分離して、各別の行動を執り、又相見る能はざりし。

主戦艦隊は午後五時四十分頃、其左方近距離に在りし、敵の特務艦「ウラル」に一撃を加へて、直に之を撃沈し、尙ほ北方を索敵し、進航せる際左舷艦首に當り、敵主力の殘艦約六隻の一群が北東に向ひ、遁走しつゝあるを發見し、直に近づきて之れと並航戦を再始し、漸次に屈折し、遂には北西に向針するに至れり。此並航戦は、午後六時より日没迄連續し、敵は大破の餘其砲力減少せるに反し、我沈着なる射撃は、益々其威力を逞くし、「アレキサンドル」三世と見えたる敵艦は、早く列外に出で、後方に落伍し、先頭は占位せし「ボロジノ」型戦艦は、午後六時四十分頃より大火災を起し、七時二十三分に至り、俄然爆煙に包まれて瞬時は沈没せり。蓋し火災の彈藥庫に及びしならんか、又當時南方に在り、敵の巡洋艦隊を北方に追撃しつゝありし、装甲巡洋艦隊の諸艦は、已に傾斜して進退自由ならざる「ボロヂノ」型戦艦一隻が、午後七時七分敵艦「ナヒモフ」の側に來り、遂に顛覆沈没せるを目撃せり。

後日捕虜の言に依り、之れ即ち「アレキサンドル」三世にして、主戦艦隊の見たるものは、「ボロヂノ」なりしを知るを得たり。

此時夕陽已に暮き、我が驅逐隊、水雷艇隊は、東南北の三面より、漸次に敵に迫り已に襲撃準備の姿勢を執れるを以て、主戦艦隊は次第に敵に對する壓迫を弛めて、日没（午後七時二十八分）と共に、東方に變針し、同時に本職は龍田をして、全軍北航して、明朝鬱陵島に集合すべしと傳令せしめ、茲に當日の畫戰を結了せり。

三、出羽、瓜生戦隊、巡洋艦隊及び東郷（正路）戦隊の戦況

午後二時戦闘開始の令下に、出羽、瓜生戦隊、巡洋艦隊及東郷戦隊は、何れも我主力艦隊と分離し、敵を左舷に見て、反航南下し、豫定戦策に準じて、敵の後尾に占位せる特務部隊及び「オレング」、「アウロラ」、「スウイートラナ」、「アルマーズ」、「ドミトリスコイ」、「ウラジミル」、「モノマフ」等の巡洋艦等を脅威迫撃せり、出羽、瓜生戦隊は、終始共同連繫して、午後二時四十五分より、先づ敵の巡洋艦隊に對して、反航戦を開始し、漸次敵の後尾を旋撃して、其右方に出で、更に並航戦を試み、爾後優速力を利用し、機宜我正面を變じて、或は敵の左に顯はれ、又は其右に廻はり、攻撃を持續すること約三十分にして、敵の後方部隊は、漸次に動搖潰亂し、其特務艦船の如きは、遂に左往右往して、爲す所を知らざるの情

態に陥れり、此間午後三時過ぐるの頃、「アウロラ」と見えたる敵艦、單獨敵中より突進し來りしも、我が猛射に多大の損傷を負ふて、撃退せられ、又午後三時四十分頃、突撃し來りたる敵の驅逐艦三隻も爲す所なくして撃攘せられたり。

出羽、瓜生戦隊協力攻撃の効果は、午後四時の交に及んで、著しく發展し、敵の後方部隊は、全く潰亂して、個々分裂し、其諸艦船皆多少の損害を受けたるもの、如く、特務艦船中には、既に操縦の自在を缺くものあるを見るに至れり。

瓜生戦隊は、午後四時二十分頃、三橋二煙突を有する敵の特務艦船一隻（或はアナジールならんか）一方に孤立するを認め、直に近て之を撃沈し、尋で四橋一煙突の特務艦船（或は「イルチツシユ」ならんか）を猛射して殆ど之を撃破せり。此頃より巡洋艦隊、東郷戦隊も來り加はり、出羽、瓜生戦隊と協同して、共に潰亂せる敵の巡洋艦及特務艦船を掩撃しつつありしが、午前四時四十分の比、北方より我が主队に撃壓せられたる敵の戦艦（或は海防艦）四隻南下し來りて、其の巡洋艦に合力せしかば、瓜生戦隊巡洋艦隊の如きは、少時近距離に於て、之と對戦するの苦境に陥り、孰も多少の損害を受けしも、幸に大ならざることを得たり。

是より先き出羽戦隊の旗艦笠置は、其左舷炭庫水線下に一彈を蒙りしが、爾來浸水漸く増

加し、其應急修理の爲め、波靜かなる所に行くの止むを得ざるに至り、出羽司令官は自ら笠置、千歳を率ゐ、麾下の他艦は、之を一時瓜生司令官の指揮下に屬せしめ、午後六時油谷灣に赴き、其將旗を千歳に移し、夜に入りて出港北行せしも、笠置は修理に時間を要し、遂に翌日の追撃に参加する能はざりし。

又瓜生戦隊の旗艦浪速も、後部水線に敵彈を蒙り、爲めに午後五時十分頃、同戦隊は一時避戦して、其損所の應急修理を爲せり。

此時に當り敵は南北兩方面共に、既に全軍潰亂滅裂の悲境に在りしを以て、午後五時三十分の比、装甲巡洋艦隊が、我主队と分離して、此の方面に來り、南方より敵の巡洋艦を追撃すると同時に、敵は群を爲して悉く北方に遁走し、瓜生戦隊、巡洋艦隊も、共に之を追撃せしが、其途上に於て既に進退の自由を失せる、敵の廢艦「クニヤージ」、「スワロフ」及「カムチャツカ」を發見し、巡洋艦隊、東郷戦隊は直に其撃滅に轉じて、午後七時十分「カムチャツカ」を撃沈し、尋で巡洋艦隊の随伴せる富士本水雷艇隊は、突進して「クニヤージ」、「スワロフ」を襲撃し、同艦は尙艦尾の少砲一門を以て、最終の抵抗を試みしも、終に我が水雷二發の下に沈没せり。時に午後七時二十分なり、幾もなく此等の諸戦隊は、壱陵島集合の電令に接し、何れも戦を止めて北東に向針せり。

四、各驅逐隊及水雷艇隊の戦況

二十七日之夜戦は、晝戦の終結後、直に各驅逐隊及水雷艇隊に依り、猛烈果敢に開始せられたり。

此日朝來南西の強風、浪を揚ぐるごとく高く、小艇の繰縦大に困難なるを認め、本職が直牽せし水雷艇隊の如きは、晝戦開始に先立ち、盡く三浦灣に避泊せし程にて、夕刻に至りて風較々和ぎしも、浪尙ほ静らず、洋中の水雷攻撃は、我れに不利尠からざるの状況なりし。然も各驅逐隊及艇隊は、此一遇の時機を失するを恐れ、皆風濤を冒して、日没前に來り會し、各先を争うて敵に當り、藤本驅逐隊は北方より、矢島驅逐隊及河瀬艇隊は北東向より、敵主力の先頭を壓し、吉島驅逐隊は東方より、廣瀬(順太郎)驅逐隊は南東より其後尾に迫り、福田(昌輝)大瀧、近藤(常松)青山、河田の艇隊等は、南方より敵の主力部隊及び其左後に併行せる巡洋艦の一群に追尾し、日没の頃次第に三面包圍の形勢を爲せり。敵は此勢威に屈したるにや、日没後倉皇南西に避け、更に東方に變針したるものゝ如く、午後八時十五分、矢島驅逐艇が、第一撃を敵主力艦隊の先頭に加へたるを始として、各驅逐隊水雷艇隊一時に突進して、敵の周圍に蝟集し、午後十一時頃に至る迄、連續激烈なる肉薄襲撃を決行したり、敵は日没より、探照砲火を以て、極力防戦せしも、遂に此攻撃に耐えず、

其僚艦相失して、四分五裂の情態となり、各血路を求めて、任意に運動せしかば、我襲撃隊と追蹶と共に、爰に一塲の大混戦を現出し、少なくとも敵の戦艦「シナイペッキ」装甲巡洋艦「アドミラルナヒモフ」及「モノマフ」の三隻は、此間我水雷に罹りて、全く其戦闘航海力を失ひ、又我軍に於ても、福田艇隊の第六十九號艇(司令艇)青山艇隊の第三十四號艇(司令艇)及河田艇隊の第三十五號艇の三隻は、襲撃の際敵彈の爲め撃沈せられ、驅逐艦春雨、曉、雷、夕霧並に水雷艇鷲、第六十八號、第三十三號艇等は、敵彈又は衝觸等の爲めに、多少の損害を被り、爾後一時戦闘に参加し難く、死傷も又比較的尠しとせず、就中福田、青山及河田艇隊の死傷最も多し、但し沈没水雷艇三隻の乗員は、友艇雁、第三十一號及第六十一號艇等に依り、救助收容せられたり。

後日捕虜の言を聽くに、當夜水雷攻撃の猛烈なりしは、殆んど言語に絶し、我艦艇連續肉薄し來りしを以て、其應接に暇なく、且其距離餘り近き爲め、備砲俯角の度を過ぎ、照準する能はざりしと云ふ。

前記のものゝ外、鈴木(貫太郎)驅逐隊及自餘の水雷艇隊は、當夜他方面に索敵せしが、鈴木驅逐隊は二十八日午前二時の比、韓崎の北東約二十七海里の地點にて、敵艦二隻北走するを發見して、直に之を襲撃し、其一隻を撃沈せり。後日生存捕虜の言に依れば、轟沈さ

れたる此敵艦は、戰艦「ナワリン」にして、同艦は兩舷に連續二發宛の水雷命中し、少時にして沈没せりと云ふ、自餘の諸艇隊は、終夜各方面を搜索せしも、終に獲る所なかりし。

五、二十八日の一般戦況

二十八日黎明、前日來の濃氣拭ふが如く、主戰艦隊裝甲巡洋艦隊は、既に鬱陵島の南方約二十海里に達し、爾餘の戰隊並に前夜の襲撃を果したる各驅逐隊等も、各航路を異にし、順次後方より集合の途上に在り、午前五時二十分本職は、敵の退路を遮斷する爲め、麾下巡洋艦隊を以て、東西に搜索列を張らしめんとする際、後方約六十海里に占位し、北進しつつありし巡洋艦隊は、早くも敵影を發見して東方に當り、艦隊の煤煙數條あるを警報す。幾何もなく同戰隊は、敵に近づき復た報じて曰く、敵は戰艦四隻（後に至り二隻は、海防艦たるを知る）巡洋艦二隻より成り、今北東に向針すと、是れ間はずして殘敵の主力たるや瞭なり、此に於て主戰艦隊、裝甲巡洋艦隊は、其針路を反轉し、漸次東方に向ひて、敵の前路を扼し、東郷、瓜生戰隊も、亦巡洋艦隊に合して、敵の後方を抑へ、午前十時三十分の頃、竹島の南方約十八海里の地點に於て、全く此敵を包圍せり。敵は則ち戰艦「ニコライ」一世、「アリョール」、海防艦「ケチラル」、「アドミラル」、「アブラキシン」、「アドミラル」、「セニャーウキン」及巡洋艦「イズムルード」の五隻にして、他の一隻の巡洋艦は、遙かに南方に

後れて、當時其影を失す。固より敗餘の敵艦、已に多大の損傷を負へるのみならず、我優勢に抵抗し得べきにあらざれば、主戰艦隊、裝甲巡洋艦隊が、先づ砲火を開くや、須臾にして敵艦隊司令官「ポカトフ」少將は、其部下と共に降意を表し、本職は特に其將校以上に帶劍を許して、之を受けたり、然るに敵艦「イズムルード」のみは、降伏に先ち、其快速方を以て、南方に遁れ、我東郷戰艦に遮られて、復た東方に走れり、此時油谷灣より歸港したる千歲も、其朝途上に於て、敵の驅逐艦一隻を撃沈したる後此地に來り會し、直に轉じて「イズムルード」に追尾せしが、遂に及ばずして、之れを北方に逸せり。

是より先き瓜生戰隊が、北航の途上にあるとき、午前七時の頃、西方に一隻の敵影を發見し、音羽、新高の一小隊を、有馬音羽艦長の指揮下に、之が撃滅の爲め分派せしが、同隊は午前九時に至りて、漸く敵に近接し、其敵艦「スウエトラナ」が、一驅逐艦を伴へるものなるを知り、益々之を追窮し、戰鬪約一時間の後、午前十一時六分、竹邊灣沖に於て、全く「スウエトラナ」を撃沈し、尙ほ新高は其時來會したる驅逐艦叢雲と共に、殘れる敵の驅逐艦「プイストリー」を追撃し、午前十一時五十分、終に之を竹邊灣の北方約五海里の無名灣に擱岸破滅せしめたり、而して右二敵艦の生存乗員は、我特務艦亞米利加丸及び春日丸に依り、悉く救助收容せられたり。

敵の降伏を受けたる聯合艦隊の大部は、爾後尙其地附近に漂泊して、敵艦四隻の捕獲處分に從事しつゝありしが、午後三時頃南方より敵艦「アドミラル」、「ウシャーコフ」の來るを發見し、警手、八雲の一隊は、直に之に向ひ、午前五時過ぎ其南走するを追及して、先づ降伏を勸告せしも、之に應せず反て彼より砲火を開きしかば、止を得ず砲撃して、遂に之を撃沈し、其生存者約三百餘名を救助收容せり。又驅逐艦連、陽炎は午後三時三十分の頃、鬱陵島の南西約四十海里に於て、東方より遁走し來る敵の、驅逐艦二隻を發見し、極力之を北西に追躡し、午後四時四十五分追及して、戦闘を開始せしに、敵の後續驅逐艦は、白旗を掲げて降意を表せり、依て連は直に之を捕獲せしに、此驅逐艦は「ビエードウイ」にして、敵艦隊司令長官ロヂェストウエンスキー中將及其幕僚の移乘し居るを知り、其乗員と共に之を捕虜となせり。尙陽炎は他の驅逐艦を追撃して、午後六時三十分及びしも、終に之を北方に逸せり、又午後五時頃西方に索敵したる瓜生戰隊及び矢島驅逐隊は、敵艦「ドミトリ」、「ドンスコイ」の北走するを發見し、之を追尾して午後七時鬱陵島の南約三十海里に至りし頃、恰も好し竹邊灣方面より來會しつゝありし、音羽、新高の一隊並に驅逐艦朝霧、白雲、吹雪等が、既に西方より敵に迫りて、砲撃を開始し、瓜生戰隊と共に、之を挾撃するの好位を制し、左右相待て日没後まで、之を猛撃し、殆んど敵を撃破し得たるも、未だ撃沈する

に到らずして、遂に夜に入り其影を失せり、此攻撃中止と共に、吹雪及び矢島驅逐隊連續之を襲撃し、其効果不明なりしも翌朝に到り「ドミトリ」、「ドンスコイ」は鬱陵島の東南岸に漂ひ、遂に沈没したるを發見せり、而して同島に上陸したる其生存者は、春日、吹雪等に救助收容せられたり。

聯合艦隊の大部が、北方追撃の戦果を収むるに汲々たる際、南方前日の戰場になても、亦相應の殘獲ありたり。此日早朝戰場掃除の任務を持して出發したる特務艦信濃丸、臺南丸及八幡丸は、韓崎の北東約二十海里の地點に於て、敵艦「シツヘリキー」が、前夜の水雷攻撃に傷き、將さに、沈没せんとするを發見し、之れが捕獲の手續を了して、其の乗員を救助收容せり。而して該艦は、午前十一時零五分終に沈没せり、又驅逐艦不知火、特務艦佐渡丸も、午前五時三十分頃、對馬琴崎の東方約五海里に於て、敵艦「アドミラル」、「ナヒモフ」が沈没に垂とせるに會し、續て亦敵艦「ウラジミル」、「モノマフ」が著く傾斜して其附近に來るを發見し、孰れも佐渡丸にて、捕獲處分を爲せしが、二艦共に大破して、浸水甚しく遂に其乗員を救助し得たる後ち、午前十時の交、相前後して沈没せり。其時又敵の驅逐艦「グロムキー」も、此附近に來りしが、遽かに北方に遁逃せしを以て、不知火は直に之を追撃して、蔚山沖に至り、午前十一時三十分頃、水雷艇六十三號と協力攻撃し、敵砲の沈黙するに及

んで、之を捕獲し其生存乗員を捕虜とせり。
 該艦も亦大破して遂に午後零時四十三分に沈没したり。其他麾下砲艦特務艦等にて、戦後戦場附近の沿岸等を搜索して、救助收容し得たる撃沈敵艦敵乗員尠からず、戦利艦五隻の捕虜と合して、其の數殆んど六千に達す。
 以上は五月二十七日より、二十八日午後に亘れる海戦の經過にして、其後當隊の一部は、尙ほ遠く南方に敵を搜索せしも、遂に又隻影を見ず、日本海を通過せんとせし、敵艦隊約三十八隻にして、我撃滅又たは捕獲に洩たりと認むるものは、巡洋艦、驅逐艦及特務艦各數隻に過ぎず、而して此二日の戦闘に於て、我艦隊の失ひたる所は、水雷艇三隻のみにして、其他多少の損害を蒙りたるものもあるも、一として今後の役務に支障あるものなし、又た死傷は全軍を通じ、將校以下戦死百十六名、負傷五百三十八名にして、其細別は別に報告せるが如し。

此對戦に於ける敵の兵力、我と大差あるに非ず、敵の將卒も亦其祖國の爲に極力奮闘したるを認む、然も我が聯合艦隊が克く勝を制して、前記の如き奇績を收め得たるものは、一に天皇陛下の御稜威の致す處にして、固より人爲の能くすべきに非ず、殊に我軍の損失死傷の僅少なりしは、歴代神靈の加護に依るものと信仰するの外なく、嚮きに敵に對し勇進敢戦し

たる麾下將卒も、皆な此成果を見たるに及んで、唯感激の極言ふ所を知らざるもの、如し。
 第五節 空前の偉績

抑も日本海を通過せんとせし敵艦隊は戦艦八隻、巡洋艦九隻、海防艦三隻、驅逐艦九隻、假裝巡洋艦一隻、特務船六隻、病院船一隻計三十八隻ありしが、大戦の結果左の如し。

艦種	艦名	噸數	時日	艦種	艦名	噸數	時日
戰艦	スツロフ	一三、五一六	二七	驅逐艦	プレスチャースター	—	—
同	歴山三世	一三、五一六	二七	同	クロムズキー	—	—
同	ボロザン	一三、五一六	二七	外一隻	ウラル	—	—
同	オスラビヤ	一二、六七四	二七	假裝巡洋艦	カムチャツカ	七、二〇七	二七
同	シソイベリキ	一〇、四〇〇	二八	同	イルチツシユ	七、五〇七	二七
同	ナツリン	一〇、二〇六	二八	同	アナスイリ	—	—
同	ナヒモフ	八、五二四	二七	同	ルツシ	—	—
巡洋艦	ドンスコイ	六、二〇〇	二八	捕獲	アリヨール	一三、五一六	二八
同	モノマフ	五、五九三	二八	同	ニコライ一世	九、五九四	二八
同	スヴェトラナ	三、七二七	二八	海防艦	アブラキシン	四、一二六	二八
海防艦	ウシヤーク	四、一二六	二八	同	セニヤウフン	四、九六〇	二八
驅逐艦	アイメイ	—	—	驅逐艦	ビエードウイ	三、五〇〇	二八
同	アイストルイ	—	—	露領逃入	—	—	—

巡洋艦	アルマーズ	三、二八五	驅逐艦	ホートハー	四
同	イズムルト(爆沈)	三、〇八〇	特務船	コレア	三〇
驅逐艦	フラーウイ	—	同	スツェリ	三〇
	▲馬尼刺逃入		▲抑留		
巡洋艦	ナローラ	六、六〇〇	病院船	アリヨール	二七
同	オレーグ	六、五〇〇	同	カスツロマー	二七
同	セムチューグ	三、〇八〇	計	三十八	
	▲上海逃入				

又之を艦種別とすれば左の如し。

來航艦船	聖沈	捕獲	露領逃走	中立地逃走	假裝巡洋艦	一	〇	〇	〇
戰艦	八	六	二	〇	特務船	六	四	〇	〇
巡洋艦	九	四	〇	二	病院船	二	〇	〇	〇
海防艦	三	一	二	〇	計	三八	二一	五	三
驅逐艦	九	五	一	〇					

(外抑留二)(外一隻不明)

而して敵の捕虜總數六千四百四十二名、内中少將各一、大佐十二、中佐二十二、大尉六十六、中尉二十七、少尉百、少尉候補生十七、其他將校同相當官は總計二百五十四名なり。

第六節 竄遁敵艦

捕獲艦と共に我包圍攻撃を受け逸去したる敵の巡洋艦イズムルト(艦長ベルゼン男)は石

炭の不足と我艦隊の追撃を避けん爲め途中航路を轉じてウラジミル灣に向ひ、五月二十九日夜同灣に着きしが眞黒咫尺を辨せず、三十日午前一時半灣の入口に於て淺瀬に擱坐し、遂に之を爆沈せり。

驅逐艦「ブラウイ」は五月二十七日の海戦に大破損を受けしが、辛うじて浦潮斯德港に竄入し、巡洋艦「アルマーズ」驅逐艦「グロースヌイ」も亦浦港に達せり。

運送船「コレア」號は三十日吳淞に逃れ來り、驅逐艦「ホートヌイ」は六月四日吳淞に入りしが、共に上海にて武装を解除せり。

廿七日の海戦に本隊と分離したる巡洋艦「オーロラ」「ゼムデユーク」「オレグ」の三隻は少將エンクイストの指揮の下に南航し、六月三日米領比律賓島マニラに竄入せしが、米國艦隊司令長官に於て保管することゝなれり。

第八編 戰爭第三期

第一章 皇軍實力圏の開展

奉天附近の大會戰陸上に於ける敵の首力を粉砕し、敵をして北方に窘蹙せしめ、日本海の大海戰、敵艦隊を殲滅し、東洋の海面我橫行濶歩するに任す。是に於てか、戰爭は第三期に移り、曠々たる旭日旗始めて敵境に臨む。陸軍は最後まで蓄へたる第十三師團を樺太に進め、月餘全島を平定し、北韓軍活動を開始して將に浦潮斯德を衝かんとし、海軍は上村艦隊圖們江附近を脅威し、片岡北遣艦隊カストリ灣及東察加沿岸を威嚇し、將に浦鹽斯德を第二の旅順たらしめんとす。戰局漸く廣く、皇軍の實力圏益開展す。

第二章 韓軍の活動

第一節 後備第二師團の進發

北韓方面に行動すべき後備第二師團は明治三十八年一月編成の令下り、司令部は東京に於て、其他の部隊は全國各衛戍地に於て編成せられ、客年來咸興道に冬營せる池田少將の後備

歩兵第十七旅團も亦其隸下に屬することとなり、陸軍中將三好成行其司令官に任せらる。咸興諸隊は二月十七日を以て咸興附近を出發し敵を北方に擊攘しつつ、南葛、摩雲、摩天の諸峻嶺を越えて前進せしに、其北背にありし敵は我北進を偵知し、先づ其電信線を切斷して城津方面に退却せり、依つて之を追蹙し、第一梯團は二十四日一兵を損せずして城津を占領せり、敵は前日を以て倉皇三ヶ所に集積せし糧秣を燒棄し、一部は吉州に留り、其主力は遠く鏡城に遁逃せり。

城津占領後、後備歩兵第三聯隊、騎兵一中隊、砲兵一中隊、工兵一小隊等は上村艦隊の掩護に依り、三月一日を以て城津に上陸し、從來在韓の咸鏡道支隊を合して、悉く池田少將の指揮に屬せしめ、後備第十七旅團を幹部として、之を北韓支隊と稱し、主力を臨瀛に進め、北方一里なる全山の線に據り、以て警備を嚴にせり。

四月下旬に至り後備第二師團は城津に上陸する豫定計畫を變じ、四月二十七日より五月一日までに、元山に上陸せり。既に元山に上陸したるも、此より以北は道路險惡にして、且物資に乏しく、給養甚だ困難なるを以て師團の大部隊は數多の梯團となり、北進を續行し、北韓五嶺の險峻を攀登し、道程一百餘里、五月二十二日を以て臨瀛附近に到着し、我北韓支隊と相合するを得たり。當時敵は騎兵約二百砲十餘門を以て、鏡城（城津の北三十七里）

附近に駐屯し、其斥候は時々吉州(城津の北十一里)附近に出没するの外、豆満江以南に多大の兵を出さざるもの、如し、依つて臨津湖を揚陸地とし、臨溟に大倉庫を設け、多數の糧秣を集積して北進の準備を爲し、六月十二日を以て、其行動を開始せり。

第二節 鏡城輸城一帯の占領

臨溟以北の地は、道路殊に峻悪なるのみならず民家少くして給養上の不便甚し、師團は已むを得ず、又數梯團となり、池田少將の率ゆる第二梯團を以て前衛とし、吉州を経て鏡城に向ふ。敵は抵抗を試みることなく、倉皇退却せしが故に、我軍は前進を繼續し、六月二十日鏡城を占領せり、鏡領附近に駐屯せし歩兵二千、砲十餘門を有せる敵は富居を経て其主力は富寧方面に、又其一部は茂山方向に退却せしも、其後衛は近く我と相接觸せるを以て、酒井少將の率ゆる前衛(後備歩兵第二十八旅團)をして、先づ輸城を占領せしめ、其前哨を廣周嶺より初達洞の線に進め、以て師團の全部を輸城附近に集中せり。此より以往更に前進せんとせば、豆満江の河口(廣興)に通ずる海岸本道と其上流なる會寧に通ずる道路とに向つて、兵力を分割するの必要あるのみならず、其中間の地區亦兵を用ゆべきを以て、敵軍に對する正面甚だ廣く而して人烟の稀疎、交通の不便、物資の遺乏給養上更に至難の地方に屬せり、之に加ふるに六月上旬より、敵の歩兵約二個聯隊は、豆満江を渡りて南下し

來り、其一部は會寧に進み、嚮きに鏡城より退却したる者と相合して、富寧附近に前進し茂山、甲山、三水地方亦敵兵の出没するあり、戦局の發展容易ならず。

此時に方り鴨綠江畔に駐屯せし九井少將の率ゆる後備歩兵第十六旅團は當方面に派遣せられしより、騎兵及工兵隊の増加と共に輕便鐵道班其他の兵站機關も亦大に擴張せられしかば、輸城の海岸清津港を以て、主揚陸地とし、會寧に向つて輕便鐵道を布設し、獨津を以て補助港とし、盛に物資を集積して、専ら北進の準備を整ふ。

第三章 ミシチエンコ騎兵團の討伐

奉天占領後の追撃戰其局を結びてより以來兩軍互に首力を奉化、開原附近に集中し、前哨線の敵襲、偵察隊の衝突、殆ど日として絶ゆるなし。而も特に記すべき戦鬪あるなし。故に今唯ミシチエンコ騎兵團の行動のみを掲げんとす。

是より先きミシチエンコ中將の騎兵師團は蒙古域内なる鄭家屯に其兵力を纏め時々輕騎を出して我後方連絡線を脅かさんとせしもの、如くなりしが、五月十八日其首力を長壽寺の西南小屯に進め、漸次我野戰病院の所在地なる倪家窩棚に前進せり、阪本第一病院長、上原第二病院長は之を見て急に其職員を康平方面に避難せしめ、自ら最後に避難せしが、福

山三等軍醫以下の職員は途次急追せられて捕獲する所となり、次で同病院を燒燬し、翌十九日敵騎は三縱隊となり、ミシチエンコ中將も亦中央縱隊にありて全軍を指揮し、孤家子を進略して新民廳街道の小房身及大房身に進出せり、茲に於て守備隊たる後備歩兵第四十九聯隊の一個大隊は聯隊長菊野中佐(景衛)の指揮下に迎へ戦ふて敵に多大の損害を與へたり敵兵狼狽死傷者三百餘を遺棄し、遂に其根據地たる鄭家屯に引揚げ去れり、然れども爾後ミシチエンコ騎兵團は時々輕騎を進めて我側背を威嚇し、爲に後方勤務を妨害せらるゝこと屢々なりしかば、軍は六月十五日夜十二時を以て大規模の討伐隊を遼陽窩棚に進め、同地に集屯せるミシチエンコ騎兵團を攻撃せしむ。

秋山少將の騎兵第一旅團は討伐隊の右翼縱隊となり、遼河西岸に沿ふて前進し、黒澤大佐(源三郎)の歩兵第二十六聯隊、砲兵一大隊は第二縱隊となりて其左方街道上を前進し、奥田大佐(元信)の歩兵第二十八聯隊、砲兵一大隊は第三縱隊となり、田村少將の騎兵第二旅團は左翼縱隊となりて深夜前進運動を起し、味爽遼陽窩棚の南方約二千米突の地點に達し、黒澤縱隊先づ同村落を砲撃し、秋山枝隊は十六日午前六時を以て羅船口を占領し、更に遼陽窩棚の左側面に迫り、其有する騎砲兵をして敵の退路を砲撃せしめ、黒澤、奥田兩歩兵聯隊は砲火の効力發揮するを待て午前九時頃より歩兵攻撃に移り、同十時を以て遼陽窩棚を

占領し、多數の軍馬を鹵獲せり、此日の敵兵は騎兵約三千、騎砲兵三四中隊なりしも不意を襲はれて頗る狼狽し、砲兵は其全砲煩を展開するに遑めらず、僅に二中隊を以て應砲し、遂に死傷七十餘を遺棄して鄭家屯に潰走せり、是より以降我滿洲軍の左翼亦ミシチエンコ騎兵團の強襲を見ざるに至れり。

第四章 樺太南部平定戰記

第一節 嗚呼樺太島

想起す、林子平夙に北門防備の急を唱へて當路者を警め、間宮林藏挺身極北を窮めて韃靼海峡を發見し、近くは近藤重藏苦心慘憺、樺太經營を研究せしが、徳川氏姑息の政は空しく志士をして滿腔の熱血を灑がしめ、毫も酬ゆる所なく、手を束ねて露國の南侵に任せ、遂に我國土に連續し、天然に國形を成せる樺太島を割き、北緯五十度を彼我國境と定むるに至る。既にして徳川氏政權を奉還し、維新草創の際、明治政府は北海の事情を顧みるに遑なく、悉く樺太に派遣せし官吏を引上げたるより、益露人の跋扈跳梁を馴致せり。明治五年、島義勇の樺太權參事に擧げらるゝや、其部下に訓令し、且つ「樺太は露人雜居の地に於て、間々暴慢無禮の振舞有之、就ては容赦なく斬棄可申」云々の宣言を發せり。政府狼

狼俄に部員に訓諭するに隱忍持重事端を滋からしむる勿れの意を以てす。爲に快男兒島義勇の名訓令、一片の空言に歸し、我は寸を譲り、尺を與へ、遂に明治七年樺太千島交換條約を結び、全島を拋棄するに至れり。

之を歴史に徴するも樺太は我領地の一部なり。之を地理に觀るも樺太は我國土の一端なり。而も露國に掠奪せられ、我同胞は含垢忍耻三十餘年、這次戰役皇師其境に臨み、武力之を克復す。國形因て以て完きを得たるを喜びしに、不幸にして彼を樽俎の間に屈する能はず、戰勝の餘威を以て、僅に德川氏末路に締約せし北緯五十度國境論を以て局を結ぶに至れり。噫。

第二節 樺太遠征軍の出發

四月一日、獨立第十三師團編成せらる、師團長は原口陸軍中將（兼濟）、旅團長は内藤少將（新一郎）及竹内少將（正策）にして小泉陸軍大佐（策郎）參謀長たり。

五月下旬日本海の大戦に敵艦を殲滅するや、北遣艦隊の編成新に成り、片岡海軍中將是が司令長官となり、歩兵第十三師團と共に海陸兩軍相策應して樺太に向はんとす。

六月二十七日樺太軍の司令官原口中將は、竹内少將以下の幕僚參謀等を從へて北遣艦隊の旗艦八雲に至り、進發の軍議を凝し、遠征の準備全く整ふ。

七月四日午前九時船艦出發の命下り、運送船二十餘隻は四十隻の艦艇と共に威風堂々、大港を出發せり。

此日海氣陰晴露々として細雨を送る、五日濃霧襲來し時々展望を缺くに至りしも、永續するものに會せず、船隊は常に良好の隊列を保持し、樺太沖の豫定集合地點に達したるは、七日午前三時なり、少焉曉色漸く晴れ、樺太の山河恰も相揖して舊識を迎ふるものに似たり。

第三節 北遣艦隊の行動

此に於て戰は先づ水雷艇を派して掃海せしめつゝ、陸戰隊の上陸豫定地なるメレヤ附近を偵察せしめたるも、其の附近には一の防備なきを以つて、各艦より各々一個中隊の陸戰隊を派遣し、全く同地點を占領せり、此れに續いて陸軍よりも更らに騎兵若干を上陸せしめて、其の附近の偵察を行ひしに、此の附近一帶の地亦た何等の備へなきを發見したるを以つて、上陸軍はコルサコフ港に近く上陸せんが爲め、掃海隊をして、エンヅマ岬方向に進航せしむ。

掃海隊は其附近を掃海しつゝ、エンヅマ岬の内側なる、ポロアレントマリ沖に近づき嚇威砲撃して、敵狀を偵察せしに、敵の砲臺は初めて我に向つて應砲し始めたり、時に午前十一時、

我は約一時間砲撃を試みたるも、敵は早くも砲臺を爆發し、棧橋を焼き、附近の兵舎倉庫其他に火を放ちて退却せり。

我艦隊は艇隊の報告を得てアニワ灣に進入し、午前十時頃上陸地點たるメレヤ村の陸岸近く投錨したり、吃水淺き砲艦宇治、赤城、鳥海、摩耶の四隻は、陸地と運送船との間に來りて、先づ索敵砲撃を試み、敵の應砲なきを見るや直ちに陸戰隊約一大隊を組織して陸岸に上り萬歲聲裡に占領旗を丘上に立つ、陸戰隊の上陸後三十分、既に陸上の危険なきを確め陸軍兵の上陸を開始せり。

是れより先き海軍にては、既に陸軍の上陸地點たるメレヤ附近沿岸の掃海任務を果したるを以て、コルサコフ附近沿岸の掃海を遂行せしに、午後二時敵は同地南砲臺より砲火を開きて射撃を開始したれば、我艦隊は直に之に應戰せり。

敵は始より退却を豫期せしもの如く、交戰後約三十分にして、火を市街に放ち逸走せり。

第四節 南部の征服

歩兵第五十聯隊は午後一時五十分先づ上陸し、白井中佐の指揮の下に機關砲隊を付せられ海岸に沿ふて進み、オドバート川の右岸に屯營して上陸軍を掩護し、獨り機關砲兵隊はサウイナバーチ村に前進せり、八日午前二時に至り向井部隊は、上陸軍司令官の命令に因

り、八日拂曉までにコルサコフの東南方高地を占領すべく前進を起せり。

此時に當り將校斥候として派遣せる青砥中隊は既に前夜十時十五分コルサコフ東端に於て敵の守備兵を撃退し、日本領事館附近を占領して、敵の主力はコールイムイス驛とソロウイヨフカ驛間の防禦陣地に向ひ退却したるもの如きことを報告し來り、四時三十分前衛隊長白川少佐はコルサコフ市街の全部烏有に歸したること、敵の歩騎斥候屢其前面に出沒すること、前衛隊はコルサコフの北方高地を占領したることを報じ、向井左翼隊は益々前進してコルサコフ北方高地に達せり是に於ては敵はコルサコフの北方四里弱にして、豫め備へたるソロウイヨフカ方向に退却し、同地附近の陣地に據りて再び抵抗を試みたるも、午前十一時我兵之を撃攘し、同陣地を占領せり。

我軍の樺太に入るや、コルサコフ附近の住民は多くは、山中に逃匿したるに似たり、依つて我樺太軍司令官は、コルサコフを占領するや直に一篇の諭告を發して全島住民を綏撫せり。

爾來山中に隠れし者も、日一日に歸來して我軍の嚴正を喜び、義勇兵として銃劍を携へたる者も、漸次我に投降し來り、コルサコフの秩序漸く回復するに至れり。

第五節 ダアリチエの森林戰

十日午前六時向井隊及深堀隊はコルサコフの集合地點を發し、午後四時四十分ホムトフカに着す、向井隊は翌十一日道なき森林沼澤を過ぎて、トロイフコへに出で之よりブリジチエに至り、深堀隊は十日ヘルウエヤバーチ附近より先發せしが敵の所在分明ならず。十一日午後敵の主力がダアリチエ西北方林中にあると判明するや深堀隊に屬する小島隊は機關砲兵隊を從へて、直にダアリチエに向つて南下し、向井隊も急行ダアリチエに前進し、協力攻撃せしが、敵は密林中に隱蔽せるを以て攻撃進捗せず、十二日午前八時四十分漸く敵第一線を奪略し、尋で第二陣地に突入し、野砲四門機關砲一門、其他彈藥器材を鹵獲せり。戸田大隊は敵に退却の色あるを見るや、直に之を追撃するに決し、午前十時三十分約四吉羅米突を前進したるに地形全く隱蔽し、雜草繁茂して人頭を没し、通行殆んど不可能なる地點に於て、突然七八十米突の距離に敵に出會せり、戸田隊長は勵聲叱咤して猛烈なる射撃を加へしめれば敵は狼狽して北方に背進せり、時將に十二時に垂んとす、是より先き午前十一時向井隊長は第三大隊長白川少佐に命令して、追撃前進せしむ。白川隊は西北方に前進しダアリチエを距る三里の途上樹林中に於て俄かに敵の歩兵隊と出會し之を撃退し、更に五百米突を前進し、再び敵の歩兵隊に逢遇し猛烈なる火戦を開き之をマウカ方面に潰走せしめて歸來せり、越えて十六日敵帥は敗殘兵二百餘名を以て降を我陣門に請ふに至り爾後投降者相踵ぐ。

第五章 上村艦隊の雄基灣砲撃

北韓軍將に陸上に活動せんとするに當り、上村艦隊亦北韓沿岸に運動を開始せり。

上村艦隊は、豆滿江附近の海面及沿岸一帯の上陸偵察其他の爲、驅逐隊を先發として、根據地を發し、七月十七日未明豆滿江の南方造山灣の前面に達せり。灣は浦潮を距ると遠からず灣内水深く豆滿江南方唯一の險要なり。先づ千早及驅逐艦のみを灣内に入らしめ、シスロ角、浦頂附近を偵察したるに敵の哨兵及監視兵なきを以て、遂に驅逐隊をして入らしめ造山灣の全部を搜索せしめたるに、只數隻の朝鮮漁舟あるのみ乃ち千早を灣口に置き、驅逐隊は同灣内の一小灣雄基灣に入り陸岸に接近したり。此時陸上の小丘にありし敵の歩騎兵約二百餘名は我驅逐艦を見るより直に小銃を以て射撃す。我は愈々陸岸に接近し午後八時半最適距離に至り始めて砲門を開き之を砲撃し始めたり、敵も亦勇戦せしが我の發する各弾能く命中し土砂を吹き上ぐる事數尺なると共に敵の人馬頭首處を異にしたるもの亦高く空中に飛揚す我は愈々猛射すれば、僅に半時間にして敵は全く其影を失す是を以て我驅逐隊は、之を本艦隊に報じ九時半頃迄同灣内に止まりし後引揚げ驅逐艦と千早は其南方十

湮餘なる羅津浦に向ひ陸上を偵察したるに、敵の殘兵五六、沿岸を通ずる浦潮街道上素清附近に彷徨せしが、我を見て直に遁走せり。又千早は羅津浦の西端ダカ角北方高地にある敵の通信哨及監視兵に砲撃を試み、全く其建物を破壊し、次で上陸隊を派遣したるも別に敵の抵抗を受けず、道路等を偵察して歸艦し午前一時引揚げたり。上陸隊の報告によれば此道路は浦潮に通ずる爲めに敵が新に作りたる者の如く砲車を通ずるを得、豆滿江附近敵の兵力は歩騎砲兵機關砲兵合せて約二萬二千、砲數大小合せて約七十門なるが如し。

第六章 北韓軍雨期の戰鬪

第一節 富寧附近一帶の占領

三好司令官は七月二十二日を以て、各部隊長を輪城に招集して訓令を與へ且つ富寧附近の敵を攻撃すべき命令を發したり。

此に於て翌二十三日未明より策動し丸井支隊は海岸路より、梅地支隊(後備第三聯隊)は海岸路と會寧路との中間山徑より主力は酒井旅團を前衛として會寧路より山田支隊(後備第五十六聯隊の第一大隊)は左側の山徑より前進せしむるの計畫を爲し二十四日には夜半より雨を冒して、各々豫定の如く行動し、殊に梅地支隊の如きは、暗夜峻嶮なる高嶺を攀登

し、非常なる困難を経て黎明富寧の南端に達せしに、敵の監視哨は我兵の前進を見て、早く既に動搖し其一部分は白沙峰方向に、又其一部は古豊山の方向に退却せるを以て我は多くの彈丸を費さずして、素清(富居の東北三里)より、白沙峰(富寧東北三里強)茂山嶺(富寧北方四里強にして會寧街道上にあり)を経て新豊山(茂山嶺の西北約五里)に亘るの線を占領せり。

第二節 白沙峰大雨中の戰鬪

二十三日以來の降雨は、連日止まず、我軍唯一の後方聯絡線と頼みたる會寧街道は流水氾濫交通杜絶の患あり、昨日來退却したる敵は尙は近く接觸し我前哨線前に出沒するを以て二十五日更に部署を改め、丸井支隊をして富居を、池田旅團(梅地支隊を合す)をして白沙峰を、酒井旅團をして茂山嶺を占領せしめんとす。

丸井支隊は先づ多くの抵抗を受けずして富居を占領し、他の兩旅團は山谷の險阻に據れる敵の殘軍と相對し、辛酸なる勇戰の後之を撃退し、終に各豫定の陣地を占領することを得たり。

連日の猛雨は、清水の氾濫となり、道路は變じて奔湍激流となり、物資の輸送のみならず徒歩者又は單騎の往來尙且全く杜絶し、各部隊にては、或は筏を作り、或は游浮者を撰み

て其交通を計らんとするも、其目的を達すること能はず、乃ち布片に文書を包み之に石塊を附して、對岸に放擲し又は手旗信號に依つて、僅に之を通達せり。北韓軍行動の困難實に意料の外にあり。

第七章 樺太北部平定戰記

第一節 北道艦隊の上陸掩護

我樺太軍の南部上陸軍(竹内旅團)は既に七月七日を以て、コルサコフ方面に上陸し、ダアリチエの一戰終に其主力を潰亂せしめたり、此に於てか軍の主力は、豫定の如く別に北部上陸軍を編成し同月二十一日北道艦隊に擁護せられ同島の西海岸方面に向ふて出發す。連日の漂霧散じて一天拭ふが如く、海上平靜にして微波を揚げず。二十四日朝豫定上陸地點アルコフ灣に着す。此地宗谷海峽を距る三百海里、沿海州に至る約六十海里、小泉參謀長は舷頭に立ち鉛筆を呵して詠じて曰く

雲間より見えそめにけり樺太に

やまと櫻をうゑて眺めん

是より先き我海軍は、早くも水雷艇及若干の砲艦を派遣して、上陸地點の偵察を行ひ、第

一アルコフの最も之に適するを發見せしより、先づ上陸準備として艦隊は盛に威嚇砲撃せり、敵は豫め此事あるを察知したるものゝ如く、同地の海岸に面する高地端に防禦陣地を構へしも、我軍容の堂々たるに避易し、毫も抵抗せずして退却し去れり、依て海軍の陸戰隊先づ上陸し、陸續陸軍の上陸を始め同日午前には早くも我高等司令部旗の海岸に翻へるあり、夕刻に至つて本隊及物資の揚陸を了るに至れり。アレキサンドロフの棧橋は、極めて必要なる上陸機關の一に屬するが故に、敵の破壊に任すべきにあらず、我驅逐艇は此日午前棧橋に接近して、敵の放火に備へしに、果然敵兵屢來つて其爆發を試みんとせしも、我は射撃を以て之を防止する中、我陸兵は端艇を用ひ、海軍掩護の下に一個中隊の兵を棧橋に進めて之を占領せしめたり。既に上陸を終りたる援護隊は、内藤少將(新一郎)に依つて引率せられ、其主力を漸次東方に進めたる結果、第一アルコフの村落は瞬間に占領せらる、敵は火を其兵營及村落に放ちて逃れしも、村落の大部分は幸にして兵燹を免かれたり。

第二節 アレキサンドロフスキーの占領

内藤少將の率ゐる上陸援護隊は、第一アルコフ占領の後午後三時直に進んでアレキサンドロフを占領すべく、海岸の砂地を蹂躙して南方に向ひ強行軍を開始す、此日九十度の炎熱

なるにも係はらず、兵士は夜間の冷氣を防ぐ爲めに各冬服を着用し、約十貫匁の携帶品を負ふ、之に屬するは中野聯隊、西山聯隊等にして前衛の一部は別に東方を迂回せり、此前衛は途中少數なる敵の歩騎兵に遭遇して之を驅逐しつゝ、午後七時頃早くもアレキサンドロフの東北高地附近に達す、

我前衛は同府東方の高地上に據守せる敵兵約五百と谷を隔て、對峙中、我掩護隊の主力は同府の東北端に着し、同府に向つて一氣突入したるも、敵の抵抗を受くることなく、午後七時半市街を通過して、其西端高地に達し、アレキサンドロフを占領せり、我前衛と對峙せる敵は夜暗に乗じて、東南方に退却し、翌二十五日午前二時首府の占領全く確實となれり、續て我軍は早朝追撃運動に移り、同府よりルイコフに通ずる道路上の一部落たるノオミハイロフアエ（東南約十六吉羅）方面に向ひて前進す、敵は同部落の北方高地に停止し、機關砲四門、歩兵約五百を以て此地點を扼守せり、我前進部隊は砲兵と協力して攻撃せしに、敵は一時應戦せしも、遂にルイコフ方面に潰走せり、我は追撃を續行してノオミハイロフを占領せり、此戰に於て敵の棄却したる死體四五十を下らず、且彈藥車八輛及多數の小銃、拳銃彈藥等鹵獲す。我に損害なし。

首府占領と同時に、ムガチ、ニヨミ、ヌミナ、アルコフも亦我軍の占領に歸したり、

第三節 上陸軍の前進

アレキサンドロフスクに在りし敵の守備兵は、我軍の北方上陸に由りて、其上乗の退路を絶たれ、第一アルコフより、第二アルコフに至る溪谷中に屯營せし約一個大隊の正規兵と野砲四門を有する砲兵隊及若干の義勇兵とはアレキサンドロフスクに在りし守備本隊と合するを得ずして、本道上ルイコフに向つて退却せり。中野中佐の一部隊は敗敵を急追して、其夜第三アルコフ東方高地を占領せり。

我輜重は二十五日上陸を結了すべき豫定なりしを以て、歩兵本隊は二十四五の兩日現在の陣地を保ちしが、豫定の如く二十五日夜、全部上陸を了したるを以て、上陸援護隊及本隊の區別を改めて、左縦隊と爲し、左縦隊は二十六日早朝前進を起すに決せり。

安藤中佐の率ゆる獨立騎兵隊は二十五日午前上陸を了し午後運動を起して、其夜既にオミアルコフ東方高地に宿營し、左縦隊の先驅となれり。

二十六日午前十一時獨立騎兵隊より派遣したる將校斥候はデルペンスコエに着し、更に北方及南方ルイコフ方面を偵察せしに、北方には敵退却の跡を認めざりしを以て騎兵隊は直に南下して、午後四時ルイコフに侵入せり。第三アルコフ東方高地を出發したる中野前衛隊亦午後六時デルペンスコエに着せり。

内藤上陸援護隊は、二十五日午前四時ノオミハイロフスコエよりツイーエに亘る線を占領するの目的にて前進を起し、西山大佐の率ゐる隊と、宮村少佐の指揮せる砲兵隊を前衛とし、コルサコフスコエを経てノオミハイロフスコエに進ましめ、更らに一個中隊をツイーエの方面に向はしむ、前衛隊のコルサコフスコエ村南端に達したる時、敵の歩兵二個中隊、機關砲六門、其東南高地に現れたるを以て、西山隊は直に攻撃前進に移りしに、敵はルイコフ方向に退却を始めたり、西山隊は、乃ち前進して、午後三時全くノオミハイロフスコエを占領し、騎兵將校斥候をしてルイコフ方向を偵察せしむ、此時海岸道を前進したる三浦中隊は、騎兵下士斥候と協力して、ツイーエの敵守備兵を撃退せり。是に於て第一アルコフを中心とし、ツイーエ以北ムガチに至る線を直徑とせる半圓内の地は、全く我上陸援護隊の占領區域に入りたるを以て、我軍は長驅急追の用意成れりとなし、アルコフよりアルムダン、デルペンスコエを経て、ルイコフに至るものを左縦隊と爲し、内藤上陸援護隊を右縦隊となして、ウエーデルニコウスキー、マクロツモフを過ぎて前進せしめ、此兩翼を以て敵をルイコフに急追し、敵軍の備へ全からざるに乘じ之を殲滅せんと決し、内藤右縦隊は第二の目的としてルイコフに向ふべく、ウエーデルニコウススコエに前進せり、遂にペーレンカの要害あり、敵は所謂上下三里の坂路上にある絶頂に據守し、情報に據れば敵は防禦工事

を施し其兵力は義勇兵を合せて約四千にして、砲門四を有すと、是に於て西山大佐に砲兵大隊、工兵小隊を付し前衛となし、自餘の各隊を本隊として、午前七時前哨を撤して進軍し、歩兵一個大隊を敵前約二千五百メートルの高地上に展開し、砲兵を其後方に配列したり。然るに敵砲兵は午前九時我歩兵を前進散開せしむるに當り、頻りに我陣地と推定せる附近を砲撃して、二時間餘に及びたれども、敵の砲彈は一も我陣地に落下せず。而も敵は我砲撃に對し頑強なる抵抗を試み、午後零時に至るも尙ほ退却せず、是に於て縦隊長は命令を下して曰く『我前衛は極力前面の敵を攻撃して、敵陣地を奪取すべし』と、乃ち敵の猛射を冒して歩兵を前進せしめ、山砲及機關砲隊も亦陣地を進め、敵陣に銃砲彈を注ぐ。敵遂に潰亂して退却せり、我歩兵は逃ぐるを追うて敵を東方に追撃し、午後二時全くペーレンガの峻峻なる陣地を占領するを得たり。

ペーレンガの要地占領後直に一個大隊を以て、追撃に移らしめ、途中屢敵後衛の抵抗を撃退しつゝ、急傾斜の坂路を直下し、ウエーデルニコウスキーの西方約一里の地點に達せり。翌二十七日午前三時ルイコフに向つて獨立騎兵隊を發し、縦隊は歩兵一個大隊を前衛として前進を起す、午後四時縦隊はマクロツモフに到着して之を占領したり、此時に當り我左縦隊は、第三アルコフより敵を追うて一擧ルイコフを陥れ、右縦隊の猛撃に破られたる敗

敵は、此日朝六時ルイコフを通過して、我左縦隊のルイコフ着に先つ約一時間、危機一髪の間に虎口を脱し得て南方パレオに後進したり。

二十四日アレキサンドロフスク占領以來、二十七日マフロツモフに到りし間に於て、右縦隊の得たる鹵獲品は、野砲四門、彈藥車十輛其他砲彈、小銃被服、糧食等頗る夥し。

第四節 ルイコフ占領

我左縦隊は向井、中野兩中佐の引率する二個隊の主力及騎兵、砲兵、機關砲兵、工兵及輜重兵の各隊若干を以て編成し、原口將軍直轄の下に二十六日早朝より運動を開始す、其一部に屬する安藤中佐の獨立騎兵隊は、同日午前十一時早くもデルビンスコエを占領し、土民の言に據り約二千の兵及砲四門を有する敵の既にルイコフに向ひて退却せしを知れり、乃ち更に前進し午後四時遂にルイコフに侵入す。

敵の正規兵義勇兵及市衛兵百五十來り降りたるを以て、之を屋中に閉鎖し且つアレキサンドロフスクの副知事ブンケ以下主なる官公吏名望家等を集合して武器彈藥を蒐集せしめ、將校斥候を西方アレキサンドロフスク方面に出して主力はルイコフに停まりしに、午後八時に至り西方に出したる斥候の報告あり之れに依れば我兵はマフロツモフの西北山地に於て強大なる敵の射撃を蒙れり、而して南方よりは未だ何等の報道なきを以て、獨立騎兵隊長

は、敵は南方に退却せずして西方ピリヨンスキー山中にありと察し、此旨を左縦隊本隊に報告せしに夜深更に及ぶに従ひ、我右縦隊に擊破せられたる敗兵は續々此山中に逃れ來りてルイコフ市に入る者頻々相繼ぐ。因て騎兵隊長は先づ副知事以下重なる軍人官吏と武器をデルベンスコエに後送せしめ、二十七日午前一時隊を率ゐて北方約一里の原野に後進し茲に露營地を占め徹宵せり、午前六時我中野前衛隊は騎兵隊露營地に着し繼いで本隊も到着したるを以て、騎兵隊は下士斥候を放つて敵情を搜索せしめたるに、敵は濃霧を利用してルイコフの北端に四五十の歩兵を出現せしめ、我斥候に急射撃を始めたるに由り我は益之に迫り、歩兵と戮力して奮戦角闘遂に之を擊退し、直にルイコフに突撃せり、敵は家屋墻壁の掩蔽物に出沒して亂射し、全く市街戦となりて危険甚しかりしも、遂に之を擊退して午前七時半全くルイコフを占領するを得たり。

是に於て、歩兵は直に西端アレキサンドロフスクに通ずる道路上と、南端パレオに到る道路を扼し、次に内藤左縦隊と連絡を取らんが爲に、騎兵隊は將校斥候として遊佐少尉の率ゆる一隊を西方道路上に前進せしめしに數十名の敵と會し、下馬對戰中歩兵の援兵來るに會し敵は山中に退却したるを以て彈藥車二輛を鹵獲し、更に前進して、ルイコフを距る三千米突の地點に於て再び敵に會し格闘の後之れを斬殺し、尙ほ進んで遂に左右縦隊の連絡

を通ずるを得たり、然れどもバレオ方面に派遣したる渡邊少尉の率ゆる斥候隊よりは未だ何等の報告を受領せず、大に焦慮せしに、二十八日ルイコフ南端に於て搜索中渡邊少尉四名の死體を發見せり、想ふに我右縦隊の追撃に潰走せし敵の大部隊に遭遇し戦死を遂げたる者の如し。二十七日朝我軍ルイコフを陥るや、後藤大尉の率ゐる一隊は、直に前進し次で向井部隊も此朝十時三十分ルイコフに到着したるを以て、砲兵機關砲隊と共に南下前進す、此の時敵の主力はバレオ附近にありて、其一部は尙バレオの北方約一里の所に陣地を構成しあり、向井隊は先づ此の敵を攻撃するの目的を以つて進み、約八基米突を南下し午後二時河川の附近に到りしに、先發したる後藤隊は既に此河に達し、六七百の優勢なる敵と會戦せり。向井隊は乃ち直に其前方に展開し敵を猛射し二百五十餘名を捕虜となし、約百名を斃せり。

午後八時四十分バレオ北方約千三百米突の地點より、三坂將校斥候の報告に依れば、バレオ北方の山地脚及其附近には敵兵なきが如きも其南方には散兵壕を築き角面堡を構築しあるを見たりと、是に於て向井隊は其夜十二時を期して前進するに決せしに、命あり、此夜の現状の儘警戒し、明二十八日足立少佐の率ゐる隊と交替しルイコフに歸還すべしと、二十八日我安藤騎兵隊はバレオに向つてルイコフを發し、足立少佐の二箇中隊も同時にバレオに

向ふ、然るに敵は九珊砲二門、彈藥車輛五を委棄してタウランに逃走したるを以つて、我兵直ちにバレオを占領し、二十九日には敗敵を追ふてタウランに到れり、此間彈藥武器等の路傍に散亂せるもの甚だ多し、此夜我騎兵及歩兵隊はタウランに露營す、將校斥候の言に依れば敵は我斥候隊の追撃に由り歩兵、砲兵、機關砲兵共にオノールに退却せりと、依て更にオノールに前進せんと決定せしに偶々請和軍使の敵は我軍司令の提供したる正當の條件に降伏したるを以て樺太に於ける我上陸軍の行動は茲に大段落を終れり。

第八章 北遣艦隊の活動

第一節 沿海洲方面

上村艦隊が雄基灣を砲撃して南下露兵の膽を寒からしめてより數日。片岡北遣艦隊の一枝隊は沿海洲に上陸すること二回、威嚇行動を取れり。

七月二十四日北遣艦隊の一枝隊はカストリー灣（樺太アレキサンドロスキーの對岸にして北東約六十哩に在り）に派遣せられ、クレスターキャンプ附近に上陸せしに、燈臺監守員は既に逃走せり。

其後港内深く進入しバサルト島附近に至りし時アレキサンドルスキー（スカトリー灣内に

あり樺太のものと同名なり)電信局の位置に當り、砲四門を認めしが、突然二門の砲より我を砲撃せしを以て、直に應戦せしに、敵終に沈黙す次で市街は大火災を起し火薬庫の如きもの爆發せり。

尋で沿海洲沿岸ポートインペラトルスカヤ及ニコラス岬(カストリー灣の南方凡百五十海里にあり)に上陸せる我海軍陸戦隊は掘きにカストリー灣上陸の際に鹵獲したる敵の拵銅砲二門を以て遁走せる敵兵を追撃せり。

第二節 オコーツク海及勘察加方面

オコーツク海分遣艦隊は八月十三日サガレン灣に於て、敵の密輸軍用船アンチオーブ號(一四八六噸)のニコラエフスク港に航行の途に在るに遇ひ之を拿捕せり。十四日敵は何等の抵抗力を有せず、亞楊港^{アヤン}を抛棄し舊式砲一門、小銃三挺及彈藥若干を置き去れり。同十七日オコーツク港とも捨てたるを以て小銃五十八挺彈藥若干を鹵獲したり。又一方勘察加分遣艦隊は、曩にペトロバプロフスクに進入したる餘勢を以て、十六日コマンドルスキー列島ニコリスク港に航進し、是亦敵船モンタラ號(二五六二噸)を拿捕したり。此兩艦隊の活動は恰も無人の境を行くが如く、既に東方コマンドルスキーより以西全部は我自由運動の範圍内に入れり。

第九章 北韓軍の北進

第一節 昌斗嶺の戦闘

八月に入り霖雨方に收り、交通漸く舊に復するの時に當り、敵は其一部を古豊山に留め、主力は昌斗嶺より五峰山に亘るの線を占據して、盛に防禦工事を施して我進出を迎へんする者の如し。

敵を韓國より撃攘せんと欲せば、先づ會寧を奪取せざるべからず、我にして會寧を占領せんか、敵の吉林、寧古塔浦鹽方面との連絡を中斷し得るを以て、獨り彼をして豆滿江以南に停止するを得ざらしむるのみならず、滿洲に於ける敵の左翼軍をして、其左側に多大なる苦痛を感せしむるものとす。

我軍は會寧占領の目的を達せんが爲め、丸井枝隊の左翼は葛布嶺に、梅地枝隊は石浦附近に進出して、主力部隊の右側背を掩護せしめ、主力は會寧街道を前進して、本郷支隊(後備歩兵第四十四聯隊)を左側に進出せしめんとす。偶大雨又至り、再び洪水の爲め、交通を杜絶したるを以て、一時此行動を中止せり。

此月下旬洪水漸く減退したるを以て前計畫を繼續し、三十日前進行動を開始す。昌斗嶺の

り聳爾として前面に横はり、五峰山屹として其左側に蟠り、六百米突乃至一千米突標高の峻嶽は屏障の如く相連り、行路頗る險難、一夫之を守れば、萬卒も過ぐる能はず、敵は之に據つて我前進を防止せんとす。

卅一日酒井少將(元太郎)は自ら前衛諸隊を率ゐて古豊山以北に進まんとするや、砲を有する二三千の敵は昌斗嶺附近高地より盛に砲火を開て、我軍を射撃せり。我軍乃ち日南洞の高地に放列を布きて應射せしが遂に之を抜く能はず、諸隊は戦闘隊形の儘各處に露營せり。九月一日北韓初秋の風氣漸く冷かに、曉色未だ開かざるの頃歩兵第五十三聯隊の第二大隊長植村少佐をして五峰山方面の敵を攻撃し以て昌斗嶺攻撃部隊の動作を援助せしむ、酒井旅團は拂曉より昌斗嶺の攻撃を開始し、更に砲兵を正面に位置せしめて、猛烈なる砲撃を加ふると同時に、東側の連峰上より内藤中佐の後備歩兵第五十六聯隊の一部を前進せしめて敵の左翼を攻撃し、又後備歩兵第二十五聯隊の一個大隊は正面より突進して昌斗嶺に向へり、時に濃雨四面を籠め、咫尺を辨せず殊に岩角聳峙せる烏道獸路を登攀し、寸進尺退辛うじて其第一峰頂に上らんとするや塹壕に據れる敵兵は、猛烈に小銃を發射し、我は濃氣と山路の崎嶇とに因り容易に協同すべき友軍に會せざるを以て、到底尋常手段にて攻陥し難し。内藤中佐は手兵僅に一個中隊を提げ自ら陣頭に立ち、軍旗を曉風に翻へし、進軍

喇叭を鼓吹しつゝ、吶喊して、敵の第一陣地に逼りしかば、敵は遂に支ふるを得ずして嶺上の陣地に退却せり。

此時に方り曇きに昌斗嶺に在りて、協同攻撃に従事すべき第五十六聯隊の第六七中隊は笹岡大尉の指揮下に來り加はりしかば、更に一撃して敵壘を奪取せんとす、而も敵も亦新來の兵力を加へて頑強に防守し、其射撃の如きも、命中確實にして虚彈なく、我軍の損害少からざりしが我が兵之に屈せず敵彈を冒して、突貫又突貫し、遂に六〇三高地を頑守せる敵兵を驅攘し、多大の損害を與へて之を中島方面に退却せしめ、午前十時を以て確實に昌斗嶺を占領し、其頂上に我旭日旗を翻へせり。

此に於て酒井少將の率ゆる諸隊を右翼隊として、池田少將の諸隊を左翼隊とし、會寧川(我軍の特に命名する所にして會寧附近を流れて豆滿江に注ぐ者)の西岸に沿ふて追撃に移り進で昌斗嶺及五峰山の線を占領し、陣地を堅固にして敵の逆襲に備へ、以て其夜を徹せり。

第二節 五峰山附近の追撃

我軍進んで古豊山に達せし頃、敵は昌斗嶺の頂上に據りて、我の前進を防禦し其前衛主力を中島附近に集中し、更に一隊を五峰山及鳳儀洞方面に派して、我軍の左翼に備へたり。

我軍謀して敵の配備を知る。故に九月一日未明、植村部隊に命じ、他の部隊を合して小風

儀洞の六百四十八米突高地の敵を攻撃して、内藤部隊の昌斗嶺占領を容易ならしめ、更に泉中佐(法輪)をして本隊の一部と植村隊とを率ゐて、五峰山一帯の敵を攻撃せしむ、是れより先き植村部隊は、夜暗に加ふるに道路なき險岳を登攀して午前三時半小嵐儀洞東北方の高地に着し、其一個中隊をして前線に展開せしめたる頃、猛烈なる敵の射撃を受けたり、敵は此時六百四十八米突高地の西方鞍部にあり漸次兵力を増し、約一個大隊半を算し我は更に一個中隊を増加せしが、衆寡尙懸絶せしも若し此の敵を撃退せざれば、昌斗嶺の占領戦に、協同動作を爲す能はざるを以て、兵士を激励して突撃せしむ。當時本部隊に参加すべき泉中佐の一個中隊も夜暗の爲に道を失し、他の鞍部にありし約三百餘の敵と衝突せり。此間昌斗嶺既に我手に歸するを知り、一舉して敵を突破せんとす。而も彼は頑強に固守するのみならず、更に豫備隊を増加せしかば、今は如何ともする能はず、塹壕を掘り敵と相對すること約二時間餘、曩に道を失したる泉中佐の部隊は、敵の右翼方面に出でしかば、高地の敵は遂に其敵すべからざるを覺悟し、中島方面に退却せり、茲に至り敵は昌斗嶺の敗兵と合し、歩騎砲數千の兵士一時に河流を越えて潰亂するを以て我は急に之を追撃して多大の損害を加へしに、敵は又中島に據守するの力なく、李長益洞を経て北方に退却せり。二日未明池田旅團を前衛として、會寧街道を前進せしめ、酒井旅團を下坪村附近に集むし

後備歩兵第四十七聯隊なる早田支隊をして梨親洞北方高地を占領せしめ、本郷支隊は敗敵を追撃しつゝ、燈京洞方向に前進したり、池田旅團は敵を追ふて中島附近を占領せし後、直に東進し、黄昏風儀底を占領し、諸隊は各其位置に於て、戰鬪隊形のまま露營したり。

第三節 會寧占領

三日朝來大雨猛至風物甚だ暗慘たり、我軍は此日を以て會寧を占領せんと欲し、各部隊は勇壯又活潑雨を衝き會寧川を徒渉して進む、風儀底の鞍部に達する頃、本隊及砲兵隊も亦來り會し、早田支隊は既に隅村近傍に出で、敵の據れる山城山に突進せんとす、此時早くも細谷嶺の高地に在りし敵は、我軍の進出を察知して、砲撃甚だ急なり、然れども我軍は未だ滿を持して放たず、靜なること林の如し。

此の如くすること約三時間餘、降雨益々烈しくもて濛氣四邊に塞がり、敵兵の所在を知るべからざるのみならず、我部隊の間隔すら辨知し難きに至れり、爲に空しく現狀を持續して天候の復するを待ちしが、暫くして情報あり、會寧の我一部隊によりて占領せられたるを確めたり。三十日以後諸部隊の行動を見るに、丸井枝隊は、孟山嶺より駕馬院の線を占領し、梅地枝隊は、石浦附近に停止し、又本郷支隊は會寧の前面なる鰲池岩の線に現はれ、戦況は將に有利に發展せんとせしも、前夜來の大雨は益激甚となり、雨水到る處に漲溢し

て、到底戰鬥行爲を敢行し難きを以て、已を得ず攻撃を中止し諸隊は碑石洞附近に集合し、雨中家舍なき河岸の地に露營し、以て雨の霽るゝを俟つ。既にして休戦の命下れり。

第十章 嗚呼休戦

彼我兩軍互に相睥睨して動かさず。時に昌圖、掏鹿、南三城子附近に於て小支隊の衝突するあるのみ。露軍は依然西、八面城より四平街、葉赫城、掏鹿を経て、東三城子に至る間に前進陣地を卜し、第二軍は奉化、第一軍は赫爾蘇、第三軍は伊通州、ミンチエンコ支隊は鄭家屯、リチツイツチ大將の總司令部は公主嶺に位置して守勢を取り、我滿洲軍は左翼に乃木大將の第三軍を備へて法庫門附近に駐營し、奧大將の第二軍、野津大將の第四軍及黒木大將の第一軍は順次左方より右方に連りて清河の河岸に排列し、以て右翼、英嶺城附近の鳴緑江軍に連り、最右翼の通化方面には韓國駐劄軍に屬する一隊と花田中佐の統帶せる義軍ありて側面を警戒せり。

此時に當り、樺太上陸軍の樺太を平定するあり。北韓軍の雨期の困難を排して北進するあり。海軍亦銳鋒を浦港に擬し、我軍情益有利なりしに、獨り滿洲軍は適滿洲の雨期に際し、道路以外は全く行動の自由を得ず、爲に策動を遅緩ならしむ。而も將に大に動かんとして

故らに沈靜を裝ふのみ。雨季既に終り、前面の活勢漸く動く。將に大規畫の作戰に依り、第二の奉天戰を演せんとす。一面に浦鹽斯德亦已に其刀尖に向ひつゝあり。我軍吉林、松花江線を奪ひ、進んで哈爾濱を抜かば、敵の東亞經略の根據は當に覆滅すべし。不幸にして講和條約締結せられ、陸軍は九月十三日、海軍は同十八日を以て休戦の協定成り、第三期の大決戦は未發にして終り、徒に敵帥リチツイツチをして豪語を吐かしむ。噫。

第十一章 戰爭の終局 上

第一節 米國大統領講和提議

始め遼陽の大戦我全勝に歸するや、米國大統領は先づ日本は如何なる條件を提供せんとするものなるかを確め、而して竊に露國の意向を探れり。然るに露國は大統領の忠言を卻くるに決し、戰爭を繼續したる結果は終に奉天の大敗北を致し、尋で露國が唯一の頼とせるロヂエストウエンスキー艦隊は、朝鮮海峡に全滅の悲運に遭ひ、滿洲に於ける大勢已に定まれり。大統領は此機會を逸せず、直に日本の意向を窺ひ、又露國の眞意を質し、六月七日を以て兩國に通牒して曰く、「合衆國は此兩國の繁榮福祉を祈ると共に此二大國民間の戰爭に依り、世界の進歩を阻礙せらるゝを感ず。故に大統領は日露兩國政府に於て兩國自己

の爲のみならず、文明世界全體の利益の爲め、相互間に直接の講和談判を開始せんことを切望す」と

日露兩國共に大統領の勸告に應ずべき旨復答し、更に會合地點に關し、交渉を重ね、遂にニューハムプシヤ州ボーツマウスを以て談判地とするに決せり。

第二節 兩國全權委員會議の經過

外務大臣小村壽太郎、米國駐劄全權公使高平小五郎は全權委員に任せられ、小村全權は七月八日を以て程に上り同廿五日を以て紐育に高平全權に會合す。露國全權ウイツテ及ローゼン亦八月四日を以て紐育に着せり。

八月九日兩國全權委員は會見して豫備事項を協定し、十日より正式の會見あり。小村全權は文書を以て日本の講和條件を提出せり。其綱領左の如し。

一、韓國の保護權。二、滿洲の撤兵。三、日本より滿洲を清國に還附する件。四、滿洲の保全及開放。五、樺太の割讓。六、遼東半島租借の讓與。七、哈爾濱以南の鐵道を讓與すること。八、滿洲橫斷鐵道は軍事に使用せず之を専ら商業上に使用する件。九、戰費の賠償（其額を明記せず）。十、中立國軍入軍艦の引渡し。十一、東洋に於ける露國海軍力の制限。十二、浦潮以南の沿岸に於ける漁業權。

ウキツテは十二日回答を日本全權に送り償金の支拂及樺太の割讓を峻拒し、其他の條件は談判の基礎とする爲、條件付にて承諾せり。

兩國全權は十二日より條件の討究に着手し、第一、第二及第三は十四日の會議に於て略決定し、第四及第六は十五日に決し、第五の樺太割讓は議論三時間に亘り、遂に協定に至らず、之を後に譲るに決す。第七及第八は十六日の會見輒く我要求に應せしが、十七日の會議に於て軍費賠償の件（第九）に至り兩國全權の議全く合はず。遂に一時之を中止し中立國軍入軍艦引渡の件（十）に移りしも、是亦終に協定に至らず。東洋に於ける露國海軍力制限の件（十一）亦再議に譲り閉會せり。十八日の會議に至り第十二は直に決定せしも、餘す所の四個條は遂に協定するの餘地なく、爲に二十二日まで會見を中止す。此間米國大統領は頗る調停に努むる所あり、二十二日は會見すべき日なれども之を翌日に延期し、翌日又廿六日まで延期するに決し、又二十七日を經過し、二十八日の會見は延期せられ、二十九日に至り、我は樺太半部の代償と償金の全部を抛棄して講和談判を終了し、平和茲に成立せり。

第三節 講和條約の調印及批准

兩國全權の談判既に終結し、講和條約は九月五日を以て調印せられ、十月十四日を以て批准せられたり、講和條約の全文左の如し。

第一條

日本國皇帝陛下と、露西亞國皇帝陛下との間及兩國並兩國臣民の間に、將來平和及親睦あるべし。

第二條

露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方り、阻礙し又は之に干渉せざることを約す、韓國に於ける露西亞國臣民は、他の外國の臣民、又は人民と全然同様に待遇せらるべく、之を換言すれば最惠國の臣民、又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし。兩締約國は一切誤解の原因を避けむが爲、露韓間の國境に於て、露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき、何等の軍事上措置を執らざることに同意す。

第三條

日本國及露西亞國は、互に左の事を約す。

一、本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ、遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域以外の滿洲より、全然且同時に撤兵すること。

二、前記地域を除くの外、現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し、又は其の監理の下に在る滿洲全部を擧げて、全然清國專屬の行政に選附すること。

露西亞帝國政府は、清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる、何等の領土上利益、又は優先的、若は專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す。

第四條

日本國及露西亞國は、清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲、列國に共通する一般の措置を執るに方り、之を阻礙せざることを互に約す。

第五條

露西亞帝國政府は、清國政府の承諾を以て、旅順口、大連、並其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し、

又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を、日本帝國政府に移轉讓渡す。露西亞帝國政府は、又前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。兩締約國は、前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

第六條

露西亞帝國政府は、長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其の一切の支線、並同地方に於て之に附屬する一切の權利特權及同地方に於て該鐵道に關し、又其の利益の爲に經營せらるる一切の炭坑を、補償を受くることなく、且清國政府の承諾を以て、日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。兩締約國は、前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

第七條

日本國及露西亞國は、滿洲に於ける各自の鐵道を、全く商工業の目的に限り經營し、決して軍略の目的を以て之を經營せざることを約す。

第八條

日本帝國政府及露西亞帝國政府は、交通及運輸を増進し且之を便易ならしむるの目的を以て、滿洲に於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲、成るべく速に別約を締結すべし。

第九條

露西亞帝國政府は、薩哈連島南部及其の附近に於ける一切の島嶼並該地方に於ける一切の公共造營物及財産を完全なる主權と共に、永遠日本帝國政府に讓與す。其の讓與地域の北方境界は、北緯五十度と定む。該地域の正確なる境界線は、本條約に附屬する追加約款第二の規定に従ひ之を決定すべし。日本國及露西亞國は、薩哈連島南部及其附近に於ける各自の領地内に、堡壘其の他に類する軍事上工作物を築造

せざることに互に同意す。又兩國は各宗谷海峡及樺根海峡の自由を妨礙することあるべき、何等の軍事上措置を執らざることとを約す。

第十條

日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に就ては、其不動産を賣却して本國に退却するの自由を留保す。但し該露西亞國臣民に於て、讓與地域に在留せむと欲するときは、日本國の法律及管轄權に服従することを條件として、完全に其の職業に従事し、且財産權を行使するに於て支持保護せらるべし。日本國は政事上、又は行政上の權能を失ひたる住民に對し、前記地域に於ける居住權を撤回し、又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す、但し日本國は前記住民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す。

第十一條

露西亞國は日本海、「オコーツク」海及「ベリリング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を、日本國民に許與せむが爲、日本國と協定をなすべきことを約す。

前項の約束は、前記方面に於て既に露西亞國、又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼることに雙方同意す。

第十二條

日露通商航海條約は、戰爭の爲廢止せられたるを以て、日本帝國政府及露西亞帝國政府は、現下の戰爭以前に効力を有したる條約を基礎として、新に通商航海條約を締結するに至るまでの間、兩國通商關係の基礎として、相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す。而して輸入税及輸出税關手續、通過税及噸税、並一方の代辯者、臣民船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は、何れも前記の方法に依る。

第十三條

本條約實施の後、成るべく速に、一切の俘虜は互に之を還附すべし。日本帝國政府及露西亞帝國政府は、各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし。一方の政府の收容に係る一切の俘虜は、他の一方の政府の特別委員又は

正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し、同委員又は其代表者に於て之を受領すべく、而して其引渡及受領は、引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すべき便宜の人員及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふべし。

日本帝國政府及露西亞帝國政府は、俘虜引渡完了の後、成るべく速に俘虜の捕獲又は投降の日より、死亡又は引渡の時に至るまで、之が保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし。同計算書交換の後、露西亞國は成るべく速に、日本國が前記の用途に支出したる實際の金額と、露西亞が同様に支出したる實際の金額との差額を、日本國に拂戻すべきことを約す。

第十四條

本條約は、日本國皇帝陛下及露西亞國皇帝陛下に於て批准せらるべし。該批准は成るべく速に、且如何なる場合に於ても、本條約調印の日より五十日以内に、東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て、日本帝國政府及露西亞帝國政府に、各之を通告すべし。而して其の終の通告の日より、本條約は全部を通じて完全の効力を生ずべし。正式の批准交換は、成るべく盛華頓に於て之を行ふべし。

第十五條

本條約は、英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り、之に調印すべし。其各本文は、全然符合すと雖も、其の解釋に差異ある場合には、佛蘭西文に據るべし。

第四節 國論沸騰

講和條約成立の報内地に傳はるや、國民舉げて屈辱條約と爲し、全國到る處條約破毀、批准拒絕の聲を聞かざるなく、各新聞紙亦筆鋒一齊、囂々當局の失策を責む。既にして條約破毀の大運動は期せずして各地に起り。或は官闕に伏奏する者あり。九月三日、聯合同志會は全國に檄して曰く「嗚呼講和條約決定せらる。得る所のものは何ぞ、千古の一大屈辱

のみ、列國の嘲笑のみ、十萬の忠魂をして徒死に陥らしむるなり二十億の負擔を生存者に課するなり、三千年來扶植し來りたる國本は、一朝にして動搖し、前古未曾有の戰勝は却つて亡國の歎を開かむことを恐る。當局者たるもの何の顔あつて祖宗の神靈に對せむとするか。其の罪斷じて容すべからざるなり。今や國家の安危に際し、和約を不成立に終らしむると否とは、一に懸りて國民の決心如何に在り。起てよ愛國の志士、庶幾くは機を失ふなかれ』と。又小村全權に電照して其處決を促す。越て五日、帝都の中央日比谷公園に於て國民大會を開く。除憤進る所、市中の警察署を破壊し、交番所を燒燬し、官民混然、白晝兵器を執りて、血争す。遂に東京市を臨戰地境と化し、戒嚴令を布くに至れり。

第五節 平和克復の詔勅

講和條約既に批准を了し、十月十六日を以て之を發表し、併せて平和克復の詔勅を煥發せり。

朕東洋ノ治平ヲ維持シ、帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要義ト爲シ、夙夜懈ラス、以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ。不幸、客歲露國ト變端ヲ啓クニ至ル、亦寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得サルニ出テタリ。開戰以來、朕カ海陸ノ將士ハ、内、籌畫防備ニ勤メ、外、進攻出戰ニ勞シ、萬艱ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス。在廷ノ有司、帝國議會ト亦善ク其職ヲ

盡シテ、以テ朕カ事ヲ獎メ、軍國ノ經營、内外ノ施設、其緩急ヲ愆ラス、億兆克ク儉ニ、克ク勤メ以テ國貨ノ負荷ニ任シ、以テ費用ノ供給ヲ豐カニシ、舉國一致、大業ヲ贊襄シテ、帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シタリ。是レ固ヨリ我カ皇祖皇宗ノ威靈ニ頼ルト雖モ、抑モ亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ、億兆庶民ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラヌムハアラス。交戰二十閱月、帝國ノ地歩既ニ固ク、帝國ノ國利既ニ伸ブ。朕ノ恒ニ平和ノ治ニ汲汲タル、豈徒ニ武ヲ窮メ、生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲センヤ。

嚮キニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ヒ、平和ヲ重ンスルニ出テ、日露政府ニ勸告スルニ講和ノ事ヲ以テスルヤ、朕ハ深ク其好意ヲ諒トシ、大統領ノ忠告ヲ容レ、乃チ全權委員ヲ命シテ其事ニ當ラシム。爾來彼我全權ノ間、數次會商ヲ重テ、我ノ提議スル所ニシテ、始ヨリ交戰ノ目的タルモノト、東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ露國其ノ要求ニ應シテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明カニシタリ。朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ、皆善ク朕カ旨ニ副フ。乃チ之ヲ嘉納批准セリ。朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ得テ、上ハ以テ祖宗ノ靈鑒ニ對ヘ、下ハ以テ丕績ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ヒ、汝有衆ト其譽ヲ偕ニシ、永ク列國ト治平ノ慶ニ頼ラムコトヲ思フ。今ヤ露國亦既ニ舊盟ヲ尋テ帝國ノ友邦タリ。則チ善隣ノ誼ヲ復シテ、更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セサル可カラス。惟テニ世

運ノ進歩ハ頃刻息マラス。國家内外ノ庶政ハ一日ノ懈ナカラシムコトヲ要ス。偃武ノ下益々兵備ヲ修メ、戰勝ノ餘慮ヲ治教ヲ張リ、然シテ後、始メテ國家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ、國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スヘシ。勝ニ狂レテ自ラ裁抑スルヲ知ラス、驕怠ノ念從テ生スルカ若キハ深ク之ヲ戒メサルヘカラス、汝有衆、其レ善ク朕カ意ヲ體シ、益々其事ヲ勤メ、益々其業ヲ勵ミ、以テ國家富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セヨ。

是に於てか絶東の平和は全く克復し、帝國は是れと共に戦後經營の時代に入れり。

第十二章 戰爭の終局 下

第一節 聯合艦隊凱旋

聯合艦隊司令長官東郷平八郎は上村。片岡兩司令官を隨へ、明治三十八年十月二十二日を以て葦下に凱旋せり。

是より先、東郷司令長官は全艦隊を率ゐて根據地を發し、十月十三日舩艦相衝みて伊勢灣に入り、十八日部下全隊を率ゐて 祖宗の 大廟に参拜し、神恩の辱きを感謝せり。十九日伊勢灣を發し、翌二十日全艦隊横濱に入港し、茲に帝都に凱旋するに至れり。其帝都に入るや直ちに参内し御前に於て海戰の經過を奉告す。詔あり。曰く

卿ガ統督スル聯合艦隊ノ能ク萬難ヲ排シテ空前ノ偉功ヲ奏シタルハ中外ノ齊シク瞻望スル所ナリ朕今卿ヨリ親シク其戰況ヲ聽キ將卒ノ忠烈ヲ懷フコト更ニ深シ卿等夫レ自重セヨ

第二節 大觀艦式

東郷司令長官の帝都に凱旋したる翌二十三日、空前の觀艦式を神奈川灣頭に舉行し、大元帥陛下御親閱あらせらる觀艦式は今これを以て第四回と爲す而も二百に垂んとする艦艇を集中したる大規模の觀艦式は固より既往に觀るを得ざりし所なり。今其諸艦排列を示せば敷島を先頭とし、富士、朝日等の甲鐵艦及び出雲常磐の一等巡洋艦及び見島、沖島、丹後等の戰利艦を第一列とし、千早、笠置等の二等巡洋艦、高雄等の一等砲艦及姉川丸等の戰利艦を第二列とし、磨耶級の砲艦及吹雪、有明等の一等驅逐艦を第三列とし、以下東雲を先頭として二等驅逐艦及一等水雷艇を第四列とし、次は二三等水雷艇を第五、第六列とし、第三列の摩耶の前面横列に假裝巡洋艦滿洲丸八幡丸、臺中丸の三隻順次位置し、尙八幡、滿洲兩船の前面には臺中、豐橋二艦ありて、其南方に五隻の潜航艇あり。又第六列の水雷艇の裏面には病院船神戸丸、西京丸、小倉丸、松山丸等凡て戰役中諸般の役務に服したる諸船を一列とし、中に戰利艦關東丸あり、其壯觀殆んど言語に絶し、人をして島帝國の安固是

に依つて得らるべく、東洋の平和是に由つて保持せらるべきを懐はしむ。

第三節 伊勢太廟行幸

天皇陛下は日露戦役凱旋御奉告の爲、十一月十四日御發輦、伊勢太廟に行幸あらせらる。十五日山田に御着輦、十六日外宮御參拜、十七日内宮御參拜、大捷報告の御式を終らせ給ひ、十九日宮城に還御あらせらる。

謹んで案ずるに今次戦役曠古の偉功を奏し、空前の奇勳を樹てたる者、固より陛下の盛徳に因ると雖、又實に我國魂の遺憾なく發揮せられたるが爲ならずんばあらず。殆ど超人間的の行動に依りて奏せられたる偉勳卓功を想ふ毎に倍々此感を深くす。感謝すべきは祖宗の遺訓なり。尊崇すべきは三千年來の素養なり。申すも畏きことなれども、大元帥陛下は這般の大事實を齎らせ給ひ、祖宗の神靈に對して奉告の大典を擧げさせ給ふ。是れ實に前代未聞の偉事にして、臣民の感激措く能はざる所なり。

第四節 滿洲軍統帥部及各幹部凱旋

滿洲軍總司令官大山巖、總參謀長兒玉源太郎及總司令部員は空前の奇勳を奏し希世の名譽を荷ひ、十二月七日を以て帝都に凱旋したり。

京に着するの日直に參内し、大山總司令官、兒玉總參謀長は恭しく御前に進み大山元帥は

戰闘經過及計畫を伏奏す勅語あり。曰く

卿昨年以來滿洲軍ヲ指麾シ大小數十回ノ交戦悉ク偉功ヲ奏シ以テ出師ノ目的ヲ達シ洵ニ朕カ望ニ副ヘリ 朕今親シク作戦全局ノ情况ヲ聽キ更ニ卿ノ勳績ト將卒ノ忠勇トヲ嘉尚ス

尋で第一軍司令官黒木爲楨は十二月九日を以て、第二軍司令官奥保鞏は明治卅九年一月十二日を以て、第四軍司令官野津道貫は一月十七日を以て、第三軍司令官乃木希典は一月十四日を以て、鴨綠江軍司令官川村景明は一月廿日を以て、各司令部員を率ゐて凱旋し、直に闕下に伏し、各其軍の作戦經過を奉告す。爾來百萬の精銳、振旅凱旋の途に上れり。

十二月廿日大本營亦解散せられ滿洲軍總司令部は直に復員し、大山總司令官は參謀總長に復し、兒玉總參謀長は、參謀本部次長事務取扱を仰付らる、此日聯合艦隊亦解散し、東郷司令長官は海軍々令部長に補せられ、上村第二艦隊司令長官以下大更迭あり。

第五節 三個の新協約

不満足なる講和條約の一方に締結せらるに當り、他方には日英新協約の九月二十七日を以て發表せらるゝにあり。同盟を繼續し、更に其範圍を擴張し東洋の平和を確保するの大主義より成る、尋で日露講和條約の實質たる清韓問題も、略ぼ終りを告げ、日韓協約に伴ひ、伊藤博文は韓國統監に任せられ、在韓各國公使館及韓國の在外公使館共に盡く撤退せられ、

同國外交の事は、我帝國其衝に當り、韓國問題は此に一段落を告ぐ、而して清國に對しては、小村全權大使の一行が、樽俎折衝一個月を重ねたる結果、終に十二月十八日最後の會見を以て全く談判を結了し、遼島半島の租借、長春以南の東清鐵道及之に附屬する諸鑛山、森林採伐權を得、安東縣より奉天に到る鐵道の權利をも確定し、更に門戶開放主義を實行し、清國をして滿洲に十餘個所の通商を開かしめ、且つ滿韓陸路通商を開始することを定め、鐵道保護兵に關して、將來清國が露國と何等かの協議成立したる時には、日本も同様にすべきことの條項をも加へ此等條約の調印を了り、開戦の目的半は酬ゆるを得たり。

第六節 大觀兵式

我滿洲軍百萬の批貅は明治三十七年十一月三日より漸次振旅程に上り、三十八年四月上旬を以て悉く凱旋せり。此月二十日 大元帥陛下親しく觀兵式を青山練兵場に舉げ、武勳赫々たる凱旋軍の軍容を閲し給ふ。式に参加する者元第一、第二、第三、第四軍及鴨綠江軍各司令部、臺灣總督府、韓國駐劄軍、關東總督府、近衛師團以下新設四個師團を併せて十七個師團、鐵道大隊、電信教導大隊、戶山學校軍樂生徒隊、樺太守備隊の各代表部隊將校二千二百二十四人、准士官以下二萬五千七十九人。威風凜々、英姿堂々、眞に是れ曠古の盛事と謂つべし。

日露大戰史下卷畢

同國外交の事は、我帝國其衝に當り、韓國問題は此に一段落を告ぐ、而して清國に對しては、小村全權大使の一行が、樽俎折衝一個月を重ねたる結果、終に十二月十八日最後の會見を以て全く談判を結了し、遼東半島の租借、長春以南の東清鐵道及之に附屬する諸鐵山、森林採伐權を得、安東縣より奉天に到る鐵道の權利をも確定し、更に門戶開放主義を實行し、清國をして滿洲に十餘個所の通商を開かしめ、且つ滿韓陸路通商を開始することを定め、鐵道保護兵に關して、將來清國が露國と何等かの協議成立したる時には、日本も同様にすべきことの條項をも加へ此等條約の調印を了り。開戰の目的半は酬ゆるを得たり。

第六節 大觀兵式

我滿洲軍百萬の猘貅は明治三十七年十一月三日より漸次振旅程に上り、三十八年四月上旬を以て悉く凱旋せり。此月三十日 大元帥陛下親しく觀兵式を青山練兵場に舉げ、武勳赫赫たる凱旋軍の軍容を閲し給ふ。式に参加する者元第一、第二、第三、第四軍及鴨綠江軍各司令部、臺灣總督府、韓國駐劄軍、關東總督府、近衛師團以下新設四個師團を併せて十七個師團、鐵道大隊、電信教導大隊、戶山學校軍樂生徒隊、樺太守備隊の各代表部隊將校二千二百二十四人、准士官以下二萬五千七十九人。威風凜々、英姿堂々、眞に是れ曠古の盛事と謂つべし。

日露大戰史下卷畢

願 志

戦争日表

(附表)

戦争日表

明治三十七年

陸軍

海軍

(特に地名を掲げざるものは皆旅順口なり)

二月七日 木庭樫隊仁川上陸

二月八日

二月九日

二月十四日

二月廿四日

三月六日

三月十日

三月廿二日

三月廿七日

三月廿八日 定州占領(陸軍)

四月十三日

五月一日 鴨綠江戦▲九連城攻撃

五月五日 第二軍上陸

五月六日 鳳凰城占領

五月七日 寬甸縣占領▲三十里堡、鐵道破壊

旅順口襲撃

第一次旅順口攻撃▲仁川沖海戦

第二次旅順口攻撃

第三次旅順口攻撃▲第一次港口閉塞

第一回浦港攻撃

第四次旅順口攻撃

第五次旅順口攻撃

第六次旅順口攻撃▲第二次港口閉塞

第七、八次旅順口攻撃(十五日午前に亘る)

鴨綠江威嚇砲撃

五月十日 敵安州を襲ふ
 五月十二日 普蘭店鐵道破壊
 五月十四日 十三里堡占領
 五月十六日 宵金山戰團▲野津軍上陸
 五月十九日 王家屯衝突

陸軍

五月廿五日 豐陽邊門占領
 五月廿六日 柳樹屯及タルニー占領
 五月廿七日 柳樹屯及タルニー占領
 五月廿八日 案子山、蓋子山線占領
 五月三十日 乃木軍司令部上陸
 六月四日 砲艦及驅逐艦強行偵察
 六月六日 敵掃海隊行、一隻水雷に罹る
 六月七日 砲艦の強行偵察
 六月八日 砲艦占領

旅順要塞陸戰

金州攻撃開始
 金州占領南山攻陷
 南關嶺占領
 柳樹屯及タルニー占領
 案子山、蓋子山線占領
 乃木軍司令部上陸

海軍

大窪口掃海
 掃海隊行▲宮古艦沈没
 掃海隊行▲吉野、初瀬、八島三艦沈没
 蓋州角砲撃
 砲艦、驅逐艦の強行偵察
 封鎖宣言▲分遣艦隊南山攻撃應援
 砲艦及驅逐艦強行偵察
 敵掃海隊行、一隻水雷に罹る
 砲艦の強行偵察
 砲艦水雷艇の強行偵察▲蓋州砲撃

六月十日 懷仁縣占領
 六月十二日 懷仁縣占領
 六月十三日 得利寺戰團
 六月十四日 大山大將滿洲軍司令部官に、見
 六月十五日 玉大將同總參謀長に補す
 六月十八日 熊岳城占領
 六月廿二日 三道河占領
 六月廿三日 分水嶺の占領
 六月廿四日 摩天嶺逆襲
 六月廿六日 城廠占領
 六月廿七日 蓋平占領
 七月三日 仙家峪占領
 七月四日 仙家峪占領
 七月六日 仙家峪占領
 七月八日 仙家峪占領
 七月九日 仙家峪占領
 七月十日 仙家峪占領
 七月十一日 仙家峪占領

劍山占領

劍山逆襲(戰團三日)

第四驅逐艦の管城子及蓋海附近砲撃
 強行偵察、機械水雷沈没
 驅逐艦及水雷艇隊襲撃
 浦鹽艦隊我運送船を襲撃す
 敵艦出戦約三十分遯入
 敵驅逐艦二隻沈没
 敵艦大舉出戦港内に敗退
 水雷艇隊哨艦を襲撃す
 第六艇隊の夜襲
 敵艦出戦港内に敗退
 水雷艇隊の夜襲

七月十七日 摩天嶺再度の逆襲
 七月十九日 橋頭附近の戦闘
 七月廿一日 城嶺再占領
 七月廿二日 敵三たび摩天嶺を襲ふ△盤嶺占領
 七月廿四日 太平嶺の陣地を取り大石橋に迫る
 七月廿五日 大石橋占領、營口占領
 七月廿六日
 七月廿七日
 七月廿八日
 七月三十日
 七月三十一日 柞木城占領
 八月一日 榆樹林子嶺占領
 八月三日 海城牛莊線占領
 八月五日
 八月六日
 八月八日
 八月九日
 八月十日

第十四艇隊敵驅逐艦二隻を沈む
 龍王塘附近掃海隊の苦戦
 敵艇龍王塘附近より砲撃す
 長嶺子英名石線占領
 敵軍團廓内に進入す
 營城子偏石柳子附近大白山附近占領
 敵自ら水師營を焼く
 大孤山占領
 小孤山占領敵の逆襲撃退
 我偵察艇隊鮮生角附近に敵艦隊と戦ふ
 敵艦我陣地を砲撃す
 黄海大海戦

八月十二日
 八月十四日
 八月十五日
 八月十六日
 八月十七日
 八月十九日
 八月二十日
 八月二十一日
 八月廿二日
 八月廿三日
 八月廿四日
 八月廿五日
 八月三十一日
 九月二日
 九月九日
 九月十一日
 九月十三日
 九月十五日

遼陽攻撃開始
 于大山より小東溝北方高地及隋家屯西方高地に亘る線占領
 張盤溝南方及小東溝東北高地占領
 降伏の勧告
 勸降拒絶
 第一回本線總攻撃
 石板橋北方標高一七四高地占領
 刺夷溝北方高地占領
 盤龍山東四兩砲臺占領
 野砲及海軍砲の敵兵營威嚇砲撃
 對クロバトキン砲臺の坑道作業
 敵壘前五十米突に達す
 水師營南方對壕作業敵壘前七十米突に達す
 遼寧驅逐艦一隻芝罘に入る
 蔚山沖海戦△遼寧艦二隻上海に入る
 敵艦「グレミヤーチー」爆沈
 樺太コルサコフ海戦
 日進春日の傍俣砲臺砲撃
 老鐵山東に敵驅逐艦二隻機械水雷に罹る
 城頭山下に敵特種掃海艇爆沈
 強行偵察△敵連日掃海
 強行偵察

九月十八日
九月十九日
九月二十日
九月二十一日
九月廿七日
九月三十日
十月二日
十月七日
十月九日
十月十日
十月十一日
十月十二日
十月十三日
十月十四日
十月十五日
十月十六日
十月廿二日

九日以來沙河の大奮戦全勝

沙河の大逆襲

第二回本線總攻撃

クロバトキン砲臺及水師營南方の六砲を取る二〇三高地未だ陥らす

二〇三高地激戦

二龍山砲臺の攻路に向ひ敵砲火集注

本日より連日敵艦砲撃

東鷄冠山攻路逆襲

本日に至るまで敵艦砲撃の結果見るべきものあり

東鷄冠山對壕作業に對する逆襲

龍昭南方鐵道橋附近占領

大口徑砲の敵艦射撃

巨艦「ヘレンスウェット」に火災を起さしむ

大口徑砲松樹山に命中す

鉢巻山砲臺及二龍山中腹壕堅占領

大口徑砲の敵艦及機器局砲撃

平遠艦沈没

十月廿四日
十月廿六日
十月廿七日
十月廿八日
十月廿九日
十月三十日
十月三十一日
十一月一日
十一月二日
十一月三日
十一月六日
十一月九日
十一月廿二日
十一月廿六日
十一月三十日
十二月二日

旅順市街火災起る(砲撃の爲)

大口徑砲、攻城砲及海軍砲の松樹山、二龍山、東鷄冠山及軍艦機器局砲撃

砲撃續行▲東鷄冠北砲臺凸角部外壕の一部破壊

海軍砲の西太陽溝、椅子山、安子山、東港内の軍艦機器局及旅順市街砲撃▲大口徑砲攻城砲の二〇三高地砲撃

砲撃續行

第三回本線總攻撃

大口徑砲及海軍砲の港内及造船所砲撃▲東鷄冠山北砲臺東部斜面占領

大口徑砲旅順四港市街射撃

市街射撃續行

東港大火災

火藥庫爆發

機器局附近射撃

機器局附近大火災

第四回本線總攻撃

二〇三高地強襲占領

一部休戦

十二月三日 海軍砲の敵艦射撃
 十二月六日 赤阪山占領△五時間休戦
 十二月七日 大口徑砲の敵艦射撃益成功
 十二月八日 敵艦射撃續行
 十二月九日 敵艦射撃續行
 十二月十一日 敵艦以下八隻全く戦闘力を失ふ
 十二月十二日 水雷艇隊の「セバトポリ」襲撃
 十二月十三日 老虎尾機務局、魚雷艇附近及船艦射撃
 十二月十四日 水雷艇襲撃續行
 十二月十五日 水雷艇襲撃續行
 十二月十六日 東鷓冠山北砲臺占領
 十二月廿一日 「セバトポリ」終に戦闘力を失ふ
 十二月廿二日 後三羊頭村北方高地及西方半島高地占領
 十二月廿四日 後三羊頭村及小房村大劉家屯の占領
 十二月廿八日 二龍山砲臺占領
 十二月卅一日 松樹山砲臺占領

明治三十八年 陸軍 海軍

一月四日 敵騎遠東に奇襲す●十一日我一部隊は韓國洪原附近に敵騎を撃退す
 自一月十日 至同 十六日 黒海峯附近の會戦
 自一月廿五日 至同 廿九日 各軍前面に間断なき偵察戦あり
 自二月廿八日 至二月下旬 咸鏡道方面の敵退却して城津に在り
 自三月十日 至三月下旬 奉天大會戦
 自三月十一日 至三月廿一日 追撃戦●十六日鐵嶺占領●廿一日昌圖占領
 三月三十一日 棉花街占領
 四月三日 崇賢樹の占領
 四月四日 孤榆樹の占領
 四月八日 蒼什の占領
 四月十二日 蒼什の占領
 四月十七日 八寶屯の占領
 四月廿六日 八寶屯の占領
 四月廿八日 八寶屯の占領
 五月四日 八寶屯の占領
 五月九日 八寶屯の占領
 五月十四日 八寶屯の占領
 自五月廿七日 至同 廿八日 露艦隊ホンヨーへ海に出發す
 露艦隊ホンヨーへ海に出發す
 日本海に我艦隊露艦隊を遊撃し翌日二十八日巨り敵艦を殲滅す

ナルチツク艦隊マダカスカルに集合
 十五日ナルチツク第三艦隊リバウを出發す
 ナルチツク第二艦隊新嘉坡沖を通過す
 ナルチツク第二艦隊佛領カムラン灣に在り
 第二艦隊カムランを出發す
 第二艦隊ホンヨーへ灣に入る
 第二第三兩艦隊ホンヨーへ灣に連絡す
 露艦隊ホンヨーへ灣に出發す
 日本海に我艦隊露艦隊を遊撃し翌日二十八日巨り敵艦を殲滅す

五月三十一日 四面城占領●奉天追撃以後各方面の偵察戦は殆んど間断なきなり唯其地點の占領のみを記す

六月九日 凉水泉及昌圖附近敵陣地の占領

六月十日 四營子及西國房其他の占領

六月廿八日 北韓軍鏡城の占領

六月廿八日 濰口子溝及南城子附近の占領

七月四日より

七月八日 コルサコフ港占領

自七月十日 至同 十二日 ウラジミロフカ及アリヤチエの占領

七月十七日

七月二十日 韓大露軍の投降

七月二十三日 北韓軍二十四日富寧宮居附近の占領

より 北韓軍大攻撃軍アルコマに上陸し八月二日敵力屈して降伏す

自八月八日 至同 十日 韓大露敵掃蕩

八月十三日

自八月十四日 至八月三十日 滿洲軍各方面に於ける偵察戦

九月一日 北韓軍昌斗嶺の戦闘

九月十三日 休戦命令下る

九月十四日

北道艦隊の行動韓大攻撃軍の輸送及上陸掩護

北韓方面に於ける我艦隊及千早の作動

十日北道艦隊支隊の作動

又アイチヤ湖東南岸に於ける敵兵掃蕩

韓大東岸に於ける艦隊の行動

又開宮海峽附近に於ける陸戦隊の行動

又此日よりオコック海方面及東察加方面分遣隊の行動

廿七日黒龍方面の哨所砲撃

海軍休戦の協定

各 國 騎 兵 馬 匹 に 係 る 係 調 査

第一 各國騎兵馬匹に係る調査

國名	區分	負擔量	體尺	體重	速度	馳歩	伸歩	張
日本	日本との差	六、〇〇〇	四、三	三、〇〇〇	二、〇	三、〇	一、〇	一、〇
英國	英國との差	七、〇〇〇	四、三	三、〇〇〇	二、〇	三、〇	一、〇	一、〇
獨逸	獨逸との差	七、〇〇〇	四、三	三、〇〇〇	二、〇	三、〇	一、〇	一、〇
露國	露國との差	七、〇〇〇	四、三	三、〇〇〇	二、〇	三、〇	一、〇	一、〇
佛國	佛國との差	七、〇〇〇	四、三	三、〇〇〇	二、〇	三、〇	一、〇	一、〇
伊國	伊國との差	七、〇〇〇	四、三	三、〇〇〇	二、〇	三、〇	一、〇	一、〇
埃國	埃國との差	七、〇〇〇	四、三	三、〇〇〇	二、〇	三、〇	一、〇	一、〇
伊國	伊國との差	七、〇〇〇	四、三	三、〇〇〇	二、〇	三、〇	一、〇	一、〇

第二、日露軍艦存失比較

(沈没は沈没、解は武装解除、捕は捕獲にして一二三は太平洋第一、第二、第三艦隊の別なり)

▲戦艦

艦名	噸數	進水年	艦名	噸數	進水年
日本	一五、〇八八	三一	日	一一、九三一	一九〇〇
戰艦			國		

秋津洲	明石	須磨	音羽	新高	對馬	高千穂	浪速	(沈)吉野	(沈)高砂	千歳	笠置	扶桑	鎮遠	日進	春日	磐城
三、一七二	二、八〇五	二、八〇〇	三、〇四八	三、四二〇	三、四二〇	三、七〇九	三、七〇九	四、二二五	四、二二五	四、八三六	四、九七八	三、七七七	七、三三五	七、七〇〇	七、七〇〇	九、九〇六
二五	三〇	二八	三六	三六	三六	一八	一八	二五	三〇	三一	三一	一〇	一五	三六	三六	三三
(沈)イズムルオード(二)	(解)セムチユーク(二)	(沈)スウェートラナ(二)	(解)オレグ(二)	(解)オウローラ(二)	(沈)バヤーリン(一)	(沈)ノーヴィツク(一)	ボカチール(一)	(解)アスコリツド(一)	(解)テイヤナ(一)	(沈)バルラダ(一)	(沈)アリヤーク(一)	(沈)アドミラルウシヤコフ(三)	(捕)アドミラルセニヤウヰン(三)	(捕)ゲ子ラルアドミラルアラキシシ(三)	(沈)アラシミルモノマフ(三)	(沈)ドミドリドンスコイ(二)
三、一〇三	三、一〇三	三、七二七	六、六四五	六、七三一	三、二〇〇	三、〇八〇	六、六七五	五、九〇五	六、七三一	六、七三一	六、五〇〇	四、一二六	四、九六〇	四、一二六	五、五九三	六、二〇〇
一九〇三	一九〇三	一八九六	一九〇三	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一八九九	一八九九	一八九三	一八九四	一八九六	一八八二	一八八三

▲巡洋艦

▲装甲海防艦

出雲	八雲	吾妻	常盤	浅間	朝日	(沈)初瀬	三笠	宮士	(沈)八島
九、八五五	九、八五五	九、四五六	九、八〇〇	九、九〇六	一五、四四三	一五、二四〇	一五、三六二	一二、六四九	一二、五一七
三一	三一	三一	三一	三一	三三	三三	三三	二九	二九
グロモホーイ(一)	ロシヤ(一)	(沈)リュツク(一)	(沈)マイヤン(一)	(沈)アドミラルナヒヨフ(二)	(沈)マレスウヰツチ(一)	(沈)ホバーダ(一)	(解)ツエザレリヰツチ(一)	(沈)パトロバウロウスク(一)	(沈)ホルスター(一)
一二、三五九	一二、一九五	一〇、九三六	七、七二六	八、五二四	一二、六七四	一二、六七四	一二、九一二	一〇、九六〇	一〇、九六〇
一八九九	一八九六	一八九四	一九〇〇	一八九五	一九〇二	一九〇二	一九〇二	一九〇二	一九〇二

▲装甲巡洋艦

列國未成軍艦比較

國名	戰艦	裝甲巡洋艦	巡洋艦	砲艦	驅逐艦	水雷艇	潛水艇
英國	一〇〇、〇五〇噸 六隻	二〇五、一〇〇噸 一七隻	一七、五六〇噸 五隻	一、〇八五噸 一隻	六、二二五噸 二二隻	六、二二五噸 二二隻	六隻
米國	二四四、二〇〇噸 一六隻	一一四、四六〇噸 九隻	一一、二五〇噸 三隻	一、〇八五噸 一隻	四、一八八噸 八隻	四、一八八噸 八隻	六隻
露國	三三三、一五四噸 二二隻	七二、〇〇〇噸 九隻	七三、二九〇噸 一四隻	六、五八〇噸 五隻	一四、二七〇噸 三七隻	一四、二七〇噸 三七隻	一三隻
佛國	一四三、〇六五噸 九隻	七二、〇〇〇噸 六隻	三、四四噸 七隻	三、四四噸 七隻	二五隻
獨國	九五、二〇〇噸 七隻	一一二、四九三噸 九隻	一八、三九六噸 六隻	九八〇噸 一隻	五、〇四〇噸 一二隻	五、〇四〇噸 一二隻	...
伊國	一一三、六二五噸 九隻	四〇、〇〇〇噸 四隻	五、五〇〇噸 一隻	...	七、六〇〇噸 二〇隻	七、六〇〇噸 二〇隻	四三隻

(備考) 此他英國洲水田砲艦二〇隻建造中 ▲露國は水雷巡洋船建造中なり又工作船四隻、水雷敷設船十隻、河川用

第五 列國未成軍艦比較

(備考) 英國海軍の部は老朽艦艇を省きあり

國名	戰艦	裝甲巡洋艦	巡洋艦	砲艦	驅逐艦	水雷艇	潛水艇
英國	一〇〇、〇五〇噸 六隻	二〇五、一〇〇噸 一七隻	一七、五六〇噸 五隻	一、〇八五噸 一隻	六、二二五噸 二二隻	六、二二五噸 二二隻	六隻
米國	二四四、二〇〇噸 一六隻	一一四、四六〇噸 九隻	一一、二五〇噸 三隻	一、〇八五噸 一隻	四、一八八噸 八隻	四、一八八噸 八隻	六隻
露國	三三三、一五四噸 二二隻	七二、〇〇〇噸 九隻	七三、二九〇噸 一四隻	六、五八〇噸 五隻	一四、二七〇噸 三七隻	一四、二七〇噸 三七隻	一三隻
佛國	一四三、〇六五噸 九隻	七二、〇〇〇噸 六隻	三、四四噸 七隻	三、四四噸 七隻	二五隻
獨國	九五、二〇〇噸 七隻	一一二、四九三噸 九隻	一八、三九六噸 六隻	九八〇噸 一隻	五、〇四〇噸 一二隻	五、〇四〇噸 一二隻	...
伊國	一一三、六二五噸 九隻	四〇、〇〇〇噸 四隻	五、五〇〇噸 一隻	...	七、六〇〇噸 二〇隻	七、六〇〇噸 二〇隻	四三隻

第四 列國海軍勢力比較

國名	戰艦	裝甲巡洋艦	巡洋艦	砲艦	驅逐艦	水雷艇	潛水艇
英國	四四隻	七隻	二四隻	四隻	二二隻	三〇隻	三一隻
米國	二二隻	六隻	五隻	二隻	七隻	一三隻	一六隻
露國	五隻	四隻	三隻	一隻	六隻	二隻	四二隻
佛國
獨國
伊國

文月 波月 卷雲 姉川丸 住田丸 吉林丸 二河田丸 山其川丸 弓張丸

シールメイ ガイダマーク フサードニツク アシガカラ ニンゲタ キリオン セーリーア プレハー ナ、ハレ

同 水雷砲艦 假裝巡洋艦 假裝砲艦 同 同 同 同

二四〇 四〇〇 四〇〇 七、二六七 七、二六七 九一九 九一九 一、〇二八

吳鎮守府 吳鎮守府 吳鎮守府 吳鎮守府 吳鎮守府 吳鎮守府 吳鎮守府

砲艦十隻は十年或は七年計畫なり

第七 戦利品の總數

軍刀	六千二百九十二本	槍	百六十三本
小銃	十一萬〇五百四十八挺	小銃彈	二千四百七十一萬三千七百六十六個
野戰砲	三百六十九門	要塞砲	廿三册以上 五十門 十五册 九十四門 十二册以下 三百八門 四百五十二門
機關砲	七十九門	各種彈藥車	二千〇九十七輛
重砲彈	一萬七千九百八十七個	輕砲彈	二十四萬二千六百十八個
各種藥莖	二十三萬六千二百八十五個	各種車輛	二千六百〇三輛
輕氣球	二個		

外に土工器具以下各種の兵器兵具(多數良數表は略す)

附 表 終

砲臺十隻は十年或は七年計程なり

第七 戦利品の總數

軍刀	六千二百九十二本	槍	百六十三本
小銃	十一萬〇五百四十八挺	小銃彈	二千四百七十一萬三千七百六十六個
野戰砲	三百六十九門	要塞砲	廿三册以上 五十門 十五册 九十四門 十二册以下 三百八門
機關砲	七十九門	各種彈藥車	二千〇九十七輛
重砲	一萬七千九百八十七個	輕砲彈	二十四萬二千六百十八個
各種藥莢	二十三萬六千二百八十五個	各種車輛	二千六百〇三輛
輕氣球	二個		

外に土工器具以下各種の兵器兵具(多數員數表は略す)

附 表終

戰 錄

附錄

第一 日露講和會議錄提要

第一 八月九日の會見(豫備事項の協定)

協議は十時半より始まり、約一時間にして終了す其協定事項は左の如し。

第一 會議の用語に關しては、日本全權委員より提出する文書は英文を以て、露國全權委員より提出する文書は佛文を以て本文と爲すべし。各會見の會議錄は單に討議の要領のみを記載し、雙方の書記官(各三名)之を作成し、其後の會見の一に於て兩國全權委員之に記名すべし。而して若し條約締結せらるゝに至らば、該條約並に其附屬書類は、英文及佛文を以て之を作成し、佛文を以て本文と爲すべし。

第二 兩國全權委員の討議は、絶對に之を秘密に附すべし。其新聞紙に公表すべきものは雙方の協議を以て案文を作成すべし。

第三 専門事項擔當隨員は會議に列せしめず。其の意見は參考として全權委員之を徵すべし。但し雙方全權委員に於て右隨員を招くの必要を認むる場合は此限に非ず。

第四 會議は通則として、毎日二回即ち午前九時半より正午まで、及び午後三時より五時半まで開會すべし若し一方に於て休會期間を延長せむとする場合には、豫め協定を要す。

第二 八月十日の會議(委任狀の交換、講和條件の提出)

八月十日午前十時十五分第一回の正式會見を爲す、會見の劈頭に於て兩國全權委員は先づ互に其全權委任狀を提示したり。

露國全權委員は日本全權委任狀に關し、日本全權委員の説明を求めたり。其一に曰く、『日本全權委任狀英譯謄本には、其謄本及翻譯の正確なることを證明すべき何等記名なきは如何』と。之れに對して小村全權委員は、日本帝國に於ては全權委任狀の譯文を證明するの慣例なきを説示す、露國全權委員は、日本全權委員が該譯文の原文に該當することを證明するの記名を希望せり、小村、高平の兩全權委員は異議なく其記名を爲したり。第二の疑義は、『日本全權委任狀中、約款を批准する前其の實質及び形式共に之れを審査すべしとの主權者の權能に關する字句は、露國全權委任狀中の之れに對應する字句と根本的に相違せり』と。此點に關し、露國全權委員が日本全權委員に交附したる覺書の要領は左の如し。

露西亞國皇帝陛下は、其全權委任狀中に、露西亞國全權委員の約定、若くは記名せしものは、總て之を嘉納確認すべきことを誓約あらせられたるに、日本全權委員の全權委任狀英譯文には、『全權委員の議定する所の各條項は、朕親しく檢閲を加へ、其妥善なるを認めて後之を批准すべし』とあり。雙方全權委任狀文に、右の重要な相違あるを認むるに付、下名は日本全權委員閣下に對し、我皇帝陛下の記名あらせられたる全權委任狀は、日本國全權委員の提示せられたる全權委任狀と同一の範圍に之を解釋すべきことを宣言するの止むを得ざるを見る。

小村全權委員は露國全權委員に對し日本全權委任狀は、從來日本に於て如何に重要な條約を締結する場合に於ても之と同様なることを言明し、今回締結すべき講和條約が皇帝の批准を得るまでは、彼我の全權委任狀は、同一の範圍に於て之を解釋すべきものたるを説示せり。

討議は談判の主題に移らむとするに臨み、日本全權委員は書面を以て講和條件の全部を提示し、露國全權委員は慎重に之が研究を盡したる上、亦均しく書面を以て先づ大體に關する復答を提出し、然る後日本全權委員の提示せる講和條件に基き、逐條審議の方法に依りて議事に入るべきことに一致せり。

是に於て小村全權委員は、英文を以て書きたる講和條件に添ゆる佛譯文を以てし、之れをウイッテに交附したり。其條件は左の如し。

第一條 露西亞國は、日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓越なる利益を有することを承認し、日本國が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに當り、之れを阻礙し、又は之れに干渉せざることを約すること。

第二條 露西亞國は、一定の期限内に全然滿洲より撤兵し、且つ同地方に於て清國の主權を侵害し、若くは機會均等主義と相容れざる何等の領土上の利益、又は優先的、若くは專屬的讓與及び免許を拋棄すべき旨を約すること。

第三條 日本國は改革及び善政の保障の下に、其の占領中に屬する滿洲全部を擧げて清國に還附すべき旨を約すること。但し遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域は此の限りに非ざること。

第四條 日本國及び露西亞國は、清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲め、列國に共通する一般の措置を執るに方り、之れを阻礙せざることを互に約すること。

第五條 薩哈噠島及び之れに附屬する諸島嶼、並に公共營造物及び財産は、總て日本國に讓與せらるべきこと。

第六條 旅順口、大連、並に其附近の領土及び領水の租借權及び該租借權に關聯し、又は其の一部を組成するものとして露西亞國が清國より得たる一切の權利特權、讓與及

び免許並に一切の公共造營物及び財産は、之れを日本國に移轉讓渡せらるべきこと。
 第七條 哈爾濱旅順口間の鐵道及び其の一切の支線、並に之れに附屬する一切の權利、特權及び財産及び該鐵道に屬し、又は利益の爲めに經營せらるる、一切の炭坑は、何等の債務及び負擔を伴はしめずして、露西亞國より之れを日本國に移轉讓渡すべきこと。

第八條 滿洲橫貫鐵道は、其の敷設の基く特許條件に遵ひ、且つ商工業の目的に限り之れを使用するの條件を以て露西亞國之れを保持經營すること。

第九條 露西亞國は、戰爭の實費を日本國に拂戻すべし其の金額、並に支拂の時期及び方法は、雙方の合意を以て之れを定むること。

第十條 戰闘中損害を蒙り、爲に中立港に避難し、抑留せられたる露西亞國軍艦は、總て正當捕獲物として之れを日本國に交附すべきこと。

第十一條 露西亞國は極東水上に於ける其海軍力を制限するを約すること。

第十二條 露西亞國は、日本海オーツク海及びベーリング海に瀕する露西亞國領地の沿岸、灣、港、入江及び河川に於て、十分なる漁業權を日本國民に許與すべきこと。

此日の會議は是にて終り散會したるは午前十一時五十分なり。

露國全權委員は時を移さずして講和條件に對する復答書の作成に従事し、翌十一日午後二時を以て、明十二日午前九時半復答書を提出すべしと通告し來れり。

第三 八月十二日午前の會議(露國全權委員の復答)

八月十二日午前九時四十分開議露國の復答書は日本全權委員に交付せられたり。其全文は左の如し。

第一 第一條に對しては何等の異議を存せず。帝國政府は、日本國が韓國に於て政事上、

軍事上及び經濟上優越なる利益を有することを承認し、日本國が韓國に於て執ること必要と認むる指導、保護及び監理の措置を阻礙せず、又之れに干渉せざるべきことを約するの覺悟なり。但し露西亞國及び露西亞國臣民は、他の諸外國並に其國民に現に屬し、又は將來屬することあるべき一切の權利を享有すべきは勿論なり。且つ前述日本國の措置實行の爲に、韓國皇帝の主權を侵害すべからざること、知るべし。又特に軍事上の措置に關しては、一切誤解の原因を避けむが爲め、日本は韓國に隣接せる露西亞國領土の安全を侵迫すべき措置を執らざるべし。

第二 帝國政府は本條の前段を承諾するの覺悟にして、露西亞軍隊をして日本國軍隊と同時に、滿洲より撤退せしむるの意向なり。而して撤兵の細目及條件は、追て決定することを得べし。同條の後段に關しては、帝國政府は清帝國の主權を侵迫するの性質を帯び及び權利平等主義と相容れざる如き領土上の特權、並に專屬的讓與、又は便益に付何等の主張を有せざる旨を聲明するの覺悟にして、帝國政府は之れが爲め必要の保障を與ふべし。右根本的原則の一旦明定せられたる以上は、露國全權委員は日本全權委員に提議するに、第二條後段に關する日本國政府の希望を精確に言明せられむことを以てし、且つ帝國政府に於ては、日本國又は他諸國の利益を侵害すべきことは、總て之れを排除せむとするの意向を有することを聲明する者なり。滿洲に於て公共的性質を帯べる唯一の露國の私人的企業は東清鐵道なりとす。但し同鐵道に關聯する問題は特に他條に於て攻究しあり。

第三 帝國政府は本條を承諾するの覺悟なり。然れども滿洲の此等部分に於て、露西亞國及露西亞臣民は同地方に於て他の諸外國及其國民に現に屬し、又は將來屬するとあるべき一切の權利を保有すべきは勿論なりとす。遼東半島租借權が其効力に及ぼす諸

地方に關し露西亞國は此等地方に對する其權利を日本國に讓與するの意向を有す。然れども同地方に對する清國の主權及び右租借に關し、露西亞國が清國政府と協商を経るにあらざれば之れを爲すこと能はざるべし。

第四 帝國政府は本條記述の主意に對し全然同意を表し若し此規定にして日本國提出の條件中に挿入しあらざりせば、露西亞國は自ら之を提出するを以て其の義務と認めたりしなるべきことを聲明す。

第五 薩哈噠島に對する露西亞國舊時の權利は、日本國が未だ同島を領有せず又は少くとも其大部分に對して毫も領有權を行はざりし時代に於て既に存したりしなり、加之薩哈噠島が、甚だ淺く且つ僅に七露里の幅員を有する一海峡に依りて大陸と相隔つるを以て之れを觀るに、同島は亞細亞に於ける露領の自然的連続に外ならず。故に露西亞國は同島の讓與に同意すること能はずと雖も、同島に於て廣く海上漁業及び他の商業的企業を營むの權利を日本國に許與するの意向は、十分之を有するものなり。而して右の如き營業の條件は、特別の取極を以て之れを協定するを得べし。

第六 帝國政府は、本條に對し異議を有せざるべしと雖も、同條所載地に對する清國の主權に鑑み、露西亞國は豫め清國と協商を遂ぐることなくして、其の權利を日本國に讓與すること能はざるべし。但し露清兩國間に締結せられたる該租借が、其の効力を及ぼす地方全部に於ける個人の權利が、依然存續すべきは固より言ふを待たず。

第七 帝國政府は主義に於て本條を承諾す。但し日本國軍隊の現に占領中なる鐵道線の外は、之れを拋棄すること能はず。而して右の條件を以て讓與すべき鐵道線の終點は、双方合意を以て之れを定むるを要すべし。然るに右鐵道線路を敷設且つ經營するの特許は、同地方に對して今尙ほ主權を保有する清國に依りて一の私設會社に與へられた

るものなること、並に軍事占領の事實は、毫も同會社の權利を侵害するものにあらざることは之れを顧念せむことを要す。帝國政府は清國政府に向て、今日以後何時にてても右線路買上權を行使することを許し、且つ同會社と協商することは、同政府自ら其の責に任ずるの覺悟なり。而して同會社の所有に歸すべき買上代金は之れを日本國に讓與すべし。

(備考) 露清銀行に本鐵道の敷設を特許したる露曆千八百九十六年八月廿七日(九月八日)附條約第十一款により、清國政府は該線路完成開業後、三十六個年を経ば、之れを買上ぐるの權を有せり。南滿洲支線敷設に關しては、露曆千八百九十八年六月十二日(六月二十四日)附條約を以て、前記條約を適用することとなせり。

第八 本條に對しては何等異議を存せず。鐵道會社は滿洲幹線、並に滿洲支線中同會社の所有に残存すべき部分の經營に關しては、露曆千八百九十六年八月二十七日(九月八日)附特許條約の條件を恪守すべし。同特許條約第八項には、該線路に依り輸送せらるべき露西亞國軍隊及び軍需品は清國領土内に停留すべからざる旨を規定せり。

第九 露西亞國は本條の規定に同意すること能はざるべし。抑も軍費拂戻なるものは、獨り征服せられたる國のみ之を爲すことなり。然るに露西亞國は征服せられたる國に非ず。凡そ一國の領土が敵の爲め僅に攻撃せられたるに過ぎざるに際し、該國は自ら以て征服せられたるものと認むること能はず。縱ひ日本國が沿黒龍江州、沿海州全部を占領したりとするも、露西亞國の活力は毫も之れが爲に侵害せらるべきに非ずして露西亞國は尙ほ戰爭を繼續すべし。獨り日本國の戰捷軍が、露西亞國の内地に進入したる場合に於てのみ露西亞國民は軍費拂戻問題の起りたる所以を了解するを得べし。往年セバストポール陥落後に開催せられたる巴理會議に於てだに、同盟列國は軍費拂

戻問題を起し得べしと認めざりし事實は、露國全權委員に於て日本全權委員の注意を喚起せざるべからずと信する所なり軍費は戦争繼續の方法盡きたる國によりてのみ拂戻さるゝものにして、此の如きは決して露西亞國の現状に非ず。然れども帝國政府は軍費拂戻を拒絶すると同時に、日本國が仕拂ひたる費用にして、戦争其物、並に露西亞國の損害の爲になしたるものにあらずして、戦争の結果、艱苦に陥りたる露西亞國人の利益の爲になしたるものは、之れを日本國に賠償するの至當なるを認識す。俘虜給養費、病者其の他の保護に關する費用の如きは即ち之れに屬するものなり。

第十 露西亞國は此の要求に應ずると能はず。國際關係の實際に於て、此の如き要求を支持するに足るべき先例を發見することは困難なるものゝ如し。加之此の要求は、講和談判者双方が以て其の精神と爲すべき平和的意思と兩立すること難し。縱ひ中立港に於ける露西亞國軍艦が日本國に引渡されたりとするも、日本國が之れが爲に獲得すべき實質的利益は比較的僅少なるべし。又此の如き條項に同意を與ふことは露西亞の威嚴と相容れざるものなり。

第十一 外國の爲に此の如き約務を課せらるゝこと、是れ亦露西亞の威嚴と相容れざるを以て、露西亞國は之れに同意すること能はず。但し帝國政府は近き將來に於て、太平洋に著大なる海軍力を維持するの意向を有せざることは之れを聲明し得べしと信す。

第十二 露西亞國は日本海、オコーツク海及びベーリング海に瀕する沿岸に於て、日本國臣民に漁業權を許與する爲め日本と協定をなすの覺悟なり。但し右漁業權は海洋に瀕する沿岸のみに限り。入江及び河川に及ぶこと能はざるものとす。而して此等方面に於て、既に露西亞國臣民又は外國臣民に屬する權利の依然効力を有すべきは言を待たず。

日本全權委員は、露國の文書を査閲するの必要ありしが爲に、露國全權委員に請求して一時會議を中止せり。

第四 八月十二日午後の會議(韓國問題)

日本全權委員は講和條件に對する逐條審議の準備成り。十二日午後三時再び會議を開き、直に講和條件の第一條たる韓國問題の討議に入る。

小村全權は其討議に入るに先ちて、左の本條新案を提出したり。

第一條 露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て政事上及び軍事上及び經濟上の卓越なる利益を有する事を承認し、日本國が韓國に於て必要と認むる指導、保護及び監理の措置を執るに方り、之を阻礙し又は之れに干渉せざる事を約すべし。而して上記約束の下に於て、露西亞國及び露西亞國臣民は、他の諸外國及び其の臣民、又は人民の現に屬し、又は將來屬することあるべき一切の權利を享有すべきは勿論なり。尙又日露兩國は一切誤解の原因を避けむが爲め、露韓間の國境に於て、露西亞國又は韓國の安全を侵迫することあるべき措置は互に之れを執らざることゝ知るべし。

本條の討議に於て、日露兩國全權委員は三個の論點に關して意見を交換したり。其第一は韓國主權問題なり。本問題に關してはウイットは終に小村全權の提言に服し、唯下の如き決議を會議録に記載するに決せり。曰く、『日本全權委員は、日本國が將來韓國に於て執ることを必要と認むる措置にして、同國の主權を侵害すべきものは、韓國政府と合意の上之を執るべきことを茲に聲明す』と。

論點の第二は露韓間の國境に於ける軍事上の措置なり、露國案は『日本國は韓國に接する露西亞領土の安全を侵迫すべき措置を執らざるべし』と云ふに在り。

日本全權委員は一項を修正して、日露兩國は露韓間の國境に於て露西亞國又は韓國の領土

の安全を侵迫することあるべき措置は之を執らざるべしと爲し、又『本項は戦後築造したる一時的堡壘、並に將來の措置にのみ關するものなり』とすることに合意したり。

最後の論點は、韓國に於ける露國の權利問題なり。此一項に關する露國案は、『露西亞國及露西亞國臣民は、韓國に於て、他の諸外國並に其臣民に現に屬し、又は將來屬することあるべき一切の權利を享有すべし』と云ふに在りしが、日本の新案に於ては、該案文の冒頭に『上記條約の下に於て』なる文字を添加せり。

而して討議の結果更に小村全權の思想を正確に表明すべき新文案を次會の會議に提出すべき旨を約し、午後六時三十分を以て散會したり。當日の會議は午後三時より始まり、討議は約三時間の長きに亘りたり。

露國全權委員は、十四日午前十時開會の會議に於て、所謂新文案なるものを提出し日本全權委員は之を同意し、第一條は確定す。即ち左の如し。

露西亞國政府は、日本國が韓國に於て政事上、軍事上及び經濟上の卓越なる利益を有することを承認し、日本國が韓國に於て必要と認むる指導、保護及び監理の措置を執るに方り、之れを阻礙し、又は之に干渉せざることを約す。韓國に於ける露西亞國臣民は、他の諸外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく、之を換言すれば、最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし。尙ほ日露兩國は、一切誤解の原因を避けんが爲め、露西亞國の國境に於て、露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき、何等の軍事上措置を執らざることに同意す。

第五 八月十四日の會議(滿洲撤兵及び開放問題)

八月十四日午前十時開會滿洲撤兵問題の討議に入れり。露國全權委員は其復答書に於て、第二條の根本的原則を承認したるを聲明すると共に、第二條後段に關する日本の希望を精

確に言明せむことを求めたるを以て、日本全權委員は本條を左の如く修正提議せり。

露西亞國政府は平和條約に附屬する別約の規定に従ひ、日本國と同時に、滿洲より全然撤兵すべき事を約す。又露西亞國政府は其占領又は監理の下に在る滿洲全部を擧げて、全然清國の專屬行政に還附する事を約す。尙ほ同政府は滿洲に於て清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益、又は優先的若くは專屬的讓與若くは免許を現に有せず、又將來之が要求を提出し若くは援助するとなかるべきを聲明す。ウイッテは本案が露國の約束のみを記して日本の約束に及ばざるを非難し、小村全權は日本の約束は第三條に規定したりと答へしが、終にウイッテの意見を容れ、全然第三條を削除し、第二條の前段は左の如く相互的文言を以て記述することに決せり。

日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

一、本條約に附屬する追加約款の規定に従ひ、遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域以外の滿洲より全然且つ同時に撤兵すること。

二、前記地域を除くの外、現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し、又は其の監理の下に在る滿洲全部を擧げて、全然清國の專屬的行政に還附すること。

尋で討議は原案第二條の後段に入れり。

此點に關し、ウイッテは曰く、『法律に準據し、一定の區域内に於て獲得したる一切の權利にして、第三者に於ても同一の利益を受くることを制限せざるものは、之れを特權又は專有權と言ふを得ず、露國は自國臣民に對しても、將た又諸外國人に對しても、未だ會て斯る權利を滿洲に於て獲得するを制限したることなく、又斯の如くにして既に存在したる權利は之れを保護せむことを主張するものなり』と小村全權は滿洲將軍と露國官憲との間に成れる約束、例へば吉林省に於ける鑛山經營の如きは專有權若くは特權の性質を帯びたる

ものなるを説示し、且露國は哈爾濱に於て、鐵道經營の必要上よりも廣大なる地域に行政權を行ひ、其結果日清條約に依りて受けたる權利を享有すること能はざりし實例を舉示して、日本の要求は正當なるを主張したり。而もウイッテは斯くの如き約束又は特權の存するを知らずといひ、若し果して之のあらは必らず之れを廢止すべしと述べ、又露國が哈爾濱に於て行使せる權力は是れ正當に獲得せる財産に對する所有者の權力並に警察權に外ならずといひ、終に小村男爵の提議に基き、左の聲明を以て第二條の後段に記入することに同意せり。

露西亞帝國政府は、清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益、又は優先的若くは專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す。東清鐵道の特許に關し、特に會議録に左の一項を記載することに同意せり。

日露兩國全權委員は、將來に於ける一切誤解の原因を避けむが爲に、茲に滿洲に於ける東清鐵道の敷設及び經營の特許は、門戶開放及び均等待遇主義と相容れざるものに非ず、又右特許に依りて獲得したる土地の區域内に於て、日本皇帝陛下の臣民並に其他の諸外國民は、露西亞國皇帝陛下の臣民と同一の權利及び特權を享有すべきことを聲明す。是に於て第二條の問題は確定し、此日の會議は午後六時を以て終れり。

第六 八月十五日の會議 一、滿洲開放問題

八月十五日午前十時開會清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲めに、一般に共通する措置を執るに當りて、日露兩國は之を阻礙せざることを約束す第四條の討議に入る、露國全權委員は、其復答書に於て本條記述の主意に對し、全然同意を表し、且つ今後、露國は滿洲の如何なる港又は場所たるを問はず、其之を外國貿易の爲に開くに反對せざることを約束すべしと言明し小村全權は大連灣を貿易港とするに付ては、同地が露國行政の下に在りた

る時と同一の條件に於て之を實行すべしと聲明し第四條は原案通りに確定したり。

二、薩哈噠島問題

本問題に關して、先づ左の覺書を露國全權委員に提供したり。
日本全權委員は、少なくとも薩哈噠島の大部分に對する日本國の權利は、露西亞國が之を占領したる以前の時代に遡りて之を認むることを得べきを信ず。且つ該島たる、亞細亞大陸系の自然の連續に非ずして、却つて日本帝國が全然依て以て組成せらるる、群島連鎖の自然且つ必要なる一部を爲すものなりと認む。然れども日本國をして該島の讓渡を要求するに至らしめたる重要な事由は、(第一)日本帝國永遠の安全は、日本國が該島を獨り自ら整理するを要すること、(第二)日本國は戰爭の運命により、薩哈噠島をして其の完全なる占有に歸せしめ、今や該島に於ける露西亞の官憲は、日本の官憲之れに代り、該島は全然日本行政の下に在ること是れなり。日本全權委員の希望する所は、斯くの如くにして獲得したる權利が、露西亞の正式の讓渡により確認せらるるに在り。
ウイッテは此の覺書を読讀して、前日提出したる復答書中本問題に關して表明し置きたる意見を變更する能はざるを聲明し、且つ曰く、「日本並に全世界の公認する條約の効力に依り、十分の權利を以て獲得し、而も三十年以上露國の一部分を構成したる土地を讓與することは、露國の現在の状態に於て未だ之れに同意せざるべらざるほどの地位に達したるものと認るを得ず」と。

是に於て小村男爵は、古來大國にして其の領土を割讓したる歴史上の先例多きを説示し、且つ曰く、「今を距ること約二百五十年、此の地方に未だ露國人あらざりし時より、日本は既に該島の或る部分に於て其の權利を行へり。即ち最初に派遣せられたる日本國官吏が該島を占領したるは千六百二十四年なり。然るに露國人は千八百三年に至りて漸く該島に來

り、千八百五十年までは黒龍江地方及び薩哈噠を領有せざりき。夫の千八百五十一年に始まり、千八百七十五年の條約に依りて了りたる日露間の談判は、露國に利益ある權利名義を設定するに至りたるは事實なり、然れども日本人民の感情は、此の處理の公平なりしを認めず。露國の薩哈噠島に關する舉動を以て、侵略的と看做せり。又地理上より之れを觀れば、薩哈噠島は日本群島の連續にして、軍略上の見地よりすれば、之れを領有するとは、日本國の安全を保護するに缺くべからず」と。ウイッテの論旨は大要左の如し。

一、歴史的事實に依れば、千八百七十五年までは、日本は薩哈噠島に於ては、其の兩端に少數の散在せる漁場を有したるのみ。該島は千八百七十五年の條約に依り日本は千島群島に換へて薩哈噠島に於ける露國の權利を認めたり。

二、薩哈噠島に於ける日本國の歴史の權利なるものは、其の根據薄弱なり。ムラヴキエフが該島を占領するに至りて、日本人は始めて該島に對する注意を惹きたり。

一、日本人の感情は、單に該島を獲得すべかりし時代に獲得せざりしを遺憾とするの念に基けるのみ。露國民の感情は、一層重大にして正當の權利を以て平和的に領有し來りし土地を失ふ能はずとする意に基けり。

一、該島は經濟上に於て、日本の爲に甚だ重要なり、故に露國は日本に對し總て爲し得べき讓與を爲すの覺悟なり。然れども日本は是等の利益を享受する爲に、該島を政治的に領有するの必要あらざるべし。

一、露國は該島を以て日本に對する侵略の基礎と爲すものに非ず。該島は露國に取りて大なる防禦的價値を有せり。

一、隣邦間の戰爭後領土を合併することは、常に永續する怨恨を生せしむるものなることは、千八百七十年獨佛戰爭の結果に徴するも明白なり。

小村男爵は、更は精密に歴史的事實に言及し、『千八百十三年に於て日本政府は既に該島の行政に鞅掌したりしも、交通不便の爲に、其事業は十分有効なる方法を以て行はるゝ能はざりし』を説示し、且つ『千八百五十三年以來、日本は銳意該島の統治を圖りたりしに、露國は或は占領に依り或は外交に依り其領有を獲得したれば、日本人は之を目して侵略的行爲と做したり』と述べ、次に『若し今回の戰爭の主要なる戰場が沿海洲及び黒龍江洲に在りしならば、該島は必ず露國の爲に重要なる根據地たりしなるべし』といひ、又『抑も將來の不利なるものは、領土割讓が相當の理由を缺きたる場合に於てのみ有り得べし。薩哈噠島の割讓は決して之と同一の場合に非ず』と論じ斯の如く兩國全權委員は、互に其主張を固執して相譲らざりしが最後に小村男爵は露國全權委員の再考を求めむが爲に、左記の要旨を摘示したり。

一、日本全權委員は、毫も露國民の感情を無視するものに非ず。然れども日本國民の感情は、半世紀以來恒に存在し、現に同島を占領したる結果極度まで熱熾となりたること。

二、薩哈噠島の領有は、露國に取りては唯利益の問題に過ぎざるも、日本に取りては國安の問題なること。

三、日本が薩哈噠島を領有することたる、國防の目的を以てするに外ならず。

四、露國は二種に執るべき途を有す。即ち日本の占領を默認し、何事をも爲さずして之を放任し置くか、若くは該島の處分に關し日本と協定を爲すかに在る事。

五、將來兩國の友誼的關係の爲め、此際雙方の一致を以て満足に此問題を決し置く方利益なること。

ウイッテは如上の論旨に對してに既に十分に答辯したれば更に之を反復するの必要を見ず

といふ。是に於て兩國全權委員は本條の決定を後日に期し、暫く會議を中止して第六條の討議に移ることゝ爲したり。

第七 八月十五日午後の會議(租借權移轉問題)

八月十五日午後三時、會議は再開せられて遼東半島租借に關する問題の討議に入れり。露國全權委員は、其の復答書に於て、此條項(第九條)に對しては露國政府に異議なきことを聲明したり。然れども露國全權委員は、租借權の移轉讓與に就て二個の條件を提供したり。第一露國は豫め清國の同意を得るに非ざれば租借權を日本に讓與する能はざることを。第二該地方に於ける個人の權利は依然存續せらるべきこと是れなり。日本全權委員は此の點に就て露國全權委員の見地と調和せむが爲に、新に左の如き提案を爲したり。

露國政府は日本國の利益の爲め、旅順口、大連、並に其の附近の領土及び領水の租借權及び該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利、特權、讓與及び免許を拋棄す。又露國政府は前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及び財産を日本國に讓渡す。又日本國政府に於ては、前記地域に於ける個人の財産權が尊重せらるべきことを約す。

即ち此の新案に於ては、原案の『日本に移轉讓渡せらるべし』といへるを改めて『日本の利益の爲に拋棄す』と爲したり。露國全權委員は。此の新案を認めて僅に原案の形式を更改したるに過ぎずと爲し且つ清國の正式の承諾なくして、第三國に其權利義務を全然移轉する如きは不可能なりと論じ又ウイッテは小村男爵に向て、清國の承諾を得るに就き、露國は其力を致すべしとの約束を第六條に附加することを承諾すと聲明し、兩國全權委員は左の文言を採用することに一致したり。

露西亞帝國政府は、清國政府の承諾を以て、旅順口、大連、並に其の附近の領土及び領

水の租借權及び該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利、特權及び讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す。露西亞帝國政府は又、前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及び財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。日本帝國政府に於ては、前記地域に於ける露西亞國民の財産權が完全に尊重せらるべき事を約す。斯くて遼東半島問題も亦茲に確定を告げたり。

第八 八月十六日の會議(鐵道問題)

八月十六日午前九時四十五分開會。東清鐵道問題を討議す。露國全權委員は、主義に於て東清鐵道の讓與を承諾したるも、其復答書に於て、該讓與を約束するに就き、種々の説示を爲したり。政府自ら其責に任じ、而して同會社の所有に歸すべき買上代金は之れを日本に讓步すべしと。

故に日本全權委員は、此日の會議に於て、先づ大要下の如き覺書を提出したり。曰く、『哈爾濱旅順口間の鐵道敷設經營の權利は、遼東半島租借の重要部分を成すものなり。從て該鐵道が其全部及び全延長に亘り、其敷設及び現時經營の根本たる、右租借と連命を共にせざる可からざるは論理上の結果なり。加之兩鐵道線路の自然の區分點は此兩線の交叉點に在り。又日本全權委員は、日本政府が本問題に於ける鐵道線路を保有經營することとは、清國の買收權に關する特許條約の規定及び其他の條件に準據し、露國政府が滿洲橫貫鐵道線路を保有經營すると同様の方法を以て之れを行ふべきことを聲明せむことを欲す。』

ウイッテは南滿洲支線を以て遼東半島租借の一部と認むる能はずと爲し、從つて該支線の讓與は遼東半島租借の讓與より生ずべき論理的結果にあらずと唱へ、又哈爾濱が兩線の

自然の區分點なることをも認むること能はざれば、現に日本軍隊の占領する部分の線路のみを日本に讓與することを諾すべしと述べたり。

兩國全權委員の見解に差違あること斯くの如し。是に於て小村全權は日本の取りたる解釋を説明せり。曰く「該支線の敷設は、最初遼東半島租借に關する條約第八條を以て免許せられ、其結果、此支線は該租借の主要且つ離るべからざる部分を成せり。日本が該支線全部を要求するは此理由に基くものなり。況むや此支線たる單に旅順口との連絡のみを目的として敷設せられたるものなれば一旦遼東半島の租借にして日本に讓與せられたる以上は、該支線は露國に取りては最早何等所有の理由なきものに於てをや。且つ該鐵道の讓渡は、前記租借の讓渡と同性質のものなれば、清國政府の承諾を以て、日本に對し直接に之を爲さざる可からず」と。然れどウイッテは鐵道移轉の手續に就て再び前説を反復し「露國政府は唯だ清國をして期限に先ちて該鐵道を買収するを得せしめ、以て其買収代價を日本に轉交するの外なし」と主張したり。然れども斯る手續を行ふに於ては日本は或る金額を得るのみにて鐵道要求の本旨と相適はざるのみならず、露國全權委員が、主義に於て本條の要求を是認したる所以のもの亦無意義となるべし。是を以て兩國全權委員は互ひに意見を交換したる後、ウイッテは終に前説を抛棄し、露國は清國が該鐵道を其儘日本に移轉すること及び此事に付き、遼東半島租借讓渡の場合に協定したると同一の手續を採用することに對し、更に何等の異議なきことを聲明するに至れり。

次に小村男爵は、日本は支線全體を要求せざるべからざるがゆゑに、兩國鐵道線の區分點は哈爾濱ならざるべからざる政治的理由を列叙したる後、「遼東半島の租借にして一旦讓與せられたる以上は、支線全體が同様の運命に従ふことは當然なり」と説きたるに、ウイッテは哈爾濱を兩線の區分點とするの不可なる理由を擧げて、(一)哈爾濱は、單に技術上の考

量により、松花江上に橋梁を架設するに便利なる地形を有するものとして選ばれたるに過ぎざれば、終極の停車場たるに必要な資格を有せず。(二)日本軍隊は未だ哈爾濱に到達せず。故に同軍隊が有効に占領せるもの、外。日本に讓渡せざること、なすは正常なるべしといふ。是に於て小村男爵は哈爾濱を兩線の區分點とする意見を抛棄し、「若し露國にして哈爾濱に至るまでの線路を讓渡すを不可能とせば、本區分點は地形上及び天然上に於て重要な場所たらざるべからず」と述べ、遂に互讓の結果公主嶺以北に於ける第一の都會寬城子(長春)まで移すことに讓歩し、斯くて東清鐵道問題は左の如く確定したり。

露西亞政府は、寬城子(長春)旅順口間の鐵道及び其の一切の支線、並に同地方に於て之れに附屬する一切の權利、特權及び財産及び同地方に於て該鐵道に屬し、又は其の利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑の補償を受くることなく、且つ清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。兩締約國は前記規定に係る清國政府の同意を得べきことを互に約す。

而して兩國全權委員は、將來に於ける一切誤解の原因を避けむが爲に、日本の所有に歸する南滿洲鐵道の敷設及び經營の特許は、門戶開放主義と相容れざるものに非ず、又右特許に依りて獲得したる土地の區域内に於て、露國の臣民、並に其他の諸外國民は日本國民と同一の權利及び特權を享有すべきの聲明を會議録に留むることに合意したり。

會議は午後一時より三時まで休止せられ、尋で再び開會し、滿洲橫貫鐵道の經營方法に關する問題(第八條)の討議に進みしが、露國全權委員は該鐵道を軍事上の目的にも使用する主義を取らむとするもの、如し。小村全權は日本提議の趣旨を明白ならしめむが爲に、此の點に關して露國全權委員の注意を喚起したるに、ウイッテの説明は大要左の如し。

此の輸送は、平時に於て露國領土の一部より他部に向け少數の露國兵を移動する爲に行

はるゝに外ならずして、露國が沿海洲及び沿黒龍江洲を領有することは此措置を必要止むを得ざるものたらしめたり。而して該鐵道に依り輸送せらるる露國軍隊及び軍需品は清國領土内に停留すべからずとの條件に服する以上は、全く商工業の爲にのみ該鐵道を用うるの主義と相反するものに非ず。

乃ち討議の結果、第一露國は滿洲横貫鐵道を全く商工業の爲にのみ用うるを約束すること、第二日本が自ら滿洲に於て經營する鐵道に關しても同一の約束を受諾すること、第三此相互的約束は、遼東半島租借權が其効力を及ぼす地域に在る鐵道には適用せざることに合意し、第八條は左の如く決定したり。

日本國及び露西亞國は、滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り保有經營し、決して軍略の目的を以て之を保有經營せざることを約す。該制限は遼東半島租借權が其効力を及ぼす地域には關係なきこと勿論なりとす。會議は午後六時三十分を終れり。

第九 八月十七日の會議(軍費拂戻問題)

八月十七日午前九時四十五分開會。軍費拂戻問題(第九條)の討議に入らむことを提議し、新に左の如き一の覺書を露國全權委員に交附せり。

日本國全權委員は、本條に關する露西亞國全權委員の説に對し、最も慎重なる考量を加へたるも、露西亞國全權委員が、本件日本國の要求を認諾することより演繹せむと欲する所の結論には同意を表する能はず。右日本國の要求を認諾することは、決して露西亞國は今後戰爭を繼續する能はずとの推論を生ずべきものに非ず。日本國全權委員は、露西亞國に對し屈辱的性質を有し、又は大國の威嚴の眞正なる意義と相容れざる如き條件を要求するの意思毫も之れあるなく、却つて事の實際に鑑み、軍費拂戻の主義を認諾す

るは、日本軍が是迄常に成功を博したる歴史的事實を認識するに外ならざることは、文明世界の普く異論なき所なるべきを信す。

日本國の要求は、毫も間接若くは因縁的性質のものを包含せず、嚴に戰爭の直接實費のみに制限せられたるものにして、該範圍までは、日本帝國政府に於て拂戻を受くる正當の權利あるものと確信す。故に日本國全權委員は該要求を拋棄すること能はず。然れども實際用うべき形式、並に拂戻金額整定の問題に關しては、日本國全權委員は、交還妥協の精神を以て之を議せむとするの覺悟なるを以て、露西亞全權委員に於て、右等の事由に鑑み木件を再考せられむことを熱望するの止むを得ざるを感ず。

彼は本問題に就ては既に復答書に於て其の所見を言明したるを以て今茲に之を反復するの必要を認めずといひ、日本全權委員は妥協に達するの最良徑は互に交還の精神を以て本問題を審議するに在り、露國全權委員は雙方意見を異にする理由を明確にする爲め、友誼的討議とするやと問ふ。ウキツテ答へて「雙方意見を異にする理由を明確にする爲め、友誼的討議を爲すとは敢て拒む所に非ざるも本問題の討議は全然恰當すべき新基礎の發見せられざる以上は、爾かく相違せる雙方所見を調和し得べきを見ず」といひ、彼の所謂商議の基礎なるものを説て「露國全權委員に於ては其復答書に於て、此の問題に關する商議の基礎となり得べきものとして日本人が人道の目的に支出したる某々費用拂戻の議に就き妥協を爲さむことを試みたり。然れども軍費拂戻は全然露國の現實の位地と相應せず。露國は其の威嚴と相容れざる條件に服せむよりは、寧ろ再び干戈を執らむことを欲するものなり」と言へり。小村全權は「露國が戰爭を繼續するの力あるは之を認むるも、日本亦戰爭を繼續するの覺悟あり」と應酬し、更に一轉して大局の利害に論及して曰く、「本會議刻下の問題は、事局を極端に推進せしむるに先ち、一個の解決を發見するに在り。露國にして其國家利益

の全般を考量するに於ては、多少金錢上の犠牲を供し、以て其一層重大なる國利を防護するの得策なるを知らむ。古へより世界の大強國にして、此種の事情に際し、犠牲を供したるもの往々之れあり。日本の提出したる頗る穩當なる講和條件は、専ら今日までに得たる戦争の結果に顧みて案出せられたるものにして、而も右の結果に比すれば實に輕少なるものとす。若し戰連露國に利ありしならむには、露國は之に比し頗る苛酷なる條件を提出したるべきは、過去の歴史の證する所なり。日本が有利に戦争を繼續し得ること頗る確實なるの位地に在るに拘らず、斯くも謙讓なる條件を提出したる所以は、全く誠實に人道の主義を重じ、兩國共通の利益の爲め、將た人類全般の慶福の爲め、平和の局を結ばむことを熱望したるに由る。兩國互に干戈相争ふの間、他の諸國は孰れも全力を經濟上の競争に傾注し、各其地歩を占めつゝあるに拘はらず、兩國は之が後に睦若たり。戦争を終止し、世界の經濟的競争に復歸するは、兩國真正の利益に非ずして何ぞや」と。

ウイッテ曰く、「露國は平和を希望すと雖も、如何なる代價を拂ふても平和を求むるの止むを得ざる位地に到達したるに非ず。露國は必要なる戦争を繼續するが爲に一切の方法を盡すことは、屈辱的平和を買ふに比し一層容易なり」と。次に彼は日本の提出條件が決して人道及び平和の感情を表彰したるものに非ず。却つて其心中將來に豫期せる軍事的成功を計量して、苟も可能と思惟せる所のものは、擧げて之を露國より奪取せむとするの意思なることを證明せりと論難し、更に曰く。

若し露國にして日本と其の地位を代へむか。露國は其の敵國の首府を占領せざる間は、決して軍費の拂戻を要求せざるべし。日本は其の既成事實と土地占領とを以て既に確定したるものと爲すと雖も、國際法に於ては土地は之れを占領するのみを以て足れりとせず、又之れを保有し得ることゝ爲さる可からず。戦争を終止し、世界の經濟的競争に

復歸すること兩國に取り得策なるは勿論なるも、余は日本全權委員に於て此の目的を達せむとする誠實なる意思あるものと認むるを得ず。今日までの談判にては、露國は苟も讓歩し得べき點に就ては、各問題に關し悉く讓歩し來りたり。而も今や露國の威嚴に關し、最早讓歩し得ざる點に達せり。

小村全權は重ねてウイッテの反省を求め、ウイッテが既定事實に就てすら、其重要なる一事項を承認することを拒絶したるを擧げて、所謂露國の讓歩なるものゝ價値なきことを説示したり。討議は午後零時四十五分に至りて、兩國全權委員の意見終に一致せず。乃ち一たび會議を休止し、更に午後三時より次の第十條を討議するに決す。午後の會議に先ちて、露國全權委員は軍費拂戻に關する覺書を日本全權委員の手に交附したり、其要領左の如し、

露西亞國全權委員は、戦争を終止するを得べき妥協を爲さむとする最も誠實なる希望を懷くに拘らず、苟も其の敵國に對し、彼が軍事上如何なる大成功を博し得たりとするも、軍費拂戻を約束すべき講和條件には到底記名する能はず。

抑も露國は今日に至るまで軍事上幸運に際會せずと雖も未だ戰勝國の意思に屈復すべき戰敗國の位地に陥りたるものに非ざるが故に、之に對し軍費拂戻を請求するが如きは、之を國際關係の歴史に照すも、又之を衡平の原理に律するも到底正當なりといふを得ざるべし。故に如上の處理に適應せしむるが爲め用うべき形式、並に拂戻金額の釐定に關する攻究は無益に屬するものなりとす。

第十 八月十七日午後の會議(中立港抑留軍艦及海軍力制限問題)

八月十七日午後三時開會日本提出案第十條の討議に入る。露國全權委員は既に其復答書に於て此種の要求は國際法並に露國の威嚴に戻るものなるが故に、露國は之れを受諾する能

はずと陳辯したりしが、日本全權委員は新に一の覺書を露國全權委員に交附したり。日本全權委員に於て本件要求を提出したるは、該要求の承諾せられたる場合に、日本國に移動すべき物質的利益に基くものなり。本件要求に對し、國際關係上適切なる先例の之を支持すべき者なきは疑ひなき事實なりと雖も、是れ古來未だ曾て交戰國の軍艦が、戰闘の結果に因り中立港灣に避難し抑留せられたるの事實なきに基因するものなり。若し本件軍艦にして長期の避難を許容せられざりしならむには、其の大部分は遂に日本軍の手に落ちたりしなるべし。交戰國軍艦が中立國港内に避難し、以て戰闘の結果を免がる、ことは正義の原則と相容るものと見るを得ず。又國際義務の遂行に關しては、何等國家の威嚴なる問題の存すべき理なし。而して日本全權委員の要求する所は、單に戰闘中損害を被むりたる艦船にのみ關するものなり。依て日本國全權委員は該要求を維持するの正當なるを信す。

兩國全權委員は此の問題に就ても亦意見の合一を見る能はざりしが、雙方主張の要點は左の如し。

小村男爵の主張

一、清國は戰爭の當初、嚴正中立を守るの意思を聲明したりと雖も、毫も中立國の義務を果すに必要な實力を具へたることなし。然るに露國軍艦は、海戰中損害を受け、清國の港口に避難し、而して清國中立規則が二十四時間内に出港するに非ざれば、武装を解除することを要するにも拘らず、數週に亘り處決せず、彼等が遂に武装を解除したるも、是れ其任意の行爲に非ず、又清國官憲の處分にも非ず。一に日本海軍の威壓の結果なり。

一、右等の事情に際し、日本海軍は其交戰權を防護せむが爲め、清國の港口に入り、之を

實行するの權利を有したりしも、日本海軍が此舉に出でざりしは、全く開戰當初に爲したる日本の宣言を守り、諸外國の商業上の利益を害せむことを避けたるなり。

一、國際法の原則、並に先例に依れば、若し中立國として其義務を履行する能はざる時は、交戰國は中立國の領域内に於て自ら其交戰權を實行するを得べし而も日本が戰爭中、右の權利を實行せざりしは、露國との商議に於て之れを處理せむが爲に外ならざりしなり。

ツイッテの主張

一、一軍艦又は一軍隊にして、中立國の領地又は港内に避難したるものは、武装を解除するを要するも敵に交附せらるべきものに非るは國際法の原則なり。若し雙方所見の岐るゝ所、單に此問題にのみ關すとせば、之を國際仲裁裁判所に提起するも可なり。

一、交戰國艦隊が中立港に入り、其敵に對し戰爭行爲をなすの權ありとの小村男爵の見解には全く同意する能はず。

一、當時日本海軍の執るべき途は一ありしのみ。即ち公海に於て露國軍艦を待受け、其中立港を出でたる時之れを攻撃するに在り。然るに事實を見るに、露國軍艦は武装を解除し、戰爭の終に至るまで中立港に止まれり。戰爭一たび終らむか、右軍艦の孰れの國に屬すべきかに就ては一點の疑問あるなし。故に露國は本問題に關し日本の要求の正當なるを認むる能はず。

兩國全權委員は如上の異見を認めたる上、第十一條の討議に進めり。露國全權委員は、曩に提供したる復答書の文言を會議録に留めむことを提議したり。其文言は要するに、『外國の爲に此の如き約務を課せらるゝは露國の威嚴と相容れざるを以て、露國全權委員は之に同意する能はず。但し露國政府は近き將來に於て、太平洋に著大なる海軍力を維持するの

意向を有せず」といふに在り。

日本全權委員は所謂「著大なる海軍力及近き將來」なる語の意義極めて不確實なれば、茲に判然之を決定するを要することを説きたり。之に對して露國全權委員は、如上の文義を一層精確にすべき語法あるを見ずといひ、且兩國にして其の良好關係を維持するの誠意あるに於ては文字の如きは別に重きを置くに足らずと答へ、亦終に雙方の意見の調和を見る能はず。因て午後六時二十分を以て此日の會議を閉ぢたり。

第十一 (海軍力制限及漁業權問題)

十八日午前十時開會。再び第十一條の討議を繼續したるも結局本條を決定する能はざるを以て、日本全權委員は特別なる一個の宣言書を提出し、之に關する非正式會議ありたる後午後三時半を以て再び本會議を開き、第十二條の討議に移れり。而して本問題に就ては日本全權委員は露國全權委員の復答を承諾したるを以て、第十二條は左の如く確定したり。露西亞國は日本海、オコーツク海及ベーリング海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲め、日本國と協定をなすべきことを欲す。而して前記方面に於て既に露西亞國臣民又は外國臣民に屬する所の權利の依然効力を有すべきは言を俟たず。

此日の會議は午後四時半に閉ぢたり。而して次の會議は八月二十二日午後三時まで延期し同日に至り更に翌日に延期せり。

第十二 八月二十三日の會議

八月二十三日午後二時三十分開會。ウイッテ曰く「講和會議の事業は今や日本全權委員より提出せられたる條件の大部分を成立せしむるに至りたれども、未だ意見一致に至らざる者四項あり。乃ち茲に其の意見相違の原因を攻究し、以て出來得るだけ之を排除せむと。小

村全權も之に同意なりと答へ、日本全權委員が「薩哈噠島割讓並に軍費拂戻の問題にして満足に處理せらるゝに於ては、第十及第十一の二條件を撤回すべし」と提議（十八日提出の第一妥協案）したるは、亦日本政府が平和を希望するの誠實を表彰したるに外ならずと述べ、今又更に露國全權委員に對し相互的讓歩を提出せむとすといひ、左の覺書を交付したり。

- 一、薩哈噠島を二分し、北緯五十度以北の地は露西亞に還附し、該緯度以南の地は日本に屬せしむること。
- 一、日本國及露西亞國は宗谷海峽及韃靼海峽の自由航行を阻礙すべき何等の措置を執らざることを互に約すること。
- 一、露西亞國は北緯五十度以北に在る薩哈噠島一部の還附に對する報酬として、金十二億圓を日本に仕拂ふこと。
- 一、上記の趣旨に於て協定成立せば、日本國は軍費拂戻に關する要求を撤回すること。但し此の撤回は露西亞國俘虜の保護及び給養の爲め、日本の支出したる經費に及ばざること。

ウイッテは日本の提案に對し、自己の意見を吐露するに先ち、「日本全權委員は形式の如何を問はず、俘虜給養費以外の軍費拂戻の思想を一切脱却せる協定、又は融合案を成立せしむるを得べしと思惟せざるや」と質問したり。

小村全權答へて曰く、「日本全權委員の提案は、薩哈噠島讓與及軍費拂戻の二大問題解決に關する一切の困難を排除するの目的を以て作成せられたるものなり。此の提案にして採用せらるゝ所とならむか、一方に於ては、日本政府が歴史的權利及び現に占領中なる事實に鑑みて其の領有を緊要とする薩哈噠島に關する妥協となり、他の一方に於ては、露國全權

委員が拂戻の名義の下に仕拂ふことを拒みたる軍費問題に關する妥協となるべし。且つ本案の形式たるや、露國全權が頗る強固に維持したる異議を排除し、同時に薩哈噠島北部を露國に還附する方法にして、日本は之れを還附するの代償として正當の領收すべき金額を要求せむとするに在り。而して軍費拂戻要求の撤回は、本案の受諾を條件とするに非ざれば行はれざるものなり」とウイツテ曰く「若し露國に於て薩哈噠島全部を日本に讓與すると假定せば、日本は如上の條件にて金錢上の拂戻に關する一切の思想を拋棄するを得べきや否や」とウイツテは附言して是れ全然個人的假定なりといへり。小村全權は「日本に取りて軍費拂戻の要求を拋棄するの困難なるは薩哈噠島全部の還附に同意するの困難なるに同じ。本案は如上の困難に對し雙方より各々半途づゝ歩み合せて解決を與ふるを旨としたるものなり」といひ、更に雙方交讓の必要を説示したり。尋で兩國全權委員の間に左の如き意見の交換あり。

ウイツテ曰く、露國にして若し日本提案を受諾したりとせむか、露國は協定せらるべき金額を拂ひ、薩哈噠島の半部を保有することとなり、又之を拒絶するに於ては、露國は金額を保有し、薩哈噠島を棄ることとなるなり。就ては露國に於て右第二の辨法を受諾すと假定せむ。但し露國政府より爲す正式の提議にはあらず。單に日本提案其物の論理的推論なることを茲に明確に爲し置くべし。而して上述の融合案に關する日本政府の意見如何を知りたし。

小村全權曰く、露國全權委員は右の融合案を以て本案の論理的結果なりと認めらるゝも、本案は軍費拂戻の要求を棄てざるの趣意なれば、露國全權委員の所論は、たとひ形式上日本提案の論理推論なりとするも、實質上よりいへば、全然之れに反するものなり。ウイツテ曰く、然らば本日の會議全體の經過により、軍費拂戻の思想を全く含まざる融合

案は、一切日本に於て承諾する能はざるものと結論して可なるや。

小村全權曰く、然り、今茲に提議したる形式以外の融合案は總て承諾する能はさればなり。小村全權は更に説示して曰く、「本案にして承諾せられむか、以て兩國間に一切不滿の原因を貽すことなきを得べし。其故他なし、本案の要旨は相互の讓歩に在り。而して此事たる雙方の任意行動にして他の強制に由るものにあざればなり」依て露國全權委員ウイツテは「小村全權の説明に依り、日本の提案は其實質に於て新たな形式の下に軍費拂戻の要求を包含するものにして、該約款なき他の一切の方案は、日本の受諾する所ならざるべきは全然明瞭となれり」と答へ、最後に「露國は俘虜給養費以外の軍費拂戻に同意する能はず、從て本案は到底露國の受諾を得べき見込なし」と明言したり。彼は更に二十六日を以て最後會議を開かむことを提議し、日本全權委員之れに同意したれば、再び二日間の延期を見るに至れり。

第十三 八月二十九日の會議

二十六日に開かるべき會議は二十八日に延期せられ、更に一日を延べて二十九日に最終の會議を開けり。

二十九日、午前十時五十五分開會。ウイツテは二十二日の會議に於て日本全權委員の提出したる妥協案に對する露國政府の正式回答を提示せり。其覺書の要領左の如し。

俘虜給養費以外に何等の仕拂を爲すとは、講和會議開始の當初、露西亞國の列擧したる重要の一基礎に戻るが故に、露西亞國政府は、前記提議を承諾する能はず、皇帝陛下は絶東平和の回復に資せむとの誠實なる希望を有せらるゝ一新證として、薩哈噠島北部を何等金錢上の報償なくして、露國の保有に委することを條件として、同島南部を日本國に讓